

川崎市公告第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久末字宮谷473番14
ほか2筆
2,998平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区鉄町2075番地3
社会福祉法人 緑成会
理事長 田中 實
- 3 予定建築物の用途
特別養護老人ホーム
計画戸数：66戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年11月25日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第133号
平成30年3月8日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第159号（変更）

川崎市公告第213号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき、川崎市森林整備計画を平成30年3月30日付けで策定したので、同法第10条の5第10項の規定に基づき公表するため、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供します。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 縦覧場所
川崎市都市農業振興センター農業振興課
（事務所所在地 川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番7号 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階）
- 2 閲覧時間
川崎市の休日を守る条例（平成元年条例第16号）第1条に規定する市の休日以外の日の8時30分から17時15分まで

公 告（ 調 達 ）**川崎市公告（調達）第238号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称及び数量
教育機関向けライセンス総合契約（川崎市教育委員会版）
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 大塚商会 神奈川LA販売課
課長 木次 良輔
横浜市神奈川区金港町3丁目3番地
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
42,553,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年1月25日

川崎市公告（調達）第239号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 件名
課税資料イメージ管理システム導入業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から平成35年12月31日まで
- 3 履行場所
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル5階ほか
- 4 業務概要
(1) 業務目的
市民税・県民税の課税資料を紙媒体ではなくイメージデータで管理することにより、課税資料の整理・編綴作業や課税資料原本の確認作業に係る事務負担を軽減し、業務効率の改善を図る。
(2) 業務内容
ア 課税資料イメージ管理システムの構築及び導入作業
イ システム運用・保守（税制改正対応、障害対応、運用保証等）
ウ 操作研修
エ その他本市と受託者が協議により決定した事項
- 5 参加資格
(1) 国及び地方公共団体から取引停止の措置を受けて

いる期間中の者でないこと。

- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に記載されていること(業者区分「委託」/業種「22(電算関連業務)」/種目「01(システム開発)」)。
- (4) 法人であること。
- (5) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと(更正計画の認可決定がなされている場合は除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(再生計画の認可決定がなされている場合は除く)。
- (6) 経営状態が不健全であると認められず、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) プライバシーマーク又はISO27001等を取得し、個人情報情報の取扱いについて適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (8) 政令指定都市又は同程度の人口規模(概ね70万人以上)の市又は特別区において、課税資料イメージ管理システムの導入実績を有すること。

6 担当部局

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部市民税管理課個人市民税係

電話:044-200-2229(直通)

メールアドレス:23simka@city.kawasaki.jp

7 企画提案書募集要項、仕様書等の配布

- (1) 配布期間
平成30年4月10日(火)から平成30年4月23日(月)まで
ただし閉庁日(土曜日、日曜日及び休日)を除く
- (2) 配布場所
「6 担当部局」と同じ
(本市ウェブサイトからもダウンロード可能)

8 参加意向申出書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出期限
平成30年4月23日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出先
「6 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法
提出先に持参、又は郵送すること
- (4) 提出書類
ア 参加意向申出書 1部
イ 誓約書 1部
ウ 応募事業者概要 1部

エ I SMS登録証の写しなど情報セキュリティに関する規格を取得していることを証明する書類 1部

オ 政令指定都市等における課税資料イメージ管理システムの導入実績を有することを確認できる書類 1部

- (5) 提案資格の確認結果の通知
参加意向申出書を提出した者に対し、平成30年4月25日(水)に提案資格の確認結果を電子メールにより通知する。
- (6) 留意事項
提出された書類は返却しない。また、提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じること。

9 企画提案書等の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出期限
平成30年5月15日(火)午後5時(必着)
- (2) 提出先
「6 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法
提出先に持参、又は郵送すること
- (4) 提出書類
ア 企画提案書表紙 1部
イ 企画提案書本文 10部(A4版、50ページ以内)
ウ 見積書 10部
エ 付属資料 10部

10 質問

- (1) 質問の方法
本業務の内容に係る質問については、「課税資料イメージ管理システム導入業務に関する質問票」(別紙)を電子メールに添付し、質問を行うこと。
- (2) 宛先
「6 担当部局」と同じ
- (3) 質問の回答
電子メールにより回答する。なお、回答は参加申出者全てに対して質問者を明らかにしない形で送付する。

11 審査

- (1) 一次審査(書類審査)
企画提案書の内容について採点し、上位5者を二次審査選考対象事業者として選考する。なお、参加事業者が5者以下である場合は、一次審査を行わず、一次審査で審査すべき内容は二次審査で併せて審査する。
- (2) 二次審査(提案説明)
ア 概要
一次審査を通過した事業者について、企画提案書に基づく提案説明(プレゼンテーション)及び

提案する課税資料イメージ管理システムに係る操作方法等の実演等（デモンストレーション）を実施し、採点する（概ね1時間程度）。その後、一次審査と二次審査の点数を合計し、最高位の者を受託候補者として選定する。

イ 提案説明の実施日

平成30年5月28日（月）から平成30年6月8日（金）までのうちいずれか1日（土曜日及び日曜日を除く）

(3) 主な審査基準

ア 事業者の概要

イ 他自治体への納入実績

ウ 税務基幹パッケージソフトとの連携実績

エ 本業務を遂行する体制の妥当性

オ 本市の要件と課税資料イメージ管理システムの機能との適合度

カ セキュリティ対策の妥当性

キ スケジュール、作業計画等の妥当性

ク プロジェクト管理、品質管理等の管理手法の妥当性

ケ 見積額の妥当性

(4) 審査結果の通知

ア 一次審査

平成30年5月25日（金）に電子メールで通知する。

イ 二次審査

平成30年6月22日（金）に電子メールで通知する。

(5) 審査結果が同点であった場合の措置

審査の結果、複数の参加申出者に対する評価が同点となった場合は、当該同点となった参加申出者のうち、提案金額が最も低い者を受託候補者として選定する。

12 事業規模概算額

導入作業費、ソフトウェアライセンス取得費等の一時経費（イニシャルコスト）については17,640,000円を、ソフトウェア利用料、保守・運用費用等の経常経費（ランニングコスト）については月額172,500円（年額2,070,000円）とする（消費税及び地方消費税を除く）。

13 その他

(1) 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約保証金

契約金額の10%とする。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除する。

(4) 前払金の要否

不要とする。

(5) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案者の負担とする。

(6) その他詳細について

詳細については、別紙「課税資料イメージ管理システム導入業務委託事業者選定に係る企画提案書募集要項」を参照すること。

14 Outline

(1) Topic: Taxation Document Image Management System Project

(2) Participant Application Deadline: April 23rd (Mon) 2018, 5pm

(3) Plan Proposal Submission Deadline: May 15th (Tues) 2018, 5pm

(4) Office (Contact and Proposal Submission details)

Municipal Residents Tax Administration Section in charge of Individual Citizen Tax Taxation Department, Finance Bureau, Kawasaki Miyuki building, 5th floor, 1-8-9, Isago, Kawasaki-shi, Kawasaki-ku, 〒210-0006
TEL : 044-200-2229

E-mail : 23simka@city.kawasaki.jp

川崎市公告（調達）第240号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度特定個人情報の取扱い等に関する監査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

(4) 委託概要

助言型の情報セキュリティ外部監査を実施するもの。詳細は、3(1)の場所で縦覧に供する「委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。

- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去3年間に、本件と同程度の特定個人情報の取扱い事務に対する情報セキュリティ監査業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務について確実に履行することができること。
 - (5) 経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。
 - (6) ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
 - (7) 3(1)の場所で縦覧に供する「委託仕様書」に定める監査人要件を満たす者が監査を行うこと。
 - (8) 監査対象となる特定個人情報利用事務に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)~(7)を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。
- ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階 ICT推進課
総務企画局情報管理部 ICT推進課情報セキュリティ・調整担当
電話 044-200-2924 (直通)
FAX 044-200-3752
電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
平成30年4月10日(火)から18日(水)までとします(平日8時30分から正午まで及び13時から17時15分まで(土日を除く。))。
 - (3) 提出方法
持参又は郵送(いずれの場合も、平成30年4月18日(水)17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部 ICT推進課に確実に到着する必要があります。)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
平成30年4月19日(木)13時から17時15分まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に

- 電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
 - (3) 入札説明書等の交付
「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、入札説明書、仕様書等を交付します。交付の日時及び方法は、4(1)(ただし書きを含む。)と同じです。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
 - (2) 問合せ受付期間
平成30年4月19日(木)から23日(月)までとします(平日8時30分から正午まで及び13時から17時15分まで(土日を除く。))。
 - (3) 問合せ方法
問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上FAX、電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書をFAX又は電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。ただし、入札参加資格の無い者からの質問は、受け付けません。
 - (4) 回答
平成30年4月24日(火)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、FAX又は電子メールで送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8に相当する額(消費税額及び地方消費税)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してく

ださい。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年4月27日(金)13時30分
- イ 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条第各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告(調達)第241号

入札公告

川崎市子ども家庭センター空調設備保守点検委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市 市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市子ども家庭センター空調設備保守点検委託

(2) 履行場所

川崎市幸区鹿島田1-21-9
川崎市子ども家庭センター

(3) 履行期限

平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

入札説明書及び仕様書による

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) ISO9001認証取得をしていること。
- (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
- (5) 施設維持管理に係る契約実績を同一案件にて、1契約で200万円以上の契約実績を有すること。
- (6) 建築物環境衛生総合管理業の登録を「神奈川県知事」「川崎市市長」「横浜市市長」のいずれかでやっていること。
- (7) 平成29年度・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持 管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されている者。
- (8) 過去5年間(平成25年度以降)で本市又は官公庁と類似委託業務の契約があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市幸区鹿島田1-21-9
川崎市子ども家庭センター
電話 044-542-1234(代表)

※ 競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます

す。

(2) 提出期間

平成30年 4月10日(火) から平成30年 4月17日(火)

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 2 一般競争入札参加資格に関する事項の(3)を証明する書類

イ 2 一般競争入札参加資格に関する事項(6)を確認できる書類

ウ 2 一般競争入札参加資格に関する事項(8)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書等を平成30年4月18日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ(1)と同じ

(2) 交付日時 平成30年4月18日(水) 9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成30年 4月18日(水) から平成30年 4月19日(木) 9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 45katei@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-542-1728

ウ 持 参 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先 (1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年 4月20日(金)

全社へ文書(電子メール又はFAX)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2一般競争入札参加資格に関する事項の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成30年4月25日(水) 10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市幸区鹿島田1-21-9 川崎市子ども家庭センター 1階 相談室2

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

詳細は入札説明書によります。

川崎市公告(調達)第242号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

第39回九都県市合同防災訓練(平成30年度川崎市総合防災訓練)会場設営運営等業務

(2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島 東公園他

(3) 完了期限

平成30年10月31日(水)限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種が「その他業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で、九都県市合同防災訓練もしくは、九都県市合同防災訓練と同規模で、都道府県又は政令指定都市が主催する訓練に係る契約実績があること。
- 3 競争入札参加確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 池田
電 話 044-200-2722(直通)
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成30年4月10日(火)から平成30年4月13日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。
- (3) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会
- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て平成30年4月16日(月)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。
- ア 日時
平成30年4月16日(月)午後3時から午後5時15分まで
- イ 場所
3(1)に同じ
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」

- の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。
- (3) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成30年4月17日(火)から平成30年4月20日(金)までの
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メールによります。
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (5) 回答期日・方法
平成30年4月24日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。
- (6) その他
(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、F A Xによります。
F A X 044-200-3972
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は契約金額の総額で行います。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 平成30年4月27日(金)午前9時00分
- イ 入札場所 〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ

ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の
質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情
報」において、本件の公表情報詳細のページからダ
ウンロードできます。

川崎市公告(調達)第243号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に 付する事項	件名 川崎市立看護短期大学受付・案内、警備、駐車等管理業務委託
	履行場所 川崎市立看護短期大学(川崎市幸区小倉4丁目30番1号)
	履行期限 平成30年5月1日から平成33年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「人的警備」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に本学施設と同等規模以上の施設(敷地面積12,375.82㎡、建物延床面積9,418.48㎡)に関して、類似の契約(必ず警備員を常駐した業務委託契約であること。)履行実績(元請に限る。履行中のものを含む。)を有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市健康福祉局市立看護短期大学事務局総務学生課総務係 (〒212-0054 川崎市幸区小倉4-30-1) 電話番号 044-587-3500
入札日時等	平成30年4月23日(月)14時00分(川崎市立看護短期大学 会議室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

そ の 他

- ・本件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。
- ・特定業務委託契約は、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。契約に違反した場合は、受注者の責任となり、契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御認識してください。詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

川崎市公告（調達）第244号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- | | |
|------------|--------|
| (1) 重金属安定剤 | 約272トン |
| (2) 重曹 | 約500トン |
| (3) アンモニア水 | 約541トン |

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

- | | |
|------------|------------|
| (1) 重金属安定剤 | 平成30年3月19日 |
| (2) 重曹 | 平成30年3月8日 |
| (3) アンモニア水 | 平成30年3月8日 |

4 落札者の氏名及び住所

- | | |
|------------|--|
| (1) 重金属安定剤 | 大成クリーン株式会社
代表取締役 加藤 直彦
川崎市川崎区中島一丁目7番1号 |
| (2) 重曹 | アイ・ケミカル株式会社
代表取締役 平野 清文
神奈川県高座郡寒川町大曲一丁目9番40号 |
| (3) アンモニア水 | 株式会社ホンダ
代表取締役 本田 啓子
川崎市川崎区池田一丁目13番8号 |

5 落札金額（税抜き単価）

- | | |
|------------|----------|
| (1) 重金属安定剤 | 215,000円 |
| (2) 重曹 | 152,000円 |
| (3) アンモニア水 | 56,000円 |

6 契約の相手方を決定した手続

- | | |
|------------|--------|
| (1) 重金属安定剤 | 一般競争入札 |
|------------|--------|

- | | |
|--------|--------|
| (2) 重曹 | 一般競争入札 |
|--------|--------|

- | | |
|------------|--------|
| (3) アンモニア水 | 一般競争入札 |
|------------|--------|

7 入札の公告を行った日

- | | |
|------------|------------|
| (1) 重金属安定剤 | 平成30年1月10日 |
| (2) 重曹 | 平成30年1月25日 |
| (3) アンモニア水 | 平成30年1月25日 |

川崎市公告（調達）第245号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 中型ごみ車6m3（強制圧縮式） | 3台 |
| (2) 中型ごみ収集車6m3（コンテナ傾倒装置付） | 2台 |
| (3) 大型ごみ中継コンテナ | 5台 |
| (4) 鉄道輸送用焼却灰コンテナ | 2台 |
| 鉄道輸送粉碎ごみコンテナ | 2台 |

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成30年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| (1) 株式会社 モリタエコノス 神奈川支店 | 支店長 高田 典尚
横浜市鶴見区大黒町9番6号 |
| (2) 神奈川特殊車輛 株式会社 | 代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号 |
| (3) 新明和工業 株式会社 流体事業部営業本部 | 本部長 石川 貞仁
横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号 |
| (4) 新明和工業 株式会社 流体事業部営業本部 | |

本部長 石川 貞仁
横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (1) 中型ごみ車6m3（強制圧縮式） 45,873,267円
 - (2) 中型ごみ収集車6m3（コンテナ傾倒装置付）
32,218,178円
 - (3) 大型ごみ中継コンテナ 36,750,000円
 - (4) 鉄道輸送用焼却灰コンテナ
鉄道輸送粉碎ごみコンテナ 12,086,089円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - (1) 中型ごみ車6m3（強制圧縮式） 一般競争入札
 - (2) 中型ごみ収集車6m3（コンテナ傾倒装置付） 一般競争入札
 - (3) 大型ごみ中継コンテナ 一般競争入札
 - (4) 鉄道輸送用焼却灰コンテナ
鉄道輸送粉碎ごみコンテナ 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
 - (1) 中型ごみ車6m3（強制圧縮式）平成30年2月13日
 - (2) 中型ごみ収集車6m3（コンテナ傾倒装置付）平成30年2月13日
 - (3) 大型ごみ中継コンテナ 平成30年2月13日
 - (4) 鉄道輸送用焼却灰コンテナ
鉄道輸送粉碎ごみコンテナ 平成30年2月13日

川崎市公告（調達）第246号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
 - かわさき市政だより1日号 7,032,000部
 - かわさき市政だより21日号 4,464,000部
- 2 契約に関する事務担当部署
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋紙業 株式会社 東京本社
東日本商印事業部長 江畑 克己
東京都品川区南品川6丁目1番5号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
27,485,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日
平成30年2月13日

川崎市公告（調達）第247号

入札公告

平成30年度幸区子ども総合支援ネットワーク会議関連事業運営支援業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
平成30年度幸区子ども総合支援ネットワーク会議関連事業運営支援業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市幸区役所（川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1）及び幸市民館（川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2）、他幸区内施設
 - (3) 履行期限
契約締結日から平成31年3月29日まで
 - (4) 業務概要
仕様書による
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」に登録されていること。
 - (4) 国又は地方自治体において、以下の項目の全てについて類似実績があること。
 - ア 子どもや高齢者、障害者等の支援関係団体による情報交換、相互協力を行うための、会議等の運営支援業務。
 - イ 子どもや高齢者、障害者等の支援関係団体との共催イベント等の開催運営支援業務。
 - ウ 情報誌の編集企画業務。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所
〒212-8570
川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
川崎市幸区役所保健福祉センター地域ケア推進担当
電話：044-556-6730
FAX：044-556-6659

E-Mail : 63keasui@city.kawasaki.jp

※ 競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

平成30年4月10日(火)から平成30年4月16日(月)までの下記の間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

平成30年4月17日(火)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。

電子メール 63keasui@city.kawasaki.jp

FAX : 044-556-6659

(2) 質問受付期間

平成30年4月17日(火)午前9時から平成30年4月23日(月)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年4月27日(金)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加するこ

とができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成30年5月11日(金)午後3時

(イ) 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

川崎市幸区役所4階 第5会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第248号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

歯周疾患検診の実施に伴う受診券等作成、封入封緘及び発送業務委託

(2) 履行場所

健康増進課指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年7月31日

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、「平成29・30年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数5万件以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電 話 044 (200) 2431

F A X 044 (200) 3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

平成30年4月10日(火)から平成30年4月16日(月)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

- ・ 競争参加申込書
- ・ 実績調書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所です上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に平成30年4月19日(木)までに、電子メール又はF A Xで送付します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年4月20日(金)から平成30年4月24日(火)午後5時15分まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、F A X又は電子メールで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年4月27日(金)までに、競争参加者全てにF A X又は電子メールで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することがで

きません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 平成30年5月8日(火)午前9時30分

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階会議室

12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するとき、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求め場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行いま

す。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第249号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

生活保護受給者等健診の実施に伴う受診券等作成、封入封緘及び発送業務委託

(2) 履行場所

健康増進課指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年8月31日

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、「平成29・30年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と

- 種類及び規模(処理件数2万件以上)をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。
- 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 〒212-0013
川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)
健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係
電話 044(200)2431
FAX 044(200)3986
E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp
(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)
- 入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)
- (2) 配布・提出期間
- 平成30年4月10日(火)から平成30年4月16日(月)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。
- (3) 提出物
- ・ 競争参加申込書
 - ・ 実績調書
- 川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。
- (4) 提出方法
- 持参とします。
- (5) その他
- ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に平成30年4月19日(木)までに、電子メール又はFAXで送付します。

- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成30年4月20日(金)から平成30年4月24日(火)午後5時15分まで
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参、FAX又は電子メールで提出してください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、平成30年4月27日(金)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールで回答します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
- 競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札・開札の場所及び日時
- ア 日時 平成30年5月8日(火)午前10時
イ 場所 川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア西館12階会議室
12D会議室
- (2) 入札の方法・金額等
- ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。
イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の8(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札保証金
免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第250号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

等々力陸上競技場ほか11施設で使用する高圧電力の供給に関する契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

建設緑政局総務部庶務課

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク17階

3 契約の相手方を決定した日

平成30年1月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)

52,391,875円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年12月11日

川崎市公告(調達)第251号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

不法投棄監視カメラ等の賃貸借及び保守業務

(2) 履行場所

ア 市内35箇所

イ 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

(3) 履行期間

平成30年7月1日から平成35年6月30日まで

(4) 概要

本調達業務は、設置場所の不法投棄の抑止を目的に、不法投棄常習箇所に監視カメラ装置及びダミー装置を一定期間設置し、保守・運用管理するものである。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 川崎市「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されていること

(4) 記名押印した秘密保持誓約書を提出すること

3 競争参加申込みについて

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
 住所 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎16階
 電話 044-200-2593 (直通)
 F A X 044-200-3923
 E-mail 30haiki@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 提出日

平成30年4月10日(火)から平成30年4月16日(月)(土、日曜日、祝日を除く)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 秘密保持誓約書

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書の入手方法

入札説明書、競争入札参加申込書及び秘密保持誓約書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」財政局の中にあります。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

4 競争参加資格確認通知書の交付及び仕様書の配布・縦覧

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請の委任先メールアドレスに競争参加資格確認通知書及び仕様書を平成30年4月18日(水)までに送付します。

電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付・配布場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付・配布日時

平成30年4月18日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 仕様書の縦覧

ア 縦覧場所

上記3(1)の場所

イ 縦覧日

平成30年4月10日(火)から平成30年4月16日(月)(土、日曜日、祝日を除く)

ウ 縦覧時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

エ 縦覧条件

秘密保持誓約書に署名すること

5 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について虚偽の記載をしたとき

6 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間及び方法

平成30年4月18日(水)から平成30年4月24日(火)まで、添付の質問書にて、指定するF A X又は電子メールにより受け付けます。

また、F A X又は電子メール送信後に、その旨を3(1)の担当まで連絡してください。

なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時までとします。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年4月27日(金)までに入札参加者全員にF A X又は電子メールにて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

入札書の提出方法は持参とします。消費税等を含まない賃貸借期間中の総額で行います。また、入札金額欄の右下部分に月額リース価格を併せて記載して下さい。その他の事項については、「川崎市競争入札参加者心得」によります。

ア 入札書の提出日時

平成30年5月10日(木)14時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室
 川崎市川崎区東田町5番地4

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払い金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第252号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

平成30年度川崎市資産マネジメント事業支援業務委託

(2) 履行期限

契約日から平成31年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市

(4) 委託概要

詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書によります。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の「業種「調査・測定」」に登録されていること。

3 プロポーザル参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書を提出しなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル13階

川崎市役所財政局資産管理部資産運用課

東、柴田 担当

電話 044-200-2851(直通)

(2) 配布及び提出期間

平成30年4月11日(水)から平成30年4月18日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) プロポーザル実施要領及び仕様書の縦覧

プロポーザル実施要領及び仕様書は、(1)の場所において、(2)の期間、縦覧に供します。

(4) 提出方法

持参とします。

4 参加資格確認結果通知書の交付

3により、プロポーザル参加意向申出書を提出いただいた後、次により当該実施委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年4月24日(火)

5 プロポーザルの実施説明及び仕様書等の配布

平成30年4月26日(木)の別途指定する時間及び場所において、プロポーザルの実施説明を行い、仕様書及びプロポーザル実施要領を配布します。

6 仕様書等に関する問合せ

仕様書等の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 受付方法

電子メールにより質問を受け付けます。

電子メールアドレス 23sisan@city.kawasaki.jp

(3) 質問書の様式

任意

(4) 受付期間

平成30年5月1日(火)から平成30年5月9日

(水)午後5時まで

(5) 回答方法

平成30年5月16日(水)までに、参加資格確認結果通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

7 プロポーザルの実施手続等

(1) 方法

企画提案書の提出及び企画提案会の開催

(2) 企画提案書の受付方法

ア 企画提案書の提出日時

平成30年5月25日(金) 午後5時まで

イ 企画提案書の提出場所

3 (1) と同じ

(3) 企画提案会の日時及び場所

ア 日時

平成30年6月7日(木)の指定する時間

イ 場所

指定する場所

(4) 受託者の特定方法

平成30年度川崎市資産マネジメント事業支援業務委託に関する受託者特定のためのプロポーザル評価委員会において、提案内容の審査及び評価を行い、財政局契約指名業者等選定委員会において、当該委託に最適な提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定します。

なお、提案者が多数の場合は提出された企画提案書について事前に審査を行い、基準を満たした提案者のみ企画提案会を実施します。

(5) 提案の無効

プロポーザルに参加する資格のない者が行った提案は無効とします。

8 業務規模等

(1) 上限額は6,000,000円(税込み)とします。

(2) プロポーザル参加者は、上記に係る見積書を作成し、7に掲げる企画提案書と併せて持参してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、プロポーザル実施要領によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告(調達)第253号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

公共施設に関する調査及び市民意見聴取業務支援委託

(2) 履行期限

契約日から平成31年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市

(4) 委託概要

詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書によります。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の「業種「調査・測定」」に登録されていること。

3 プロポーザル参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書を提出しなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル13階

川崎市役所財政局資産管理部資産運用課
東、柴田 担当

電話 044-200-2851(直通)

(2) 配布及び提出期間

平成30年4月11日(水)から平成30年4月18日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) プロポーザル実施要領及び仕様書の縦覧

プロポーザル実施要領及び仕様書は、(1)の場所において、(2)の期間、縦覧に供します。

(4) 提出方法

持参とします。

4 参加資格確認結果通知書の交付

3により、プロポーザル参加意向申出書を提出いただいた後、次により当該実施委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年4月25日(水)

5 プロポーザルの実施説明び仕様書等の配布

平成30年4月27日(金)の別途指定する時間及び場所において、プロポーザルの実施説明を行い、仕様書及びプロポーザル実施要領を配布します。

6 仕様書等に関する問合せ

仕様書等の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 受付方法

電子メールにより質問を受け付けます。

電子メールアドレス 23sisan@city.kawasaki.jp

(3) 質問書の様式

任意

(4) 受付期間

平成30年5月1日(火)から平成30年5月9日(水)午後5時まで

(5) 回答方法

平成30年5月16日(水)までに、参加資格確認結果通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

7 プロポーザルの実施手続等

(1) 方法

企画提案書の提出及び企画提案会の開催

(2) 企画提案書の受付方法

ア 企画提案書の提出日時

平成30年5月25日(金) 午後5時まで

イ 企画提案書の提出場所

3(1)と同じ

(3) 企画提案会の日時及び場所

ア 日時

平成30年6月12日(火)の指定する時間

イ 場所

指定する場所

(4) 受託者の特定方法

公共施設に関するニーズ及び市民意見聴取業務支援委託受託者特定のためのプロポーザル評価委員会において、提案内容の審査及び評価を行い、財政局契約指名業者等選定委員会において、当該委託に最適な提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定します。

なお、提案者が多数の場合は提出された企画提案書について事前に審査を行い、基準を満たした提案者のみ企画提案会を実施します。

(5) 提案の無効

プロポーザルに参加する資格のない者が行った提案は無効とします。

8 業務規模等

(1) 上限額は2,980,000円(税込み)とします。

(2) プロポーザル参加者は、上記に係る見積書を作成し、7に掲げる企画提案書と併せて持参してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、プロポーザル実施要領によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告(調達)第254号

落札者等の公示

川崎市物品又は特定役務の調達手続の定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者について公示します。

平成30年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における測定機器の保守管理等業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局環境総合研究所

川崎市川崎区殿町3丁目25-13 川崎生命科学・環境研究センター3階

3 落札者を決定した日

平成30年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

公害計器サービス株式会社 代表取締役 荻原 明
神奈川県横浜市都筑区東山田4-45-30

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

29,206,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年 2月13日

川崎市公告(調達)第255号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年 4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成30年度人事給与システム運用支援業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局 人事部 人事課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年 2月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ東海
代表取締役 北村 友朗
名古屋市中区錦2丁目17番21号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税を除く)
190,638,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告(調達)第256号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公表します。

平成30年 4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 入札件名
揮発性有機化合物モニタリング装置一式の賃貸借及び保守
 - (2) 履行場所
川崎市環境総合研究所
川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
 - (3) 履行期間
平成30年9月1日から平成37年8月31日まで
 - (4) 調達概要
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む)は、平成30年4月18日までに、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を行ってください。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。
 - (5) 過去10か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市環境総合研究所事業推進課
担当 浅岡、北爪
郵便番号 210-0821
住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
電 話 044-276-9001
FAX 044-288-3156
E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
平成30年4月10日(火)から平成30年4月18日(水)まで
午前9時~正午及び午後1時~午後5時(土、日曜日は除く。)
 - (3) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの
 - (4) 提出方法
持参に限ります。
 - (5) 提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書の入手方法
提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。
(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から「入札情報」、「入札情報(入札公表・落札結果)」の順にアクセスし、「入札情報」物品の欄の「入札公表」の中に

あります。)

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年4月26日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成30年4月26日(木)午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成30年4月26日(木)午前9時から平成30年5月10日(木)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年5月16日(水)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年5月29日(火)午前11時

(イ) 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年5月28日(月)必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)に同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができる

ものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :
Lease and Maintenance of analysis equipment for volatile organic compounds
- (2) Time-limit for tendar :
11 AM 29th, May 2018
- (3) Time-limit for tendar by mail :
28th, May 2018
- (4) Contact :
Kawasaki Environment Research Institute
3-25-13, Tonomachi, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0821, JAPAN
Kawasaki Life Science & Environment Research Center 3F
TEL: +81-44-276-9001

FAX: +81-44-288-3156

E-mail: 30sojig@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第71号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分以降	平成30年4月2日 (2月随時分)	計22件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	平成30年4月2日 (2月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第72号

次の市税に係る納税通知書（課税額変更（取消）通知書）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月16日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期 以降	/	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第73号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第74号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第75号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月23日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第76号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第77号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第78号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第79号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第80号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第81号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第82号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成30年4月10日	計2件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成30年4月10日	計11件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成30年4月10日	計623件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成30年4月10日	計3件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	平成30年4月10日	計4件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成30年4月10日	計30件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成30年4月10日	計2件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成30年4月10日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成30年4月10日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	平成30年4月10日	計3件
平成29年度	法人市民税	11月随時分	平成30年4月10日	計2件

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第1号

総務企画局
経済労働局
健康福祉局
建設緑政局

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する
規則の制定に伴う職員の勤務について

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則（平成30年川崎市規則第7号）の制定に伴い、別に発令されない限り、現に別表第1の左欄に掲げる主任は平成30年4月1日付けで同表の右欄に掲げる主任を命ぜられたものとし、現に別表第2の左欄に掲げる室又は課に勤務する職員は同日付けで同表の右欄に掲げる室又は課に勤務を命ぜられたものとする。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

別表第1

左 欄	右 欄
経済労働局次世代産業推進室主任 健康福祉局地域福祉部保険年金課主任 健康福祉局地域福祉部長寿医療課主任 健康福祉局地域福祉部収納管理課主任 建設緑政局自転車対策室主任	経済労働局イノベーション推進室主任 健康福祉局医療保険部保険年金課主任 健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課主任 健康福祉局医療保険部収納管理課主任 建設緑政局自転車利活用推進室主任

別表第2

左 欄	右 欄
総務企画局本庁舎等建替準備室 経済労働局次世代産業推進室 健康福祉局地域福祉部保険年金課 健康福祉局地域福祉部長寿医療課 健康福祉局地域福祉部収納管理課 建設緑政局自転車対策室	総務企画局本庁舎等整備推進室 経済労働局イノベーション推進室 健康福祉局医療保険部保険年金課 健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 健康福祉局医療保険部収納管理課 建設緑政局自転車利活用推進室

川崎市訓令第2号

庁中一般
各かい

川崎市危機管理推進会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市危機管理推進会議規程等の一部を
改正する訓令

(川崎市危機管理推進会議規程の一部改正)

第1条 川崎市危機管理推進会議規程(平成16年川崎市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「並びに」の次に「危機管理監、」を加える。

(川崎市総合計画策定推進本部設置規程の一部改正)

第2条 川崎市総合計画策定推進本部設置規程(平成15年川崎市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教育次長」の次に「並びに危機管理監」を加える。

(川崎市事務決裁規程の一部改正)

第3条 川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「技監」を「危機管理監、技監」に改める。

第10条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

(川崎市請負工事監督規程の一部改正)

第4条 川崎市請負工事監督規程(昭和43年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「財政局」を「総務企画局、財政局」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市訓令第3号

健康福祉局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の
一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉局の部中

保 健 所	動 物 愛 護 セ ン タ ー	動物愛護センターに勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 7:00～15:45 (2) 7:30～16:15 (3) 9:30～18:15 (4) 11:00～19:45 (5) 12:00～20:45	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において 1時間	日曜日及び土曜日
-------------	--------------------------------------	-----------------	-----------------	--	---	----------

を

「

障害保健福祉部	精神保健福祉センター	精神科救急業務に従事する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 7:30～16:15 (2) 12:15～21:00	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において 1時間	日曜日及び土曜日
保健所	動物愛護センター	動物愛護センターに勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 7:00～15:45 (2) 7:30～16:15 (3) 9:30～18:15 (4) 11:00～19:45 (5) 12:00～20:45	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において 1時間	日曜日及び土曜日

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市訓令第4号

庁中一般
各かい

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令
川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第2号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を
改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

情報管理課	
管財課	管財係 用地係 貯蔵品管理係

を

情報管理課	
-------	--

に、

財務課	
-----	--

を

財務課	
管財課	管財係 用地係 貯蔵品管理係

に、

工務係 メーター管理係

を

業務係 工務係 メーター管理係

に、

「

南部サービスセンター	業務係 調定事務係 料金管理係 給水管理係
中部サービスセンター	業務係 調定事務係 料金管理係 給水管理係
北部サービスセンター	業務係 調定事務係 料金管理係 給水管理係

を

南部サービスセンター	業務係 料金管理係 給水管理係
中部サービスセンター	業務係 料金管理係 給水管理係
北部サービスセンター	業務係 料金管理係 給水管理係

に、

水道部	水道管理課	庶務係
	水道計画課	
	水道管路課	事務係 設計第1係 設計第2係
	工業用水課	
	施設整備課	
	第1配水工事事務所	事務係 工務係 工事係 漏水防止係
	第2配水工事事務所	事務係 工務係 工事係 漏水防止係
	第3配水工事事務所	事務係 工務係 工事係 漏水防止係

を

水道部	水道管理課	庶務係
	水道計画課	
	水道管路課	事務係 設計第1係 設計第2係
	工業用水課	
第1配水工事事務所	施設整備課	
	水道整備課	管理係 整備係 工務係 工事係 漏水防止係
	第2配水工事事務所	事務係 工務係 工事係 漏水防止係
第3配水工事事務所	事務係 工務係 工事係 漏水防止係	

に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

庶務課

- (1) 部の予算編成の総括に関すること。
- (2) 部の予算執行の総合調整に関すること。
- (3) 部の決算整理の総括に関すること。
- (4) 局内及び部内の連絡調整に関すること。
- (5) 市議会に関すること。
- (6) 儀式及び交際に関すること。
- (7) 日本水道協会及び神奈川県下水道協会に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 報道機関、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 公用車（集中管理該当車）の運行管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (10) 庁中取締りに関すること。
- (11) 業務改善に関すること。
- (12) 局内の事務調査に関すること。
- (13) 局の危機管理の総合調整に関すること。
- (14) 局の公印の統括管理に関すること。
- (15) 文書の收受及び発送に関すること。
- (16) 公文書の編さん及び保存に関すること。
- (17) 文書事務の指導統制に関すること。
- (18) 重要経何文書の審査に関すること。
- (19) 条例、規程、告示、通達その他法規に関すること。
- (20) 帳票の審査登録に関すること。

- (21) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、賞罰、服務その他身分に関する事。
- (22) 職員の選考に関する事。
- (23) 職員の配置に関する事。
- (24) 職員の人事評価に関する事。
- (25) 人事記録の管理及び人事統計に関する事。
- (26) 職員の非常招集に関する事。
- (27) 職員の研修に関する事。
- (28) 公舎の入退居に関する事。
- (29) 非常勤嘱託員及び臨時的任用職員に関する事。
- (30) 課の庶務に関する事。
- (31) 局内他課に属しない事。

労務課

- (1) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (2) 職員の被服に関する事。
- (3) 職員の給与に関する事。
- (4) 職員の旅費に関する事。
- (5) 職員の給与等に係る予算及び決算に関する事。
- (6) 職員の衛生管理及び安全管理に関する事。
- (7) 職員の公務災害に関する事。
- (8) 工事施行上の安全管理に係る事務に関する事。
- (9) 川崎市職員厚生会及び川崎市職員共済組合との連絡調整に関する事。
- (10) 上下水道局職員特親会に関する事。
- (11) その他職員の福利厚生に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

情報管理課

- (1) 事務に係る電子計算機利用業務の企画及びシステム開発に関する事。
- (2) 事務に係る電子計算機利用技術の調査及び指導に関する事。
- (3) 電子計算機(他の所管に属するものを除く。)の管理及び運用に関する事。
- (4) 情報セキュリティ対策に係る指導及び調整に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

経営管理部

経営企画課

- (1) 部の予算編成の総括に関する事。
- (2) 部の予算執行の総合調整に関する事。
- (3) 部の決算整理の総括に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 局の諸統計に関する事。
- (6) 事業経営計画の策定に関する事。
- (7) 事業経営に係る資料の収集、調査及び研究に

- 関すること。
- (8) 事業の財政収支計画の策定に関する事。
- (9) 局の環境施策の総括に関する事。
- (10) 資産の有効活用に関する事。
- (11) 局の行財政改革の推進に関する事。
- (12) 組織機構及び職員定数に関する事。
- (13) 非常勤嘱託員の職の設置に関する事。
- (14) 行政不服審査法に基づく審査庁に関する事。
- (15) 国際事業の推進及び国際貢献に関する事。
- (16) 課の庶務に関する事。

財務課

- (1) 局の予算見積り及び統制に関する事。
- (2) 財政報告に関する事。
- (3) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (4) 財政状況の調査及び分析に関する事。
- (5) 起債及び国庫補助金の申請等に関する事。
- (6) 起債事業の資金調達に関する事。
- (7) 起債及び国庫補助金に係る関係省庁との調整に関する事。
- (8) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (9) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金の調達及び運用に関する事。
- (11) 企業債の償還及び台帳整理に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他企業出納員の事務補助に関する事。
- (14) 財務会計システムの再構築に関する事。
- (15) 課の庶務に関する事。

管財課

- (1) 工事の請負契約に関する事。
- (2) 委託の契約に関する事。
- (3) 物件(土地及び建物を除く。)の購入、売却及び修繕契約に関する事。
- (4) 物件(土地及び建物を除く。)の賃貸借契約に関する事。
- (5) 工事及び委託(工事に関するものに限る。)の検査に関する事。
- (6) 工事用材料の検査検収に関する事。
- (7) 契約に関する事務の調整に関する事。
- (8) 検査に関する事務の調整に関する事。
- (9) 工事監査に関する事。

管財係

- (1) 固定資産(土地を除く。)の総括に関する事。
- (2) 財産の損害保険に関する事。
- (3) 庁用電話(専用電話を除く。)に関する事。
- (4) 簿外資産(水道メーターを除く。)の総括に関する事。

- (5) 公舎使用料に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。
- (7) 課内他係に属しないこと。

用地係

- (1) 土地の総括に関すること。
- (2) 用地測量工事(単価契約)の設計、施行手続、監督、検査及び精算に関すること。
- (3) 土地及び建物の取得、賃貸借及び処分契約並びに補償に関すること。
- (4) 土地の取得及び処分に伴う登記に関すること。
- (5) その他用地に関すること。

貯蔵品管理係

- (1) 物件(土地及び建物を除く。)の検収(工使用材料の検収を除く。)及び出納保管に関すること。
- (2) 物件(土地及び建物を除く。)の補充請求に関すること。
- (3) 撤去品及び不用品の受入及び再に関すること。
- (4) 不用品の廃棄処分に関すること。
- (5) その他企業出納員の事務補助に関すること。

サービス推進部

- (1) 下水道使用料関係業務の調査及び指導に関すること。
- (2) 下水道使用料に係るシステムの企画及び調整に関すること。
- (3) その他下水道使用料に関すること。

サービス推進課

- (1) 部の予算編成の総括に関すること。
- (2) 部の予算執行の総合調整に関すること。
- (3) 部の決算整理の総括に関すること。
- (4) 部内の連絡調整に関すること。
- (5) 入江崎余熱利用プールに関すること。
- (6) 市民利用施設に係る局内外の総合調整に関すること。
- (7) お客さまサービスに係る施策の総括に関すること。
- (8) お客さまサービスの企画及び調査に関すること。
- (9) 総合受付業務の総括に関すること。
- (10) 広報及び広聴の企画及び調査に関すること。
- (11) 広報及び広聴事務の総括に関すること。
- (12) 局事業情報の提供に関すること。
- (13) 水道給水開始100周年記念事業に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

営業課

- (1) 料金関係業務の調査及び指導に関すること。

- (2) サービスセンターの料金関係業務の統計及び調査に関すること。
- (3) 水道料金、給水装置工事費その他諸収入の調定に関すること。
- (4) 料金等の委託業務の総括に関すること。
- (5) 料金関係業務の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 水道料金及び下水道使用料に係るシステムの企画及び調整に関すること。
- (7) 水道料金、下水道使用料等に係る債権管理に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

給水装置課

業務係

- (1) 指定給水装置工事事業者に関する行政上の調査、企画及び指導に関すること。
- (2) 災害時の応急給水対策の総括に関すること。
- (3) 水道利用加入金の運用の総括に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の道路占用許可及び路面復旧の手続の総括に関すること。
- (5) 給水装置工事台帳の閲覧等の総括に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。
- (7) 課内他係に属しないこと。

工務係

- (1) 給水装置工事に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 給水用機材の調査及び企画に関すること。
- (3) 課の業務に係る委託及び工事の設計に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (4) 指定給水装置工事事業者の技術指導に関すること。
- (5) 給水装置に係るシステムの運用管理に関すること。
- (6) 給水装置工事台帳の整理及び保管に関すること。

メーター管理係

- (1) 水道メーターの調査及び研究に関すること。
- (2) 水道メーターに係る委託及び工事の設計に関すること。
- (3) 給水装置工事の施行に伴う水道メーターの新設に関すること。
- (4) 水道メーターの取替に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 水道メーターの管理に関すること。

サービスセンター

業務係

- (1) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の道路占用許可及び路面復旧の手續に関する事。
- (2) 給水装置改良資金の融資に関する事。
- (3) 給水装置工事費その他諸収入の調定手續及び納入通知書の発行に関する事。
- (4) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の施行手續に関する事。
- (5) 工事費の精算に関する事。
- (6) センターにおける広報及び広聴事務に関する事。
- (7) センターにおける災害時の応急給水対策に関する事。
- (8) 給水装置工事台帳の閲覧等に関する事。
- (9) センターの庶務に関する事。
- (10) センター内他係に属しない事。

料金管理係

- (1) 水道料金の調定に関する事。
- (2) 給水に係る届出に関する事。
- (3) 給水の取締りに関する事。
- (4) 水道料金その他収入の収納に関する事。
- (5) 水道料金の督促及び滞納整理に関する事。
- (6) 検針及び集金に係る委託会社への指導及び連絡調整に関する事。

給水管理係

- (1) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の設計審査及び検査に関する事。
- (2) 直結給水に係る設計水圧調査に関する事。
- (3) 検査日報その他報告に関する事。
- (4) 給水装置工事の施行に伴う水道メーターの管理等に関する事。
- (5) 水道メーターの取替に関する事。

水道部

水道管理課

- (1) 部の予算編成の総括に関する事。
- (2) 部の予算執行の総合調整に関する事。
- (3) 部の決算整理の総括に関する事。
- (4) 起債事業の予算及び決算に関する事。
- (5) 老朽給水管対策に関する事。
- (6) 水道管路の維持管理の総括に関する事。
- (7) 部の危機管理の総括に関する事。
- (8) 貯水槽水道の点検調査に関する事。
- (9) 部の統計及び事務報告に関する事（他の所管に属するものを除く。）
- (10) 部内の連絡調整に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

水道計画課

- (1) 水需給計画に関する事。

- (2) 水道及び工業用水道施設の増補改良の企画に関する事。
- (3) 水道施設の危機管理に係る企画に関する事。
- (4) 給配水情報管理システムの運用管理に関する事。
- (5) 施設計画等に伴う水質技術管理及び調査に関する事。
- (6) 漏水防止の計画、調査、管理及び統計に関する事。
- (7) 漏水防止に係る局内の連絡調整に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

水道管路課

- (1) 水道の技術に係る資料の収集、調査及び研究に関する事。
- (2) 施設及び設備の維持管理に係る委託の設計単価及び歩掛りの調査に関する事。
- (3) 技術管理の調査に関する事。
- (4) 土木構造物並びにこれに付随する配管、電気及び機械の設備に係る完成図書の整理保管に関する事。
- (5) 他課所との技術の連絡調整に関する事。

事務係

- (1) 課に属する工事の施行及び精算に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。
- (3) 課内他係に属しない事。

設計第1係

- (1) 配水管路の整備及び改良に係る工事並びに水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所の所管に属しない工事の調査及び設計に関する事。
- (2) 土木工事の設計単価及び歩掛りの調査に関する事。
- (3) 設計積算システムの運用管理に関する事。
- (4) 部内の技術の連絡調整に関する事。

設計第2係

- (1) 送水管、配水本管、連絡管路等の整備、改良、更生等に係る工事並びに部内の所管に属しない工事の調査及び設計に関する事。
- (2) 川崎縦貫道路（国道409号を含む。）に係る配水管等の調査及び設計に関する事。
- (3) 工業用水道給水装置工事の調査及び設計に関する事。
- (4) 国道に係る道路工事等の連絡調整に関する事。
- (5) 部内の技術の連絡調整に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道料金及びその他諸収入の調定並び

に納入通知書等の発行に関すること。

- (2) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関すること。
- (3) 工業用水道の工事の施行手続及び精算に関すること。
- (4) 工業用水道メーターの維持管理に関すること。
- (5) 工業用水道の技術の指導及び連絡調整に関すること。
- (6) 工業用水道に係る関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

施設整備課

- (1) 課に属する工事の施行手続及び精算に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。
- (3) 土木構造物の整備及び改良工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (4) 導水ずい道、導水管、浄水場内管路等の整備及び改良工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (5) 電気設備、機械設備、通信設備、電防設備及び計装設備の整備、増補、改良、修理等に係る他の所管に属しない工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (6) 建物の新築工事、改築工事及び修理工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。
- (7) 機械、電気及び建物の工事に係る設計単価及び歩掛りの調査に関すること。
- (8) 工事日報その他の工事報告に関すること。
- (9) 部内の技術の連絡調整に関すること。
- (10) 各種技術資料、文献等の収集、調査及び研究に関すること。

第1配水工事事務所

水道整備課

管理係

- (1) 工事の施行手続及び精算に関すること。
- (2) 断水、減水及び濁水に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 所の統計及び事務報告に関すること。
- (4) 所内の連絡調整に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 課内他係に属しないこと。

整備係

- (1) 送水管、配水管路及び給水装置に関する調査・修繕の委託に係る設計に関すること。
- (2) 給水管の修理等に関する他課、所及び課内他係との連絡調整に関すること。
- (3) 送水管、配水管路及び給水管（道路部分）

の緊急修理工事の調査及び設計に関すること。

工務係

- (1) 課の工事施行についての他課、所及び課内他係との連絡調整に関すること。
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の調査及び設計に関すること。
- (3) 給水装置の維持工事の調査及び設計に関すること。
- (4) 給水装置工事の調査及び設計に関すること。

工事係

- (1) 送水管及び配水管路の布設替工事並びに更生工事の施行、監督及び精算に関すること。
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の施行、監督及び精算に関すること。
- (3) 工事日報その他の工事報告に関すること。
- (4) 工業用水道の送水管、配水管路及び給水管の漏水修理工事の施行、監督及び精算に関すること。

漏水防止係

- (1) 送水管、配水管路及び給水管の漏水修理工事の施行、監督及び精算に関すること。
- (2) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事に関すること。
- (3) 漏水防止調査及び報告書の作成に関すること。
- (4) 給水装置の改良工事の施行、監督及び精算に関すること。
- (5) 給水装置の維持工事の施行、監督及び精算に関すること。
- (6) 工事日報その他の工事報告に関すること。
- (7) 貯水槽水道に係る指導等に関すること。

第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所

事務係

- (1) 工事の施行手続及び精算に関すること。
- (2) 断水、減水及び濁水に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 所の庶務に関すること。
- (4) 所内他係に属しないこと。

工務係

- (1) 所の工事施行についての他課、所及び所内他係との連絡調整に関すること。
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の調査及び設計に関すること。
- (3) 給水装置の維持工事の調査及び設計に関すること。
- (4) 給水装置工事の調査及び設計に関すること。

工事係

- (1) 送水管及び配水管路の布設替工事並びに更

生工事の施行、監督及び精算に関すること。

(2) 送水管及び配水管路の維持工事の施行、監督及び精算に関すること。

(3) 工事日報その他の工事報告に関すること。

漏水防止係

(1) 送水管、配水管路及び給水管の漏水修理工事の施行、監督及び精算に関すること。

(2) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事に関すること。

(3) 漏水防止調査及び報告書の作成に関すること。

(4) 給水装置の改良工事の施行、監督及び精算に関すること。

(5) 給水装置の維持工事の施行、監督及び精算に関すること。

(6) 工事日報その他の工事報告に関すること。

(7) 貯水槽水道に係る指導等に関すること。

水管理センター

水道施設管理課

(1) さく井導水管路、連絡管路、配水所内管路(他の所管に属するものを除く。)、配水塔(他の所管に属するものを除く。)内管路並びにこれらに係る土木施設及び建築構造物の点検及び維持管理に関すること。

(2) 導水ずい道、谷ヶ原取水所、配水所(他の所管に属するものを除く。)、配水池、配水塔(他の所管に属するものを除く。)及び送水ポンプ所に係る施設、電気設備、機械設備、通信設備及び電防設備の保守、点検及び維持管理に関すること。

(3) 取水及び導水操作並びに水源状況に関すること。

(4) 導水ずい道附属施設に係る水道用地の管理に関すること。

(5) センター及び長沢浄水場に係る施設及び設備の修繕計画及び台帳管理に関すること。

(6) センター及び長沢浄水場に係る施設及び設備の調査研究に関すること。

(7) センター内他課又は長沢浄水場に属しない技術的事項に関すること。

管理係

(1) センターの統計及び事務報告に関すること。

(2) 工事の施行手続及び精算に関すること。

(3) センター内の連絡調整に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

(5) 課内他係に属しないこと。

施設第1係

(1) 導水ずい道、さく井導水管路、連絡管路、

浄水場内管路及び配水所内管路並びに取水所、さく井、配水池、配水塔及び配水ポンプ所の土木施設の維持工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。

(2) 工事日報その他の工事報告に関すること。

施設第2係

(1) 浄水場、配水所、取水所、配水池、配水塔、配水ポンプ所、さく井施設及び管路に係る電気設備、機械設備、通信設備、電防設備及び計装設備の維持工事の調査、設計、施行、監督及び精算に関すること。

(2) 工事日報その他の工事報告に関すること。

水道水質課

(1) 水道及び工業用水道の水質に関すること。

(2) 浄水用薬品の品質検査に関すること。

(3) 水処理技術の調査及び研究に関すること。

(4) 水道水質試験用機器、薬品等の管理に関すること。

事務係

(1) 水道水質統計資料の作成及び保存に関すること。

(2) 水道水質試験用機器の整備に関すること。

(3) 公用車(集中管理該当車)の運行管理及び公用車に係るセンター内の連絡調整に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

(5) 課内他係に属しないこと。

検査係

(1) 水道の水質試験に関すること。

(2) 工業用水道の水質試験に関すること。

(3) 浄水用薬品の品質検査に関すること。

(4) 水質試験に用いる機器、薬品等の管理に関すること。

(5) その他水道及び工業用水道の水質に係る企画、調査及び研究に関すること。

水質相談係

(1) 水道水質検査の依頼に関すること。

(2) 水道及び工業用水道の水質の問い合わせに関すること。

(3) 水質試験に用いる機器、薬品等の管理に関すること。

(4) 水質自動測定装置に関すること。

(5) 給水栓の残留塩素濃度の管理に関すること。

(6) その他水道水質に係る企画、調査及び研究に関すること。

水運用センター

事務係

(1) 工事の施行手続及び精算に関すること。

- (2) 関係機関との連絡調整及び他事業体に係る負担金に関する事。
- (3) 断水、減水及び濁水に係る事務の連絡調整に関する事。
- (4) センターの庶務に関する事。
- (5) センター内他係に属しない事。

調整係

- (1) 水源調整に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 取水、導水、浄水及び配水に係る水運用の総合的な計画、管理、調査、統計及び分析に関する事。
- (3) 水運用計画作成及び水量調整に係る他課、所、場及びセンター内他係との連絡調整に関する事。
- (4) 係に属する電子計算機の保守に関する事。

管理係

- (1) 鷲沼配水所及び宮崎配水塔に係る施設、電気設備、機械設備及び通信設備の保守、点検及び維持管理に関する事。
- (2) 水運用に係る操作管理及び日報に関する事。
- (3) 係に属する電子計算機の保守に関する事。
- (4) 軽易な修繕に関する事。
- (5) 作業日報に関する事。
- (6) 水量調整に係る他課、所、場及びセンター内他係との連絡調整に関する事。
- (7) 配水所等の施設及び設備の維持管理等(水運用に関する事項に限る。)に係る他課との連絡調整に関する事。

長沢浄水場

浄水課

管理係

- (1) 場の統計及び事務報告に関する事。
- (2) 工事の施行手続及び精算に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。
- (5) 課内他係に属しない事。

浄水係

- (1) 課の取水、送水、配水等の水量の計画及び調整に関する事。
- (2) 課の導水、浄水及び送水の運転管理に関する事。
- (3) 課の施設及び設備の保守、点検及び維持管理に関する事。
- (4) 軽易な修繕に関する事。
- (5) 課の施設及び設備の修繕等に係る関係課所との連絡調整に関する事。

- (6) 課内の技術的事項に関する事。

水質係

- (1) 場に属する施設の水質管理に関する事。
- (2) 浄水用薬品の使用計画及び品質検査に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 水処理技術の調査及び研究に関する事。
- (4) 水質試験に用いる機器、薬品等の管理に関する事。

生田浄水場

事務係

- (1) 工事の施行手続及び精算に関する事。
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 場の庶務に関する事。
- (4) 場内他係に属しない事。

浄水係

- (1) 場の取水、送水、配水等の水量の計画及び調整に関する事。
- (2) 場の導水、浄水及び送水の運転管理に関する事。
- (3) 場の施設及び設備の保守、点検及び維持管理に関する事。
- (4) 軽易な修繕に関する事。
- (5) 場の施設及び設備の修繕等に係る関係課所との連絡調整に関する事。
- (6) 平間配水所の配水量の調整及び日報に関する事。
- (7) 稲田取水所に関する事。
- (8) 場内の技術的事項に関する事。

下水道部

下水道管理課

- (1) 下水道事業の進行管理及び調整に関する事。
- (2) 部内の連絡調整に関する事。
- (3) 下水道の普及促進に関する事。
- (4) 水洗便所設備費助成及び水洗便所等設備資金融資あっせんに関する事。
- (5) 浸水低地改良資金の貸付けに関する事。
- (6) 排水設備工事の責任技術者及び指定工事店に関する事。
- (7) 公共下水道の使用及び処理の開始手続に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。
- (9) 部の予算編成の総括に関する事。
- (10) 部の予算執行の総合調整に関する事。
- (11) 部の決算整理の総括に関する事。

下水道計画課

- (1) 公共下水道の建設計画及び維持管理の計画に関する事。
- (2) 総合排水計画に関する事。

- (3) 下水道施設の危機管理に係る企画に関するこ
と。
- (4) 下水道に係る技術研究及び技術開発に関する
こと。
- (5) 課の庶務に関すること。

下水道管路課

- (1) 管きよの新設及び改良の設計に関すること。
- (2) 受託による管きよの工事の設計に関すること。
- (3) 管きよの国庫補助等の協議及び手続に関する
こと。
- (4) 下水道工事に係る事業損失の調査等に関する
こと。
- (5) 管きよ工事及びこれに係る委託等の設計単価
及び歩掛りの調査に関すること。
- (6) 設計積算システムの運用管理に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

管路保全課

- (1) 管きよの維持管理の総括に関すること。
- (2) 管きよの補修計画及び設計に関すること。
- (3) 下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関するこ
と。
- (4) 排水設備に係る指導及び調整に関すること。
- (5) 開発行為に係る下水道の協議、検査等に関す
ること。
- (6) 課の庶務に関すること。

施設課

- (1) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンタ
ー、ポンプ場等の設置、改築及び建物修繕の設
計及び監督に関すること。
- (2) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンタ
ー、ポンプ場等の国庫補助等の協議及び手続に
関すること。
- (3) 下水道施設工事に係る設計単価及び歩掛りの
調査に関すること。
- (4) 営繕積算システムの運用管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

下水道管理事務所

管理係

- (1) 所の維持管理に関すること。
- (2) 所の庶務に関すること。
- (3) 所内他係に属しないこと。

維持係

- (1) 管きよの維持管理並びに補修工事の設計、
施行及び監督に関すること。
- (2) 管きよへの排水に係る指導に関すること。

排水設備係

- (1) 排水設備の普及促進及び確認申請に関する
こと。

- (2) 排水設備工事の現場確認、監督及び検査に
関すること。
- (3) 排水設備工事の責任技術者及び指定工事店
の技術指導に関すること。
- (4) 浸水低地改良資金の貸付けに係る調査に関
すること。
- (5) 公共下水道の使用及び処理の開始手続に係
る調査に関すること。

施設保全課

- (1) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンタ
ー、ポンプ場等の維持管理の総括に関すること。
- (2) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンタ
ー、ポンプ場等の修繕（建物修繕を除く。）の
設計及び監督に関すること。
- (3) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンタ
ー、ポンプ場等の電気設備に係る保安監督の統
括に関すること。
- (4) 水処理センター及びポンプ場との連絡調整に
関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

下水道水質課

- (1) 特定事業場等からの排水に係る調査、水質指
導及び水質検査に関すること。
- (2) 特定事業場等における特定施設の設置及び除
害施設の設置の確認に関すること。
- (3) 水処理センター及び入江崎総合スラッジセン
ターの水質管理の総括に関すること。
- (4) 水処理センター及び入江崎総合スラッジセン
ターの重金属等に係る試験及び研究に関するこ
と。
- (5) 課の庶務に関すること。

水処理センター

管理係

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの庶務に関すること。
- (3) センター内他係に属しないこと。

水質係

- (1) センターの水質管理に関すること。
- (2) 汚泥の試験に関すること。

操作係

- (1) 処理設備の運転操作及び維持管理に関する
こと。
- (2) 汚水の処理に関すること。
- (3) 所属ポンプ場施設の遠方監視に関すること。
- (4) 汚泥の圧送に関すること。
- (5) 麻生水処理センター施設の夜間における遠
方監視に関すること（等々力水処理センター
に限る。）。)

ポンプ場第1係(入江崎水処理センターに限る。)
 ポンプ場第2係(入江崎水処理センターに限る。)
 ポンプ場第3係(入江崎水処理センターに限る。)
 設備係(加瀬水処理センターに限る。)

- (1) 所属ポンプ場及び所属施設の維持管理に関すること。

入江崎総合スラッジセンター

管理係

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの水質管理に関すること。
- (3) 汚泥等の試験に関すること。
- (4) センターの庶務に関すること。
- (5) センター内他係に属しないこと。

設備係

- (1) 処理設備の維持管理並びに修繕工事等の設計及び監督に関すること。
- (2) 汚泥の処理及び処分に関すること。

下水道事務所

管理課

管理係

- (1) 所の維持管理に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。
- (3) 所内他係に属しないこと。

維持係

- (1) 管きよの維持管理並びに補修工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 管きよへの排水に係る指導に関すること。

排水設備係

- (1) 排水設備の普及促進及び確認申請に関すること。
- (2) 排水設備工事の現場確認、監督及び検査に関すること。
- (3) 排水設備工事の責任技術者及び指定工事店の技術指導に関すること。
- (4) 浸水低地改良資金の貸付けに係る調査に関すること。
- (5) 公共下水道の使用及び処理の開始手続に係る調査に関すること。

工事課

- (1) 管きよの新設及び改良工事に係る監督及び設計変更に関すること。
- (2) 受託による管きよの工事監督に関すること。
- (3) 下水道施設の建設に係る土木工事の監督及び設計変更に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第7条第2項中「配水工事事務所」を「水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所」に改める。

第8条第6項中「及び営業課」を「、営業課及び水道

管理課」に改める。

別表1中

「

	第1配水工事事務所
--	-----------

」

を

「

第1配水工事事務所	
-----------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を

改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程(昭和62年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第4号中

「

(4) 給水装置工事の施行決定、設計の審査及び承認に関すること。			○ (指定給水装置工事事業者が施行するもの(サービスセンター所長)) (本市が施行するもの(配水工事事務所所長)) (工業用水道に係るもの(工業用水課長))
----------------------------------	--	--	---

を

「

(4) 給水装置工事の施行決定、設計の審査及び承認に関すること。			○ (指定給水装置工事事業者が施行するもの(サービスセンター所長)) (本市が施行するもの(水道整備課長、第2配水工事事務所所長又は第3配水工事事務所所長)) (工業用水道に係るもの(工業用水課長))
----------------------------------	--	--	---

」

」
に改め、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務
事項第31号及び第33号中「(総務部長)」を「(経営管理
部担当部長 (財務担当))」に改め、同表管理者決裁事項
及び部課長専決事項3財務事項第36号及び第37号中

(36) 予算に 定める金 額の流用 に関する こと。		目間 (経営管理 部長)	節間 (水道事業又 は工業用水道 事業に係る もの(財務課 長)) (下水道事業 に係るもの (財務課担当 課長))
(37) 予備費 の使用に 関すること。 こと。	1件 10,000,000 円を超える もの	1件 10,000,000 円以下のもの (経営管理 部長)	1件 5,000,000円 以下のもの (水道事業又 は工業用水道 事業に係る もの(財務課 長)) (下水道事業 に係るもの (財務課担当 課長))

を

(36) 予算に 定める金 額の流用 に関する こと。		目間 (経営管理 部担当部長 (財務担 当))	節間 (水道事業又 は工業用水道 事業に係る もの(財務課 長)) (下水道事業 に係るもの (財務課の下 水道財務担当 の担当課長))
(37) 予備費 の使用に 関すること。 こと。	1件 10,000,000 円を超える もの	1件 10,000,000 円以下のもの (経営管理 部担当部長 (財務担 当))	1件 5,000,000円 以下のもの (水道事業又 は工業用水道 事業に係る もの(財務課 長)) (下水道事業 に係るもの (財務課の下 水道財務担当 の担当課長))

に改め、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務
事項第42号中「(総務部長)」を「(経営管理部担当部長
(財務担当))」に改め、同表管理者決裁事項及び部課長

専決事項3財務事項第46号中

(46) 振替伝票 の承認に関 すること。			○ (水道事業又 は工業用水道 事業に係るもの(財務課長)) (下水道事業 に係るもの(財 務課担当課長))
-----------------------------	--	--	--

を

(46) 振替伝票 の承認に関 すること。			○ (水道事業又 は工業用水道 事業に係るもの(財務課長)) (下水道事業 に係るもの(財 務課の下水道 財務担当の担 当課長))
-----------------------------	--	--	---

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の
一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当

支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程
(昭和46年川崎市水道局規程第29号)の一部を次のよう
に改正する。

別表作業手当の部従事した日1日につきの款甲額
330円の項中「配水工事事務所工務係」を「水道整備課、
第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所の工務係」
に改め、同款乙額 280円の項中「配水工事事務所工務
係」を「水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水
工事事務所の工務係」に、「又は業務職員」を「及び業
務職員」に改め、同款丙額 990円(技術職員について
は660円)の項中「並びに配水工事事務所工務係」を「、
水道整備課の整備係、工務係、工事係及び漏水防止係並
びに第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所の工務
係」に改め、同表交替勤務手当の部夜勤1回につきの款
950円の項中「配水工事事務所」を「水道整備課、第2
配水工事事務所、第3配水工事事務所」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局公印規程の一部を改正する規程
川崎市上下水道局公印規程（昭和32年川崎市水道部規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第4条第3項中「契約書総務部管財課専用管理者印」を「契約書管財課専用管理者印」に改める。

別表中

「
方21ミリメートル

川崎市上下水道 事業管理者 契約書総務部 管財課専用之印

を

「
方21ミリメートル

川崎市上下水道 事業管理者 契約書管財課 専用之印

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理

規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

情報管理課	課長
管財課	課長

を

管財課	課長
-----	----

に改め、財務課の項の次に次のように加える。

別表第1配水工事事務所の項中「第1配水工事事務所」を「水道整備課」に、「所長」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部

を改正する規程

川崎市上下水道局請負工事検査規程（昭和47年川崎市水道局規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部担当部長」を「経営管理部担当部長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局契約審査委員会規程の

一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約審査委員会規程（昭和41年川崎市水道局規程第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「総務部担当部長」を「経営管理部担当部長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部
を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程（昭和61年川崎市
水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項第1号中「、水管理センター所長、長沢
浄水場長」及び「、下水道部担当部長（下水道施設担当）」
を削り、同項第2号中「5人」を「3人」に、「3人」
を「2人」に改める。

別表中

第1配水工事事務所	第1配水工事事務所所長	1人	1人	1人	1人
-----------	-------------	----	----	----	----

を

第1配水工事事務所	水道整備課長	1人	1人	1人	1人
-----------	--------	----	----	----	----

に、浄水課の項中「浄水課」を「長沢浄水場」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局財務規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規
程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「配水工事事務所」を「水道整備課、
第2配水工事事務所、第3配水工事事務所」に、「、下
水道事務所管理課、水処理センター及び入江崎総合スラ
ッジセンター」を「及び下水道事務所管理課」に改め、
同条第2項第4号中「配水工事事務所」を「水道整備課」
に改め、「受けた、」の次に「所管に属する」を加え、同
項中第8号及び第9号を削り、第7号を第9号とし、第
6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に
次の2号を加える。

- (5) 第2配水工事事務所 保管転換を受けた、所管に
属するたな卸資産の出納保管に関すること。
- (6) 第3配水工事事務所 保管転換を受けた、所管に
属するたな卸資産の出納保管に関すること。

第6条第1項中「、下水道事務所管理課、水処理セン
ター及び入江崎総合スラッジセンター」を「及び下水道

事務所管理課」に改める。

第2章及び第32条中「財務課担当課長」を「財務課の
下水道財務担当の担当課長」に改める。

第37条第1項及び第38条第3項中「納入期限」を「納
期限」に改める。

第50条の2中「財務課担当課長」を「財務課の下水道
財務担当の担当課長」に改める。

第69条第2項中「概算払を受けたもの」を「概算払（前
項第1号に掲げるものを除く。）を受けた者」に改める。

第69条の次に次の1条を加える。

第69条の2 前条第1項第1号に掲げる概算払を受けた
者は、その用件終了後5日以内に、精算に係る書類を
労務課長に提出しなければならない。

2 前項の概算払を受けた者は、精算残金があるとき
は、直ちに公金取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 労務課長は、第1項の精算に係る書類の提出を受け
たときは、これを精査の上、精算書を作成し、速やかに
財務課長に提出しなければならない。ただし、概算
払における受領額と精算額とに過不足がなかったとき
は、精算書の作成を省略することができる。

第149条の18を第149条の20とし、同条の前に次の1条
を加える。

（貸付料の遅延損害金）

第149条の19 貸付料を納期限までに納付しないときは、
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、貸付料
に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額（100
円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満
であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て
る。）を遅延損害金として徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日
を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第149条の17を削り、第149条の19の前に次の1条を加
える。

（貸付料の督促）

第149条の18 貸付料の督促は、納期限後遅滞なく、督
促状を債務者に送付することにより行う。

2 前項の督促状において指定する期限は、その送付の
日から10日以内とする。

第149条の16を第149条の17とし、第149条の15を第149
条の16とし、第149条の14を第149条の15とし、第149条
の13中「、第149条の7、第149条の9、第149条の10及
び第149条の12」を「、第149条の10、第149条の11及び
第149条の13」に改め、同条を第149条の14とし、第149
条の12を第149条の13とし、第149条の11第3号中「納付
期限」を「納期限」に改め、同条を第149条の12とし、
第149条の10を第149条の11とし、第149条の9を第149条
の10とし、第149条の8を第149条の9とし、第149条の

7を削り、第149条の6の次に次の2条を加える。

(使用料の督促)

第149条の7 使用料の督促は、納期限後20日以内に、督促状を債務者に送付することにより行う。

2 前項の督促状において指定する期限は、その送付の日から10日以内とする。

(使用料の延滞金)

第149条の8 管理者は、使用料について、前条第1項に規定する督促をしたときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 前項の延滞金は、当該督促に係る使用料の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、使用料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、使用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった使用料の額を控除した額とする。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
第7章及び第8章中「財務課担当課長」を「財務課の下水道財務担当の担当課長」に改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第149条の8第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に納入の通知をした使用料に係る延滞金の徴収については、なお従前の例による。

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典
川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第36条の見出しを「(納入の通知)」に改め、同条中「(随時に使用水量を計量したときを除く。)」を削り、「(使用水量のお知らせ(第21号様式)により)」に係る料金を調定し、使用水量のお知らせ兼納入通知書(第21号様式)を」に、「通知する」を「送付する」に改める。

第44条第2号中「方法」の次に「及び指定代理納付者による納付の方法」を加え、「管理者が別に定める振替日」を「料金を調定した月の翌月の11日とする。ただし、当該日が公金取扱金融機関の休業日であるときは、その翌営業日」に改め、同条第3号を削る。

第46条の見出しを「(納付書等の様式)」に改め、同条中「水道料金等納入通知書兼領収書」を「水道料金等納付書兼領収書」に改める。

第21号様式、第25号様式、第32号様式(1)、第32号様式(2)、第34号様式(1)及び第34号様式(2)を次のように改める。

第21号様式 (第36条関係)

(表)

使用水量のお知らせ兼納入通知書
様

水道番号			
クレジットカード納付用番号			
納付番号			
確認番号			

検針年月日	年	月	日	種別	使用戸数	下水	収納方法
今回指針				(親)			
前回指針				(子)			
差引水量				(1)	m ³	(2)	m ³
(1)+(2)+(3)+(4) 合計水量					m ³		m ³

引上指針	
前回指針	
取替まで の水量	(3) m ³ (4) m ³

<取替前のメーター水量等>

水道料金等のお知らせ

使用水量	m ³	年・月分	
前年同期使用水量	m ³	(月日) ~ (月日)	
		水道料金	円
		内消費税等相当額	円
		下水道使用料	円
		内消費税等相当額	円
		合計金額	円
		内消費税等相当額	円

発行
年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

納期限	年 月 日
-----	-------

※納期限を過ぎてお支払いされた場合、遅延損害金等が発生することがあります。
今回の水道料金等の振替日(納期限)は 月 日です。
次の検針予定日は 月 日です。

(裏)

<p>納付書によるお支払方法 納付書をお持ちになり、期限までに次の取扱窓口でお支払いください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">金融機関等</p> <p style="text-align: center;">コンビニエンスストア</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">収入科目:未収給水収益/下水道使用料預り金</p>	<p>納期限(※当該日が公金取扱金融機関の休業日であるときは、翌営業日となります。また、一部例外があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検針時の収納方法が納付書によるお支払で登録されている場合 納入通知書の発行日の翌日から起算して14日目です。 ○検針時の収納方法が口座振替又はクレジットカードによるお支払で登録されている場合 水道料金及び下水道使用料の調定月の翌月11日です。 <p>納期限までに完納されなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道料金について 水道料金が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、水道料金の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)(に年5%の割合を乗じて計算した遅延損害金を納めていただきます。 ○下水道使用料について 下水道使用料が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、下水道使用料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)(に次の割合を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 年 7.3% 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 年 14.6% ※上記の割合は、当分の間、川崎市債権管理条例附則第3項に定める延滞金の割合の特例が適用されます。詳しくは、川崎市上下水道局ウェブサイトをご覧ください。 ※計算した遅延損害金・延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。 ※遅延損害金・延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨て、遅延損害金・延滞金はかかりません。 <p>下水道使用料に不服がある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この通知書の下水道使用料に関する記載事項に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として(川崎市上下水道事業管理者が被告の代表となります。)(処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p style="text-align: right; font-weight: bold; margin-top: 10px;">川崎市上下水道局</p>
--	---

第25号様式 (第46条関係)

水道料金等納付書兼領収書		口座番号 記入者名 川崎市上下水道事業管理者																											
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">〒</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: small;">使用者氏名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">使用場所</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">発行 年 月 日</p>	使用者氏名		使用場所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">水道番号一桁番</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">集合コード</td> <td style="font-size: small;">使用水量 m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">御 請 求 年 月 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(年 月 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(月 日 ~ 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クレジットカード納付用番号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">請求番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">確認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">水道料金</td> <td style="text-align: right;">() 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">下水道使用料</td> <td style="text-align: right;">() 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">御 請 求 額</td> <td style="text-align: right;"> 円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">()内は、消費税及び地方消費税相当額です。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 10px;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">収入印紙不要</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 年 月 日まで有効 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(納入者保管)</p>	水道番号一桁番	-	集合コード	使用水量 m ³	御 請 求 年 月 分		(年 月 分)		(月 日 ~ 月 日)		クレジットカード納付用番号		納付番号		請求番号		確認番号		水道料金	() 円	下水道使用料	() 円	御 請 求 額	円
使用者氏名																													
使用場所																													
水道番号一桁番	-																												
集合コード	使用水量 m ³																												
御 請 求 年 月 分																													
(年 月 分)																													
(月 日 ~ 月 日)																													
クレジットカード納付用番号																													
納付番号																													
請求番号																													
確認番号																													
水道料金	() 円																												
下水道使用料	() 円																												
御 請 求 額	円																												

領収日付印

右の金額を
領収しました。

川崎市上下水道局出納・
収納取扱金融機関

※領収日付印の無いもの、金額を訂正したものは無効です。

第32号様式(1) (第48条関係)

(表)

<h2 style="margin: 0;">督促状</h2> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 10px 0;"></div> <p style="font-size: small;">右記の料金等は、未納となっています。至急、お支払いください。指定期限までにお支払が確認できない場合は、給水停止（水道料金）又は財産の差押え（下水道使用料）を受ける場合があります。なお、この督促状を受け取られる前にお支払いされた場合は、行き違いですので御容赦ください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">川崎市上下水道事業管理者</p>	<h2 style="margin: 0;">未納料金等</h2> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">指 定 期 限</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: x-small;">※指定期限までにお支払いされた場合、遅延損害金、延滞金は免除になります。</td> </tr> <tr> <th style="width: 70%;">年 月 分</th> <th>使用水量</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水道料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">内消費税等相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">内消費税等相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">内消費税等相当額</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">発行日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 70%;">水道番号一桁番</td> <td></td> </tr> </table>	指 定 期 限		※指定期限までにお支払いされた場合、遅延損害金、延滞金は免除になります。		年 月 分	使用水量			水道料金		内消費税等相当額		下水道使用料		内消費税等相当額		合計金額		内消費税等相当額		水道番号一桁番	
指 定 期 限																							
※指定期限までにお支払いされた場合、遅延損害金、延滞金は免除になります。																							
年 月 分	使用水量																						
水道料金																							
内消費税等相当額																							
下水道使用料																							
内消費税等相当額																							
合計金額																							
内消費税等相当額																							
水道番号一桁番																							

(裏)

<p style="font-size: x-small;">納付書によるお支払方法 納付書をお持ちになり、期限までに次の取扱窓口でお支払いください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 5px 0;"></div> <p style="font-size: x-small;">収入科目: 未収給水収益 / 下水道使用料預り金</p>	<p style="font-size: x-small;">納期限(※当該日が公金取扱金融機関の休業日であるときは、翌営業日となります。また、一部例外があります。)</p> <p style="font-size: x-small;">○検針時の収納方法が納付書によるお支払で登録されている場合 納入通知書の発行日の翌日から起算して14日です。</p> <p style="font-size: x-small;">○検針時の収納方法が口座振替又はクレジットカードによるお支払で登録されている場合 水道料金及び下水道使用料の調定月の翌月11日です。</p> <p style="font-size: x-small;">納期限までに完納されなかった場合</p> <p style="font-size: x-small;">○水道料金について 水道料金が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、水道料金の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)に年5%の割合を乗じて計算した遅延損害金を納めていただきます。</p> <p style="font-size: x-small;">○下水道使用料について 下水道使用料が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、下水道使用料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)に次の割合を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。</p> <p style="font-size: x-small;">納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 年 7.3%</p> <p style="font-size: x-small;">納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 年 14.6%</p> <p style="font-size: x-small;">※上記の割合は、当分の間、川崎市債権管理条例附則第3項に定める延滞金の割合の特例が適用されます。詳しくは、川崎市上下水道局ウェブサイトをご覧ください。</p> <p style="font-size: x-small;">※計算した遅延損害金・延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。</p> <p style="font-size: x-small;">※遅延損害金・延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨て、遅延損害金・延滞金はかかりません。</p> <p style="font-size: x-small;">下水道使用料に不服がある場合</p> <p style="font-size: x-small;">1 この通知書の下水道使用料に関する記載事項に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p style="font-size: x-small;">2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として(川崎市上下水道事業管理者が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="font-size: x-small;">① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p style="font-size: x-small;">② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p style="font-size: x-small;">③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">川崎市上下水道局</p>
---	--

第32号様式(2) (第48条関係)

(表)

督 促 状

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

次の料金等は、未納となっています。至急、お支払いください。指定期限までにお支払が確認できない場合は、給水停止（水道料金）又は財産の差押え（下水道使用料）を受ける場合があります。

なお、この督促状を受け取られる前にお支払いされた場合は、行き違いですので御容赦ください。

使用者名			
使用場所			
水道番号	枝番	年月分	使用水量
水道料金	()	円	指 定 期 限 年 月 日
下水道使用料	()	円	
合計金額	()	円	

()内は、消費税及び地方消費税相当額です。 ※指定期限までにお支払いされた場合、遅延損害金、延滞金は免除になります。

御注意 口座振替の方へ

お客様の水道料金等を御指定の金融機関へ請求しましたところ、下記の理由により口座振替できませんでした。

口座振替不能理由	
----------	--

なお、この未納料金等に関り、再振替できませんので、御了承ください。

お支払が確認されていない料金等は、次のとおりです。

年月分	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計金額 (円)

(裏)

納期限(※当該日が公金取扱金融機関の休業日であるときは、翌営業日となります。また、一部例外があります。)

- 検針時の収納方法が納付書によるお支払で登録されている場合
納入通知書の発行日の翌日から起算して14日目です。
- 検針時の収納方法が口座振替又はクレジットカードによるお支払で登録されている場合
水道料金及び下水道使用料の調定月の翌月11日です。

納期限までに完納されなかった場合

- 水道料金について
水道料金が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、水道料金の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)に年5%の割合を乗じて計算した遅延損害金を納めていただきます。
- 下水道使用料について
下水道使用料が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、下水道使用料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)に次の割合を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。
納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 ……年 7.3%
納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 ……年 14.6%
※上記の割合は、当分の間、川崎市債権管理条例附則第3項に定める延滞金の割合の特例が適用されます。
詳しくは、川崎市上下水道局ウェブサイトをご覧ください。
※計算した遅延損害金・延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。
※遅延損害金・延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨て、遅延損害金・延滞金はかかりません。

下水道使用料に不服がある場合

- 1 この通知書の下水道使用料に関する記載事項に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として(川崎市上下水道事業管理者が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

川崎市上下水道局

第34号様式(1) (第56条関係)

給 水 停 止 通 知 書

使用者名	
水 道 使用場所	

右記の料金等は、督促の指定期限が経過しましたが未納となっています。
 給水停止予定日の前日までに料金等のお支払が確認できない場合は、在、不在にかかわらず川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号）第34条第1号の規定に基づき、給水停止予定日に給水を停止させていただきます。
 なお、この通知書と行き違いに金融機関等で、すでに料金等をお支払いされた場合は、この通知書は無効となりますので、必ず右記受託会社まで御連絡ください。

川崎市上下水道事業管理者

未 納 料 金 等

年 月 分		使用水量
水道料金 内消費税等相当額		
下水道使用料 内消費税等相当額		
合計金額 内消費税等相当額		

給 水 停 止 予 定 日

川崎市水道料金等集金業務受託会社

発行日 年 月 日

水道番号一括番	
---------	--

第34号様式(2)(第56条関係)

給水停止通知書

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

次の料金等は、督促の指定期限が経過しましたが未納となっています。
給水停止予定日の前日までに料金等のお支払が確認できない場合は、在、不在にかかわらず川崎市水道条例(昭和33年川崎市条例第18号)第34条第1号の規定に基づき、給水停止予定日に給水を停止させていただきます。

なお、この通知書と行き違いに金融機関等で、すでに料金等をお支払いされた場合は、この通知書は無効となりますので、必ず連絡先電話番号まで御連絡ください。

使用者名			
水道使用場所			
水道番号	枝番	年月分	使用水量
水道料金	()	円	給水停止予定日
下水道使用料	()	円	
合計金額	()	円	

()内は、消費税及び地方消費税相当額です。

お支払が確認されていない料金等は、次のとおりです。

年月分	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市下水道条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市下水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「平成22年水道局規程第1号」を「平成22年川崎市水道局規程第1号」に改める。

第19条第1項中「(昭和39年水道局規程第8号)」を「(昭和39年川崎市水道局規程第8号)」に改める。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（使用料の納期限）

第19条の2 条例第14条第1項及び第2項に規定する使用料の納期限については、水道条例施行規程第44条の規定を準用する。

第1号様式 (1) 1枚目及び第3号様式 (1) 1枚目を次のように改める。

第1号様式(1) 1枚目

公共

排水設備 新設・増設・改築

一般

計 画 確 認 申 請 書

押印欄

受付

事務所

年 度

番 号

年 月 日

区 番 定 日 整 理 番 号



(宛先) 川崎市上下水道事業管理者 申請者 住 所

(フリガナ) 氏 名 電 話 () -

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり申請します。

使用者 (設置場所) 住 所 氏 名 (フリガナ)

建物所有者の承諾 (申請者と同一の場合は押印不要) 住 所 氏 名 (フリガナ)

施工業者 所在地 都 道 府 県 市 名 称 代表者氏名 電 話 () - 指 定 番 号

排水設備工事責任技術者 登録番号 第 号 氏 名

処理区 1 入江崎 2 加 瀬 3 等々力 4 麻 生

下水道方式 1 合流式 2 分流式

雨水排水設備 1 有り 2 無し

工種 1 新 設 2 増設等 3 くみ取り改造 4 浄化槽改造

水栓数

確認設備数

排水の種別 1 水道水 水栓番号 第 号 2 地下水 3 雨水利用水 4 その他

※申請者は、太線の枠内のみ記入してください。

告示年月日 年 月 日

助成金・融資 1 助成金 2 融 資 3 助成金・融資なし

公共下水道接続施設設置申請 1 有り 2 無し

備 考

第3号様式(1) 1枚目

公共
 一般

排水設備工事完成届

押印欄

事務所 年 度 番 号

受付年月日

完

(宛先) _____ 年 月 日
 川崎市上下水道事業管理者
 届出人 住 所 _____

(フリガナ)
 氏 名 _____ 印
 電 話 () - _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。
 なお、完成検査合格后、公共下水道の使用を開始します。

使用者(設置場所)
 住 所 _____ 氏 名(フリガナ) _____
 区 町 丁目 番地 号

施工業者
 所在地 都 道 _____
 府 県 市 _____
 名 称 _____ 代表者氏名 _____ 印
 電話 _____ 指定番号 _____
 () - _____

排水設備工事責任技術者
 登録番号 _____
 第 _____ 号
 氏 名 _____ 印

処理区
 1 入江崎 2 加 瀬 3 等々力 4 麻 生

下水道方式
 1 合流式 2 分流式

雨水排水設備
 1 有り 2 無し

工種
 1 新 設 2 増設等 3 くみ取り改造 4 浄化槽改造

排水種別
 1 水道水 2 地下水 3 雨水利用水 4 その他 _____

水栓番号
 下水道使用料 徴収対象
 第 _____ 号

下水道使用料 徴収対象外
 ・散水専用栓 第 _____ 号 ・その他 () 第 _____ 号

工事期間 着工 完成

※届出者は、太線の枠内のみ記入してください。

検 査 年 月 日	検 査 番 号	検 査 員 氏 名
年 月 日 不合格	汚水 第 _____ 号	印
年 月 日 合格	雨水 第 _____ 号	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年川崎市水道部規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第2項を次のように改める。

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第2号中「前条第1項第2号又は第4号」を「扶養親族としての子又は前条第1項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第9条第2項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段中「前条第1項第1号」を「同号」に改め、「(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第9条の2第1項及び第2項を次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下

同じ。)を支払っている職員

(2) 条例第4条の5の規定により単身赴任手当を支給される職員(川崎市上下水道局公舎管理規程(昭和43年川崎市水道局規程第15号)第2条に規定する公舎及びこれに準ずるもの(以下「公舎等」という。)に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)が居住している職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 10,000円(満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては15,200円を、満31歳に達する日以後の最初の4月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては6,500円をその額に加算した額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円(満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては7,600円を、満31歳に達する日以後の最初の4月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては3,250円をその額に加算した額)

第9条の2第3項を削り、同条第4項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「第2項」を「前項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 配偶者が住居手当を受けている職員(配偶者が給与条例、交通局給与規程又は病院局給与規程の適用を受ける者であつて、当該配偶者が給与条例、交通局給与規程又は病院局給与規程の規定に基づく住居手当を受けている職員を含む。)

第9条の2第4項第3号中「以下この号において同じ。」を削り、「家賃等」を「家賃」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 新たに住居手当の支給要件(以下「支給要件」という。)を具備するに至った職員で、住居手当を受けようとするもの又は住居手当を受けている職員で、支給要件に変更があつたものは、住居届(第2号様式)により、速やかにその旨を管理者に届出なければならない。この場合において、支給要件を欠くに至った職員以外の職員は、第1項の規定に該当することを証明する書類を住居届に添付するものとする。

第9条の2第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第5項」を「第4項」

に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第17条の2関係)

職	区分
担当理事	1種
総務部長	2種
部長 (2種の部長を除く。) 担当部長 (財務担当) 第1配水工事事務所長 水管理センター所長 長沢浄水場長 下水道事務所の所長 担当部長 (下水道施設担当)	3種
担当部長 (3種の担当部長を除く。)	4種
庶務課長 経営企画課長	5種
課長 (5種の課長を除く。) 所長 (3種の所長を除く。) 場長 (3種の場長を除く。) 担当課長 (下水道使用料担当)	6種
担当課長 (6種の担当課長を除く。)	7種

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の規程第7条第2項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項の規定の適用については、改正後の規程第7条第2項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族としての子」という。) については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族 (以下「扶養親族としての配偶者」という。) については12,600円、同項第2号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族としての子」という。) については1人につき7,900円 (職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,300円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族としての父母等」という。) については1人につき7,000円 (職員に配偶者及び扶養親族としての子が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,400円)」と、改正後の規程第8条第1項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族としての子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初

の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

- 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)
- 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「至った場合」とあるのは「至った場合、場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「同号」とあるのは「前条第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定 (扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の規程第7条第2項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「12,600円」とあるのは「9,800円」と、「7,900円」とあるのは「9,000円」と、「11,300円」とあるのは「10,700円」と、「10,400円」とあるのは「8,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。
(平成32年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に

における改正後の規程第9条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「10,000円」とあるのは「14,600円」と、「15,200円」とあるのは「7,900円」と、「6,500円」とあるのは「1,900円」と、同項第2号中「5,000円」とあるのは「7,300円」と、「7,600円」とあるのは「3,950円」と、「3,250円」とあるのは「950円」とする。

- 5 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の規程第9条の2第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「14,600円」とあるのは「12,300円」と、「7,900円」とあるのは「11,600円」と、「1,900円」とあるのは「4,200円」と、「7,300円」とあるのは「6,150円」と、「3,950円」とあるのは「5,800円」と、「950円」とあるのは「2,100円」とそれぞれ読み替えるものとする。

川崎市上下水道局規程第14号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の103.5」に、「100分の190」を「100分の180」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の96」に、「100分の108.5」を「100分の103.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の88.5」に改める。

第4条の5第1項各号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の
一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和43年川

崎市水道局規程第21号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

被貸与者	品名	夏 作業服	半袖 作業服	冬 作業服	作 業 ズボン	防 風 衣	保 安 靴	作 業 靴
	貸与時期	6 月	6 月	10 月	10 月	10 月	10 月	10 月
サービスセンター職員		2-1	2-1	2-1	2-1			
下水道使用料担当職員		2-1	2-1	2-1	2-1	3-1	5-1	1-1
管財課用地係及び貯蔵品管理係職員		2-1	2-1	2-1	2-1	3-1		1-1
区分1に属する事務職員		2-1	2-1	2-1	2-1	3-1		
区分2に属する事務職員		3-1	3-1	2-1	3-1			
上記以外の事務職員				2-1				

備考

- 1 本表中「2-1」等の数字は、職員に貸与する被服の貸与期間及び貸与数量を表す。「2-1」は、「貸与期間2年-貸与数量1着」を表し、その他の数字もこれに準じて「貸与期間-貸与数量」として読むものとする。
- 2 下水道使用料担当に属する職員は、保安靴又は作業靴のいずれかを選択するものとする。
- 3 区分1に属する事務職員は、庶務課、サービス推進課、水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターに属する事務職員のうちから、管理者が別に定める。
- 4 区分2に属する事務職員は、情報管理課、給水装置課、工業用水課、施設整備課、水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水道施設管理課、水道水質課、水運用センター、浄水課、生田浄水場、下水道管理事務所及び下水道事務所管理課に属する事務職員のうちから、管理者が別に定める。

別表第3中

「

配水工事事務所	技術職員(所長及び係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1 (除)	5-1 (除)	4-1 (除)	3-1	
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	作業長、技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-1	1-4	3-1	4-1	4-1	2-1	

」

を

「

水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所	技術職員(所長及び係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1 (除)	5-1 (除)	4-1 (除)	3-1	
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	作業長、技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-1	1-4	3-1	4-1	4-1	2-1	

」

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。第22条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第7号様式第47条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(発注者の解除権)」を付し、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合の違約金)

第47条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(注) 1 特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第70条第1項」を加える。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第67条第1項」を加える。

2 低入札価格調査を行った契約においては、「10分の1」を「10分の3」に改める。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定に

より選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第7号様式第48条に見出しとして「(不正行為に対する発注者の解除権)」を付し、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第7号様式第49条に見出しとして「(発注者の任意解除権)」を付し、同条第1項中「第47条第1項」を「第47条」に改める。

第7号様式第51条中「第47条第1項」を「第47条、第47条の2第2項」に改める。

第7号様式第54条第1項及び第55条第1項中「第47条第2項」を「第47条の2第1項」に改める。

第8号様式第20条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(発注者の解除権)」を付し、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合の違約金)

第20条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(注) 特定工事請負契約においては、「前条」の次に「又は第39条第1項」を加える。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われてい

るときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第8号様式第21条に見出しとして「(不正行為に対する発注者の解除権)」を付し、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第8号様式第22条に見出しとして「(発注者の任意解除権)」を付し、同条第1項中「第20条第1項」を「第20条」に改める。

第8号様式第26条の2及び第27条第1項中「第20条第2項」を「第20条の2第1項」に改める。

第15号様式第12条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第12条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 前条及び第13条第6項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第12条の3 発注者は、受注者が第4条の規定により目的物の引渡しを終了するまでの間は、第12条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

第15号様式第14条の見出しを「(保証金等の帰属)」に改め、同条第1項前段中「第12条第1項」を「第12条」に改め、「とき」の次に「(第12条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項後段及び同条第3項を削る。

第16号様式第12条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第12条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 前条及び第13条第6項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第12条の3 発注者は、受注者が第5条の規定により目的物の引渡しを終了するまでの間は、第12条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

第16号様式第14条の見出しを「(保証金等の帰属)」に改め、同条第1項前段中「第12条第1項」を「第12条」に改め、「とき」の次に「(第12条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項後段及び同条第3項を削る。

第18号様式第25条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第25条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合

において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第25条の3 第25条に規定する場合のほか、発注者は、発注者の都合により必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

第18号様式第26条第1項中「前2条の」を「第24条、第25条又は前条の」に改め、「場合」の次に「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項（注）中「「前2条」の次に「又は第40条第1項」を加える」を「「第24条、第25条又は前条」を「第24条、第25条、前条又は第40条第1項」に改める」に改め、同条第2項中「前2条の」を「第24条、第25条又は前条の」に改め、「解除された場合」の次に「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項（注）中「「前2条」の次に「又は第40条第1項」を加える」を「「第24条、第25条又は前条」を「第24条、第25条、前条又は第40条第1項」に改める」に改め、同条第5項前段中「前条第1項」を「第25条」に改め、「とき」の次に「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項後段を削り、同項（注）中「前条第1項」を「第25条」に改め、同条第6項中「前項」を「第25条の2第1項」に改め、同条第7項中「及び前条第2項」を「又は前条」に改める。

第18号様式第27条第1項中「及び第25条の」を「、第25条又は第25条の3の」に改め、「場合」の次に「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項（注）中「及び第25条」を「、第25条又は第25条の3」に改め、「第25条」の次に「、第25条の3」を加え、同項第1号中「第25条第1項の規定による解除」を「第25条の規定による解除（第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。）」に、「第25条第2項」を「第25条の3」に改め、同号（注）中「第25条第1項」を「第25条」に改める。

第19号様式第22条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第22条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第22条の3 第22条に規定する場合のほか、発注者は、発注者の都合により必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

第19号様式第23条第1項中「前2条の」を「第21条、第22条又は前条の」に改め、「場合」の次に「(第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項（注）中「「前2条」の次に「又は第36条第1項」を加える」を「「第21条、第22条又は前条」を「第21条、第22条、前条又は第36条第1項」に改める」に改め、同条第2項中「前2条の」を「第21条、第22条又は前条の」に改め、「解除された場合」の次に「(第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項（注）中「「前2条」の次に「又は第36条第1項」を加える」を「「第21条、第22条又は前条」を「第21条、第22条、前条又は第36条第1項」に改める」に改め、同条第5項前段中「前条第1項の」を「第22条の」に改め、「とき」の次に「(第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項後段を削り、同項（注）中「前条第1項」を「第22条」に改め、同条第6項中「前項」を「第22条の2第1項」に改め、同条第7項中「及び前条第2項」を「又は前条」に改める。

第19号様式第24条中「及び第22条の」を「、第22条又は第22条の3の」に改め、「場合」の次に「(第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同条（注）中「及び第22条」を「、第22条又は第22条の3」に改め、「第22条」の次に「、第22条の3」を加える。第22号様式第15条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第15条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 前条及び第16条第6項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第15条の3 発注者は、第15条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、第14条の規定により契約を解除し、又は前項の規定により契約を解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第22号様式第17条の見出しを「(保証金等の帰属)」に改め、同条第1項前段中「第15条第1項」を「第15条」に改め、「とき」の次に「(第15条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を加え、同項後段及び同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

上 下 水 道 局 公 示

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

- 1 指定有効期間

- 平成30年 4月1日から
平成35年 1月31日まで
- 2 指定工事店
- 指定番号 1049
商号又は名称 株式会社SDデザイン
営業所所在地 横浜市戸塚区戸塚町682番地
代表者氏名 藤田 正良
指定番号 1050
商号又は名称 株式会社東晃
営業所所在地 横浜市戸塚区俣野町1530番地1
代表者氏名 山本 章雄
指定番号 1051
商号又は名称 Cyclone & Co.
営業所所在地 横浜市金沢区並木一丁目3番2-207号
代表者氏名 宍倉 貴之
指定番号 1052
商号又は名称 株式会社湘南建設
営業所所在地 横浜市西区浅間町一丁目6番2号
代表者氏名 内山 一雅
指定番号 1053
商号又は名称 庄司設備
営業所所在地 相模原市緑区城山1-13-17
代表者氏名 庄司 哲也

川崎市上下水道局告示第19号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

- 1 指定番号 第1592号
氏名又は名称 株式会社湘南建設
住 所 横浜市西区浅間町一丁目6番2号
代表者氏名 内山 一雅
指定年月日 平成30年3月27日
- 2 指定番号 第1593号
氏名又は名称 庄司設備
住 所 東京都町田市小山町1786番地15
代表者氏名 庄司 哲也
指定年月日 平成30年3月27日
- 3 指定番号 第1594号
氏名又は名称 日本技術工業株式会社
住 所 横浜市旭区白根六丁目27番12号

- 代表者氏名 渡邊 雄二
指定年月日 平成30年 3月27日
- 4 指定番号 第1595号
氏名又は名称 東京ガスエスネット株式会社
住 所 山梨県甲府市若松町5番1号
代表者氏名 鈴木 政孝
指定年月日 平成30年 3月27日
- 5 指定番号 第1596号
氏名又は名称 ソーシャル株式会社
住 所 東京都西東京市保谷町四丁目11番16号
代表者氏名 赤井 克行
指定年月日 平成30年 3月27日
- 6 指定番号 第1597号
氏名又は名称 株式会社コバプロ
住 所 横浜市泉区新橋町1230番地
代表者氏名 小林 健一
指定年月日 平成30年 3月27日
- 7 指定番号 第1598号
氏名又は名称 城総合設備
住 所 横浜市神奈川区菅田町1795番地1
菅田農住ハイツA-103号
代表者氏名 安部 城通
指定年月日 平成30年 3月27日
- 8 指定番号 第1599号
氏名又は名称 T. S. S
住 所 横浜市泉区和泉中央南四丁目4番36号
代表者氏名 杉崎 星児
指定年月日 平成30年 3月27日
- 9 指定番号 第1600号
氏名又は名称 株式会社マルカエステート
住 所 川崎市川崎区田島町4番16号
代表者氏名 加藤 大貴
指定年月日 平成30年 3月27日
- 10 指定番号 第1601号
氏名又は名称 日本企業株式会社
住 所 東京都世田谷区中町二丁目21番10号
代表者氏名 林 和好
指定年月日 平成30年 3月27日
- 11 指定番号 第1602号
氏名又は名称 株式会社SUNTECH
住 所 川崎市宮前区平二丁目16番20-402号
代表者氏名 谷口 輝久
指定年月日 平成30年 3月27日

川崎市上下水道局告示第20号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成30年 3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1404号
氏名又は名称 株式会社広伸ホーム
住 所 (新)横浜市神奈川区子安通一丁目55番地
(旧)横浜市神奈川区子安通一丁目110番地
代表者氏名 廣瀬 稔
変更年月日 平成30年 1月 5日
- 2 指定番号 第356号
氏名又は名称 株式会社三石設備コンサルタント横浜支店
住 所 (新)横浜市青葉区つつじが丘7番地12
(旧)横浜市青葉区青葉台二丁目9番6号
代表者氏名 木幡 泰治
変更年月日 平成29年 9月29日
- 3 指定番号 第1479号
氏名又は名称 リビングエンジニアリング株式会社
住 所 東京都港区芝四丁目9番4号
代表者氏名 (新)松田 明彦
(旧)伊達 清隆
変更年月日 平成29年 4月 1日

川崎市上下水道局告示第21号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

平成30年 3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1085号
氏名又は名称 株式会社ホームメンテ神奈川
住 所 川崎市川崎区京町2-22-4
代表者氏名 徳増 勝治
廃止年月日 平成30年 2月20日

上下水道局 公 告

川崎市上下水道局公告第21号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 長沢浄水場 脱水土運搬委託 (単価契約)
	履 行 場 所	長沢浄水場及び局指定場所
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」に記載されていること。 (6) 次のア及びイの許可において、いずれも「汚泥」の許可を受けていること。 ア 神奈川県産業廃棄物収集運搬業又は川崎市産業廃棄物収集運搬業 イ 東京都産業廃棄物収集運搬業 (7) 運搬車として、10トン車級(9t～12t)のダンプトラックを6台以上登録し、かつ配車することが可能であること。 (8) 平成15年4月1日以降に、地方公共団体等が発注した汚泥運搬業務委託の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年4月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	等々カポンプ場耐震化対策実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市中原区等々カ20-1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年8月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。 (4) 平成14年4月1日以降に国、地方公共団体または地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場または処理場)に係る耐震補強実施設計(詳細設計)の元請契約履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(下水道)、上下水道部門技術士(下水道)、又は下水道法に規定された資格を有する者 イ 建築担当部門の技術者の長として、建築士法による1級建築士の資格を有する者	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年4月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度南部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月10日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	大島雨水滞水池ほか建設電気その5工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅野町2-2ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年7月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画排水能力1m³/s以上のポンプ場施設において、運転操作設備・計装設備・監視制御設備の製作・据付の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年4月16日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター建設電気その50工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画処理能力100,000m³/日以上 of 下水処理施設において、運転操作設備更新工事の製作・据付の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	平成30年4月23日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築土木その14工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	平成30年4月17日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	上小田中6丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：中原区上小田中6-57-1先 至：中原区宮内4-27-2先 ほか3件
	履行期限	契約の日から245日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年4月23日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第2号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年3月16日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「7日前」を「14日前」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 定期乗車券を継続する場合は、新しく発売した定期乗車券において期間前通用の取扱いをするものとし、発売日は通用開始日の14日前の日からとする。

附 則

この規程は、平成30年3月17日から施行する。

川崎市交通局規程第3号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年11月20日交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第2項を次のように改める。

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第2号中「前条第1項第2号又は第4号」を「扶養親族としての子又は前条第1項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第12条第2項中「、扶養手当を受けている職員について同条同項第3号若しくは同条同項第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段中「前条第1項第1号」を「同号」に改め、「（配偶者以外の扶養親族で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第12条の3第1項及び第2項を次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 条例第4条の5第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号）第2条に規定する公舎及びこれに準ずるもの（以下「公舎等」という。）に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が居住している職員を除く。）で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該

当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 10,000円（満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては15,200円を、満31歳に達する日以後の最初の4月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては6,500円をその額に加算した額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円（満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては7,600円を、満31歳に達する日以後の最初の4月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては3,250円をその額に加算した額）

第12条の3第3項中「各号」を「各号のいずれか」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 配偶者が住居手当を受けている職員（配偶者が川崎市職員の給与等に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）、川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年水道部規程第5号。以下「上下水道局給与規程」という。）又は川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年病院局規程第24号。以下「病院局給与規程」という。）の適用を受ける者であつて、当該配偶者が給与条例、上下水道局給与規程又は病院局給与規程の規定に基づく住居手当を受けている職員を含む。）

第12条の3第3項第3号中「以下この号において同じ。」を削り、「家賃等」を「家賃」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 新たに住居手当の支給要件（以下「支給要件」という。）を具備するに至った職員で、住居手当を受けようとするもの又は住居手当を受けている職員で、支給要件に変更があつたものは、住居届（第4号様式）により、速やかにその旨を局長に届出なければならない。この場合において、支給要件を欠くに至った職員以外の職員は、第1項の規定に該当することを証明する書類を住居届に添付するものとする。

第12条の3第10項中「第2項第2号」を「第1項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の規程（以下「新規程」という。）第10条第2項、第11条第1項及び第12条第2項の規定の適

用については、新規程第10条第2項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者」という。)については12,600円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき7,900円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,300円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての父母等」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については10,400円)」と、新規程第11条第1項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3)扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4)扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、新規程第12条第2項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同項後段中「同号」とあるのは「前条第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合

における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における新規程第10条第2項、第11条第1項及び第12条第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「12,600円」とあるのは「9,800円」と、「7,900円」とあるのは「9,000円」と、「11,300円」とあるのは「10,700円」と、「10,400円」とあるのは「8,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平成32年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における新規程第12条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「10,000円」とあるのは「14,600円」と、「15,200円」とあるのは「7,900円」と、「6,500円」とあるのは「1,900円」と、同項第2号中「5,000円」とあるのは「7,300円」と、「7,600円」とあるのは「3,950円」と、「3,250円」とあるのは「950円」とする。

5 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における新規程第12条の3第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「14,600円」とあるのは「12,300円」と、「7,900円」とあるのは「11,600円」と、「1,900円」とあるのは「4,200円」と、「7,300円」とあるのは「6,150円」と、「3,950円」とあるのは「5,800円」と、「950円」とあるのは「2,100円」とそれぞれ読み替えるものとする。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉

手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の103.5」に、「100分の190」を「100分の180」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の96」に、「100

分の108.5」を「100分の103.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の88.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第5号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（企画乗車券）

第12条の2 条例第2条の2の規定に基づき、特別な用途のために企画された乗車券（以下「企画乗車券」という。）は次に掲げるとおりとし、普通系統、深夜系統、協議系統及び特殊割増系統に限り使用できるものとする。

Greater Tokyo Pass

2 前項に規定する企画乗車券は、訪日外国人旅行者に限り使用できるものとする。

別表第1（第3条関係）中

「

〃	妙光寺前	川崎駅西口北
---	------	--------

」

を

「

〃	妙光寺前	川崎駅ラゾーナ 広場
---	------	---------------

」

に、

「

〃	北谷町・上平 間・神明町	川崎駅西口北
---	-----------------	--------

」

を

「

〃	北谷町・上平 間・神明町	川崎駅ラゾーナ 広場
---	-----------------	---------------

」

に、

「

〃	中丸子・上平 間・神明町	川崎駅西口北
---	-----------------	--------

」

を

「

〃	中丸子・上平 間・神明町	川崎駅ラゾーナ 広場
---	-----------------	---------------

」

に、

「

上平間	神明町	川崎駅西口北
-----	-----	--------

」

を

「

上平間	神明町	川崎駅ラゾーナ 広場
-----	-----	---------------

」

に、

「

〃	御幸公園前・中 幸町	川崎駅西口北
川崎駅西口北	神明町・中幸町	〃

」

を

「

〃	御幸公園前・中 幸町	川崎駅ラゾーナ 広場
川崎駅ラゾーナ 広場	神明町・中幸町	〃

」

に、

「

〃	〃	蟹ヶ谷
〃	小杉駅東口・元 住吉（急行）	井田病院

」

を

「

〃	〃	蟹ヶ谷
---	---	-----

」

に、

「

小杉駅前	下平間	川崎駅西口北
------	-----	--------

」

を

「

小杉駅前	下平間	川崎駅ラゾーナ 広場
------	-----	---------------

」

に、

「

上平間	小向西町	川崎駅西口北
-----	------	--------

」

を

「

上平間	小向西町	川崎駅ラゾーナ 広場
-----	------	---------------

」

に改める。

別表第2(第3条関係)中

「

小杉駅前	下平間	川崎駅西口北
------	-----	--------

」

を

「

小杉駅前	下平間	川崎駅ラゾーナ 広場
------	-----	---------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第6号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を
改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程(平成19年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表1号中

「首都圏新都市鉄道株式会社」

を

「首都圏新都市鉄道株式会社
湘南モノレール株式会社」

に、

「川崎鶴見臨港バス株式会社
関東鉄道株式会社」

を

「川崎鶴見臨港バス株式会社

関東鉄道株式会社

関鉄観光バス株式会社

関鉄グリーンバス株式会社

関鉄パープルバス株式会社」

に、

「京浜急行バス株式会社

羽田京急バス株式会社

横浜京急バス株式会社

湘南京急バス株式会社」

を

「京浜急行バス株式会社」

に、

「千葉交通株式会社」

を

「千葉交通株式会社

株式会社千葉交タクシー」

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第1号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 受託者の所在地及び名称

所在地 藤沢市辻堂新町3丁目4番23号

名 称 神奈川中央交通東株式会社

代表者 代表取締役社長 平岩 敦

2 委託業務の種類

川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

川崎市交通局告示第2号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定

に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号
名称 川崎鶴見臨港バス株式会社
代表者 取締役社長 田中 伸介
- 2 委託する業務の種類
川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

川崎乗車券発売所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都港区三田3丁目12番17号
名称 株式会社メイン
代表者 代表取締役 山尾 百合子
- 2 委託する業務の種類
川崎乗車券発売所における公金の徴収
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

東急バス小杉案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都目黒区東山三丁目8番地1
名称 東急バス株式会社
代表者 取締役社長 山口 哲生
- 2 委託する業務の種類
東急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 履行場所

東急バス小杉案内所（中原区小杉町3-492-1）

川崎市交通局告示第5号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5
名称 小田急バス株式会社
代表者 取締役社長 抱山 洋之
- 2 委託する業務の種類
小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 履行場所
小田急バス新百合ヶ丘案内所（麻生区上麻生1-20-1）

川崎市交通局告示第6号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市高津区久本一丁目2番5号
名称 株式会社互幸ワークス
代表者 代表取締役 竹中 伸幸
- 2 委託する業務の種類
上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 履行場所
上作延停留所（川崎市高津区上作延151）
上作団地前停留所（川崎市高津区上作延90）

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第42号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月22日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
神木不動ほか3か所バス停留所上屋設置工事
- (2) 履行期間
契約の日から平成30年8月9日まで
- (3) 履行場所
川崎市宮前区神木本町1-5番地先ほか3か所
- (4) 工事概要
ア 建築工事
下記バス停留所上屋の設置を行う。
(ア) 神木不動 (イ) 五所塚 (ウ) 清水台
(エ) 稗原
イ 電気設備工事 一式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

- (1) 入札参加申込に必要な書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書

の写し

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」（以下「案件固有書類へのリンク」）からダウンロードもできます。

- (2) 配布・提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

電話 044-200-2100

- (3) 提出期間
平成30年3月22日から平成30年3月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

- (4) 提出方法

持参

4 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、下記6の確認通知書とともに、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者は、平成30年4月3日の9時から16時までの間に財政局資産管理部契約課（建築契約係）に下記6の確認通知書及び電子媒体（CD-R）を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できま

せん。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

平成30年4月13日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成30年4月17日 15時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課(建築契約係 044-200-2100)に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場

合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課(まちづくり局施設整備部公共建築担当(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階) 電話044-200-3013)です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届(第1号様式その1)(交通局所定の様式)

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧でき

ます。

- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件については、「入札情報かわさき」に掲載しております「公共工事設計労務単価等の改定(平成30年3月)に伴う特例措置等の実施について」を御覧いただき、同特例措置等の対応内容を確認してください。

なお、適用等につきましては、工事監督部署に御確認の上、協議を行うようにしてください。

- (6) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第3号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 調達の名称

平成30年度日野自動車純正部品購入(単価契約)

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成30年3月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

横浜日野自動車 株式会社 川崎支店

支店長 長谷川 学

川崎市川崎区四谷下町25番地6

5 契約金額

日野自動車株式会社発行の価格表搭載物品の定価に

対する割引率による(別表のとおり)。

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

別表

日野自動車純正部品単価割引率

区分	品名	割引率		
		KV型式除く	KV型式	
一般部品	ランク	TA	33 %	—
		A	33 %	33 %
		B	25 %	—
		C	18 %	—
		D	10 %	15 %
		E	20 %	—
		S	15 %	—
特別部品	クラッチディスク	43 %	33 %	
	ベアリング	40 %	30 %	
	エレメント	38 %	33 %	
	スプリングリーフ	40 %	20 %	
	ブレーキライニング	43 %	33 %	
	ファンベルト純正部品	43 %	38 %	
	日本電装製品	20 %	20 %	
	ゼクセル製品	20 %	20 %	

川崎市交通局公告(調達)第4号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見 洋之

1 調達の名称

- (1) 軽油A(4~6月分)予定数量 282キロリットル
- (2) 軽油B(4~6月分)予定数量 392キロリットル
- (3) 軽油C(4~6月分)予定数量 196キロリットル
- (4) 軽油D(4~6月分)予定数量 450キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成30年3月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

(2) 軽油B

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

(3) 軽油C

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

(4) 軽油D

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

5 落札金額

(1) 軽油A 93,800円(1キロリットル当たり)

(2) 軽油B 93,800円(1キロリットル当たり)

(3) 軽油C 93,800円(1キロリットル当たり)

(4) 軽油D 93,800円(1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年1月25日

交 通 局 訓 令

川崎市交通局訓令第1号

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程(平成18年交通局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

第26条第2項中「賞金」を「記念品」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第2号

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局事務分掌規程(平成17年川崎市病院局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「(2)診療の研究に関すること。

地域医療部

- (1)地域医療機関との連携に関すること。
- (2)医療相談に関すること。
- (3)患者の入院及び退院に関すること。

臨床研究支援室 」

を

「(2)診療の研究に関すること。

臨床研究支援室 」

に、

「(1)高度な脳神経治療に関すること。」

を

「(1)高度な脳神経治療に関すること。

患者総合サポートセンター

- (1)地域医療機関との連携に関すること。
- (2)神奈川県がん診療連携指定病院に関すること。
- (3)医療福祉相談に関すること。
- (4)がん相談に関すること。
- (5)患者の入院及び退院に関すること。」

に改める。

第4条第2項の表中

「(1)化学療法に関すること。

手術室 」

を

「(1)化学療法に関すること。

手術部 」

に改める。

第5条第4項を次のように改める。

4 病院の事務局に事務局長、診療科に部長、室長又は所長、検査科及び救急科に部長、救命救急センター、高度脳神経治療センター、患者総合サポートセンター及びかわさき総合ケアセンターに所長及び副所長、小児急病センター及びリハビリテーションセンターに室

長、化学療法センター(井田病院に限る。)、内視鏡センター(井田病院に限る。)、MEセンター及び救急センターに所長を置く。

に改める。

別表川崎病院の項中

「

教育指導部

地域医療部

臨床研究支援室

」

を

「

教育指導部

臨床研究支援室

」

に、

「

高度脳神経治療センター

」

を

「

高度脳神経治療センター

患者総合サポートセンター

」

に改める。

別表井田病院の項中

「

手術室

」

を

「

手術部

」

に改める。

(川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程(平成28年川崎市病院局規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市病院局企業職員給与支給規程別表第1病院企業職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の項中

「

部長級	部長、部に相当する室の長、事務局の長又は担当部長	部長
-----	--------------------------	----

」

を

部長級	部長、部に相当する室の長、副所長（患者総合サポートセンターに限る。）、事務局の長又は担当部長	部長
-----	--	----

に改める。

（川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部改正）

第3条 川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 病院企業職給料表(1)の項中

7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室の長の職務 3 事務局の長の職務
----	---

を

7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室の長の職務 3 副所長の職務（患者総合サポートセンターに限る。） 4 事務局の長の職務
----	---

（川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程の一部改正）

第4条 川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

副院長（医師又は歯科医師である職員に限る。） 救命救急センター所長 高度脳神経治療センター所長 救急センター所長 かわさき総合ケアセンター所長 部長、病院の部に相当する室又はセンター（救命救急センター、高度脳神経治療センター、救急センター及びかわさき総合ケアセンターを除く。）の室長又は所長（病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める職員に限る。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）
総務部長 副院長（5種の副院長を除く。）

部長（5種及び6種の部長を除く。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）

病院の部に相当する室又はセンターの室長又は所長（5種の室長及び所長を除く。）

救命救急センター副所長

高度脳神経治療センター副所長

かわさき総合ケアセンター副所長

担当部長（管理者が別に定める職員に限る。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）

経営企画室長

事務局長

部長（5種から7種までの部長を除く。）

担当部長（管理者が別に定める職員に限る。）（7種の担当部長を除く。）

担当部長（7種及び8種の担当部長を除く。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）

担当部長（7種から9種までの担当部長を除く。）

を

副院長（医師又は歯科医師である職員に限る。） 救命救急センター所長 高度脳神経治療センター所長 患者総合サポートセンター所長 救急センター所長 かわさき総合ケアセンター所長 部長、病院の部に相当する室又はセンター（救命救急センター、高度脳神経治療センター、患者総合サポートセンター、救急センター及びかわさき総合ケアセンターを除く。）の室長又は所長（病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める職員に限る。）

総務部長

副院長（5種の副院長を除く。）

部長（5種及び6種の部長を除く。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）

病院の部に相当する室又はセンターの室長又は所長（5種の室長及び所長を除く。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）

救命救急センター副所長

高度脳神経治療センター副所長

かわさき総合ケアセンター副所長

担当部長（管理者が別に定める職員に限る。）

経営企画室長
事務局長
部長（5種から7種までの部長を除く。）
患者総合サポートセンター副所長
担当部長（管理者が別に定める職員に限る。）
担当部長（7種及び8種の担当部長を除く。）（医師又は歯科医師である職員に限る。）
担当部長（7種から9種までの担当部長を除く。）

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第2項を次のように改める。

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円とする。

第12条第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、同

項第2号中「前条第1項第2号又は第4号」を「扶養親族としての子又は前条第1項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段中「第1項第1号」を「同号」に改め、「(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第13条第1項を次のように改める。

管理者は、職員から前条第1項の届出を受けたときは、書面に記載されている扶養親族が要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。

第13条第2項中「として認定する」を「とする」に改める。

第18条第1項から第4項までを次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 条例第4条の5第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（川崎市病院局公舎管理規程（平成17年川崎市病院局規程第38号）第2条に規定する公舎及びこれに準ずるもの（以下「公舎等」という。）に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が居住している職員を除く。）で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 10,000円（満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては15,200円を、満31歳に達する日以後の最初の4月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては6,500円をその額に加算した額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円（満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては7,600円を、満31歳に達する日以後の最初の4

月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、3,250円をその額に加算した額)

3 住居手当は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる職員には支給しない。

- (1) 公舎等に居住している職員（前項第1号に対応する額に限る。）
- (2) 配偶者が住居手当を受けている職員（配偶者が病院企業職給料表以外の給料表の適用を受ける者であつて、当該配偶者が条例又は給与条例の規定に基づく住居手当を受けている職員を含む。）
- (3) 親子が共に職員である場合（親が病院企業職給料表以外の給料表の適用を受ける者である場合を含む。）で、かつ、同居している場合における、子である職員（配偶者又は子を有していない者に限る。）。ただし、当該子である職員が第1項に該当し、かつ、親である職員が家賃を支払っていない場合にあつては、親である職員

4 新たに住居手当の支給要件（以下「支給要件」という。）を具備するに至つた職員で、住居手当を受けようとするもの又は住居手当を受けている職員で、支給要件に変更があつたものは、書面により、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、支給要件を欠くに至つた職員以外の職員は、第1項の規定に該当することを証明する書類を当該書面に添付するものとする。

第18条第10項中「第2項第2号」を「第1項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の規程第11条第2項、第12条及び第13条第1項の規定の適用については、改正後の規程第11条第2項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については12,600円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき7,900円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,300円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき7,000円（職員に配偶

者及び扶養親族としての子がない場合にあつては、そのうち1人については10,400円）」と、改正後の規程第12条第1項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは

- 「(2)扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」
- (3)扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「至つた場合」とあるのは「至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至つた場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、改正後の規程第13条第1項中「備えているかどうか」とあるのは「備えているかどうか及び当該職員に配偶者がいるかどうか」とする。

3 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の規程第11条第2項、第12条及び第13条第1項の規定の適用について準用す

る。この場合において、前項中「12,600円」とあるのは「9,800円」と、「7,900円」とあるのは「9,000円」と、「11,300円」とあるのは「10,700円」と、「10,400円」とあるのは「8,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平成32年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の規程第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「10,000円」とあるのは「14,600円」と、「15,200円」とあるのは「7,900円」と、「6,500円」とあるのは「1,900円」と、同項第2号中「5,000円」とあるのは「7,300円」と、「7,600円」とあるのは「3,950円」と、「3,250円」とあるのは「950円」とする。

5 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の規程第18条第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「14,600円」とあるのは「12,300円」と、「7,900円」とあるのは「11,600円」と、「1,900円」とあるのは「4,200円」と、「7,300円」とあるのは「6,150円」と、「3,950円」とあるのは「5,800円」と、「950円」とあるのは「2,100円」とそれぞれ読み替えるものとする。

病院局公告

川崎市病院局公告第19号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年3月26日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

[contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲載を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者

心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するバイオハザード対策用キャビネットの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年3月26日から平成30年4月3日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年4月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第5号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年4月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 役務の名称

- (1) 川崎病院清掃業務委託 一式
- (2) 井田病院清掃業務委託 一式

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

(1) 平成30年2月23日

(2) 平成30年2月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) セントラル総業 株式会社

川崎市中原区上小田中二丁目3番6号

代表取締役 小出 皓治

(2) 日本美装 株式会社 横浜支店

支店長 大久保 晴司

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町一丁目36番地1

クリオ保土ヶ谷式番館110号

5 契約金額

(1) 105,300,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(2) 65,880,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

(1) 一般競争入札契約

(2) 一般競争入札契約

7 入札の公告(公示)を行った日

- (1) 平成30年1月10日
- (2) 平成30年1月10日

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第2号

局内一般
消防署

消防職員及び主要機械の配置基準を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市消防長 田 中 経 康

消防局 消防職員(階級別)、一般職員

	消防局																																	合 計													
	総務部												警防部										予防部																								
	庶務課				人事課				施設整備課				警防課		救急課		指令課		航空隊		予防課		査察課		危険物課																						
	全国 消防 協会 係 担当	広報 係 担当	庶務 係 担当	庶務 係 担当	人事 係 担当	表彰 係 担当	勤務 係 担当	研修 係 担当	職員 係 担当	職業 係 担当	施設 係 担当	設備 係 担当	警防 係 担当	警防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	救急 係 担当	救急 係 担当	救急 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当	消防 係 担当		消防 係 担当	消防 係 担当											
	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計		小計	小計	小計										
消防司令	1				1																																1										
消防正監	3				1							1																										3									
消防監	12				1							1																									4										
消防司令長	51				1					1																											111										
消防司令	176	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	638										
消防司令補																																															
消防士長	1169	1	3					4	1	11	2	3	5	3	1	2	1	7	2																		1197										
消防副士長																																															
消防士																																															
小計	1412	3	7	1	1	2	14	8	1	1	5	2	18	4	4	8	6	2	3	2	13	4	3	1	8	3	13	13	32	6	5	16	7	5	3	15	4	9	9	1	2	5	1	18154			
専務職員	1							1																																							
技術職員	3																																														
小計	4																																														
合計	1416	3	7	1	1	3	2	15	8	1	1	5	2	18	5	4	9	6	2	3	2	13	4	3	1	8	5	3	13	13	34	6	5	16	7	5	3	15	5	4	9	9	1	2	5	1	18158

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 1

	臨港消防署						川崎消防署						幸消防署						中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	荻宿	井田	小田中	小計				
消防司監																								
消防正監																								
消防監	1					1	1		1						1	1				1				
消防司令長	5					5	5		5						5	5				5				
消防司令	12	2	2	2	2	20	10	2	14	2	2	2	2	2	16	10	2	2	2	16				
消防司令補																								
消防士長	81	20	22	22	12	157	75	26	121	20	20	20	22	126	64	71	10	20	26	127				
消防副士長																								
消防士																								
小計	99	22	24	24	14	183	91	28	141	22	22	22	24	148	80	87	12	22	28	149				
事務職員																								
技術職員																								
小計																								
合計	99	22	24	24	14	183	91	28	141	22	22	22	24	148	80	87	12	22	28	149				

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 2

	高津消防署					宮前消防署					多摩消防署					麻生消防署					署合計				
	本署	子母口	新作	縄ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禪寺		百合丘	柿生	栗木	小計
消防司監																									
消防正監																									
消防監	1					1						1	1						1						1
消防司令長	5					5	5					5	5						5	5					5
消防司令	10	2	2	2	2	18	10	2	2	2	2	20	10	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	18
消防司令補																									
消防士長	66	12	20	10	20	128	66	20	20	20	12	20	158	66	12	20	20	118	65	20	10	22	20	137	
消防副士長																									
消防士																									
小計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	22	14	22	184	82	14	22	22	140	81	22	12	24	22	161	
事務職員																									
技術職員																									
小計																									
合計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	22	14	22	184	82	14	22	22	140	81	22	12	24	22	161	
合計																									1258

消防局(庶務要員・予防要員)

		消防局																				局合計																						
		総務部										警防部					予防部																											
		庶務課		人事課		施設整備課		警防課		救急課		指令課		航空隊		査察課		危険物課																										
合計	企画担当	庶務係	全国消防協会担当	調査担当	広報担当	表彰試験担当	職務担当	研修担当	職員厚生係	音楽隊担当	小計	施設係	整備係	小計	警防係	消防係	救助係	小計	救急管理係	救急指導係	応急処置推進担当	情報係	小計	航空救助係	予防係	設備係	調査係	査察係	査察小計	規制係	法令企画係	高圧ガス保安・火薬類取締担当	検査係	コンテナ指導担当	小計									
消防吏員	3	7	1	1	1	2	14	8	1	1	5	2	18	4	4	8	6	2	3	2	13	4	3	1	8	3	3	1	1									68						
事務職員	1																																					1						
技術職員	3											1	1										2	2														3						
小計	3	7	1	1	1	3	15	8	1	1	5	2	18	5	4	9	6	2	3	2	13	4	3	1	8	5	5	1									72							
消防吏員	128																																					42						
事務職員																																												
技術職員																																												
小計	128																																					18						
合計	256	3	7	1			3	15	8	1	1	5	2	18	5	4	9	6	2	3	2	13	4	3	1	8	5	5	1	1	7	5	3	15	5	4	9	9	1	2	5	1	18	114

消防署(庶務要員・予防要員)

	臨港消防署			川崎消防署			幸消防署			中原消防署			高津消防署			宮前消防署			多摩消防署			麻生消防署			累合計				
	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係	庶務係	予防係	危険物係					
消防工員	7			7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	56			
事務職員																													
技術職員																													
小計	7			7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	7		7	56			
消防工員	7	9	16				7	5	12		5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	86
事務職員																													
技術職員																													
小計	7	9	16				7	5	12		5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	86	
予防要員																													
合計	7	9	23	7	8	6	21	7	19	4	16	7	5	4	16	7	5	4	16	7	5	4	16	7	5	4	142		

消防局・消防署(警防要員) 1

日勤	変則勤務	合計		臨港消防署				川崎消防署				幸消防署				中原消防署								
		車両	人員	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	刈宿	井田	小田中	小計	
	航空隊要員	1	1																					
	ヘリコプター	1	1																					
	指揮者	14	14																					
	消防ポンプ自動車	48	33	6				6	6															
	大型動力ポンプ自動車	272	33	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	水槽付消防ポンプ自動車*1	1	1																					
	はしご自動車	8	8																					
	救助工作車	32	8	4				4	4															
	化学消防車	80	10	1				10	10															
	大型化学消防車	5	8	1				1	1															
	大型化学高所放水車	8	2					1	2															
	支援車	8	8					8	8															
	高発泡車	2	2																					
	震災工作車	1	1																					
	電源車	1	1																					
	ホース延長車	1	1																					
	水災害対応車	2	2																					
	救急自動車	28	168	1	6	6	6	18	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	ポンプ積載車	8	8	1				1	1															
	指揮車	9	9	1				1	1															
	特殊災害対応自動車	48	48	6				6	6															
	特別高度工作車	2	6	1				1	1															
	大型除染システム搭載車	1	1																					
	消防艇	1	12																					
	その他車両	75	23	5	2	1	1	9	5															
	通信要員	83	29	4	2	2	2	12	4	2	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2
	週休等要員*3	378	202	25	16	4	4	3	4	3	4	3	13	3	2	18	14	2	3	2	15	2	2	2
	合計	1160	44	76	22	24	24	14	160	70	28	22	24	132	68	12	22	28	22	22	22	22	28	130

*1 原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局・消防署(警防要員) 2

日勤 変則勤務	高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署											
	本署	子母口	新作	根ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	小計	本署	玉禪寺	百合丘	栢生	栗木	小計	
航空隊要員																								
ヘリコプター 指揮者							6						6											
消防ポンプ自動車 人員	6		1	1	1	5	1	1	1	1	1	6	6	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	6
大型動力ポンプ自動車 人員	8		8	8	8	40	8	8	8	8	8	48	8	8	8	32	8	8	8	8	8	8	8	40
水罐付消防ポンプ 自動車*1 人員	1					1	1					2	1											1
はしご自動車 人員	1					1	1					1	1											1
救助工作車 人員	4					4	4					4	4											4
救助工作車 人員	1					1	1					1	1											1
化学消防車 人員	10					10	10					10	10											10
化学消防車 人員	1					1																		
大型化学消防車 人員																								
大型化学高所放水車 人員																								
支援車 人員																								
高発泡車 人員																								
震災工作車 人員																								
電源車 人員																								
ホース延長車 人員																								
水災害対応車 人員	1					1																		
水災害対応車 人員																								
救急自動車 人員	1		1	1	1	3	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	4
救急自動車 人員	6		6	6	6	18	6	6	6	6	6	30	6	6	6	18	6	6	6	6	6	6	6	24
ポンプ積載車 人員	1					1	1					1	1											1
指揮車 人員	1					1	1					1	1											1
指揮車 人員	6					6	6					6	6											6
特殊災害対応自動車 人員							1					1												
特別高度工作車 人員																								
大型酸素システム 搭載車 人員																								
消防艇 人員																								
その他車両 人員	4			1		5	6					7	6	1										7
通信要員 人員	4					6	4					6	4	2										6
週休等要員*3 人員	22	4	8	4	8	46	22	8	8	4	8	58	22	4	8	42	22	8	4	8	4	8	8	50
合計*4 人員	12	2	2	2	2	20	14	2	2	4	2	26	13	2	2	19	12	2	2	2	2	2	2	3
	66	14	22	12	22	136	66	22	22	14	22	168	66	14	22	124	66	22	22	12	24	24	22	146

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局 消防機械	消防局																	局 合 計								
	合計	総務部				警防部				予防部				危険物課												
		企画 担当	庶務課		人事課	施設整備課		警防課	救急課	指令課		航空隊			予防課	査察課										
			庶務係	消防係		初任 教育係	警防係			訓練 係	救急 管理係	情報 係	指令 第1係			指令 第2係	航空 係		航空 救助係	予防 係	予防 調査係	査察 計画係	査察 係			
消防ポンプ自動車	33																									
大型動力ポンプ自動車	1																									
水櫃付消防ポンプ 自動車(*1)	11																									
ほしご自動車	8																									
救助工作車	8																									
化学消防車	5																									
大型化学消防車	2																									
大型化学高所放水車	1																									
支援車	1																									
高発泡車	1																									
震災工作車	1																									
電源車	1																									
ホース延長車	1																									
水災害対応車	2																									
救急自動車	28																									
ポンプ積載車	8																									
指揮車	9									1																
特殊災害対応自動車	2																									
特別高度工作車	1																									
大型除染システム 搭載車	1																									
消防艇	1																									
その他車両	75	4																		2	2	3	3	3	3	23
ヘリコプター	1																									1
合計	202	4									4										2	2	3	3	3	25

*1 泡原液搬送車を含む。 * 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 消防機械 1

	臨港消防署					川崎消防署			幸消防署				中原消防署							
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	初宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車	1		1	1		3	1	1		2	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4
大型動力ポンプ自動車																1				1
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	*1		1		1	3	1	1		1	1				1	1				1
はしご自動車	1					1	1	1		1	1				1	1				1
救助工作車	1					1	1	1		1	1				1	1				1
化学消防車		1				1	1	1	2	1		1			1					
大型化学消防車			1		1	2														
大型化学高所放水車	1					1														
支援車					1	1														
高発泡車							1		1											
震災工作車																1				1
電源車											1				1					
ホース延長車																1				1
水災害対応車	1					1														
救急自動車	1		1	1		3	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	3
ポンプ積載車	1					1	1	1		1	1				1	1				1
指揮車	1					1	1	1		1	1				1	1				1
特殊災害対応自動車	1					1														
特別高度工作車	1					1														
大型除染システム搭載車																				
消防艇		1				1														
その他車両	5	2		1	1	9	5			5	6				6	5	1			6
ヘリコプター																				
合計	16	4	4	3	4	31	13	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2	2	21

消防機械

* 1 泡原液搬送車を含む。 * 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 消防機械 2

消防機械	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署						署合計
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	栢生	栗木	小計	
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	33
大型動力ポンプ自動車																									1
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	1					1	1		1			2	1	1				1	1					1	11
はしご自動車	1					1	1					1	1	1				1	1					1	8
救助工作車	1					1	1					1	1	1				1	1					1	8
化学消防車		1				1																			5
大型化学消防車																									2
大型化学高所放水車																									1
支援車																									1
高発泡車																									1
震災工作車																									1
電源車																									1
ホース延長車																									1
水災害対応車	1					1																			2
救急自動車	1		1		1	3	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	4	28
ポンプ積載車	1					1	1					1	1	1				1	1					1	8
指揮車	1					1	1					1	1	1				1	1					1	8
特殊災害対応自動車												1													2
特別高度工作車																									1
大型除染システム搭載車										1		1													1
消防艇																									1
その他車両	4			1		5	6		1			7	6	1				7	5		1		1	7	52
ヘリコプター																									
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	26	13	2	2	2	2	19	12	2	2	2	3	21	177

*1 泡原液搬送車を含む。 * 非常用車両はその他車両を含む。

消防局 その他車両

消防局 その他車両	消防局																								局 合 計
	総務部												警防部								予防部				
	庶務課			人事課			施設整備課			警防課		救急課		指令課		航空隊		予防課		査察課		危険物課			
	企画 担当	小計	庶務 係	管理 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	消防 係	
消防ポンプ自動車	8																								
水槽付消防ポンプ 自動車(*1)	1																								
救助工作車	1																								
大型高所放水車	1																								
警備連絡車	2								1																2
指令車	1								1																1
防災指導車	2																								2
査察車	15																								3
査察車(緊急車)	6																								4
防災資器材運搬車	3																								
広報車	19																								4
人員輸送車 (警防バス)	1																								1
人員輸送車 (その他バス)	5																								5
救急自動車	8																								
消防艇	1																								
ヘリコプター	1																								1
合計	75	4							4																23

* 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 その他車両 1

	臨港消防署					川崎消防署			幸消防署				中原消防署							
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車					1	1	1			1	1				1		1			1
水槽付消防ポンプ自動車(*1)																				
救助工作車				1		1														
大型高所放水車		1				1														
警備連絡車																				
指令車																				
防災指導車																				
査察車	1					1	2		2	1	1				1	1				1
査察車(緊急車)	1					1														
防災資器材運搬車											1				1	1				
広報車	2					2	1		1	2					2	2				2
人員輸送車(警防バス)																				
人員輸送車(その他バス)																				
救急自動車	1					1	1		1	1	1				1	1				1
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
合計	5	2		1	1	9	5		5	6	6				6	5	1			6

その他車両

* 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 その他車両 2

	高津消防署				宮前消防署						多摩消防署					麻生消防署					署合計				
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘		柿生	栗木	小計	
消防ポンプ自動車				1		1				1				1						1				1	8
水槽付消防ポンプ自動車(*1)																						1		1	1
救助工作車																									1
大型高所放水車																									1
警備連絡車																									
指令車																									
防災指導車																									
査察車	1					1						2	2	2										2	12
査察車(緊急車)											1		1												2
防災資器材運搬車														1									1		3
広報車	2					2						2	2	2									2	2	15
人員輸送車(警防バス)																									
人員輸送車(その他バス)																									
救急自動車	1					1						1	1	1									1	1	8
消防艇																									1
ヘリコプター																									
合計	4			1		5	6			1		7	6	1				5					7	5	52

* 非常用車両はその他車両に含む。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)
- 2 消防職員及び主要機械の配置基準(平成29年消防局訓令第1号)は、廃止する。

川崎市消防局訓令第3号

局内一般
消防署

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市消防長 田中 経 康

川崎市火災予防査察規程の一部を改正する
訓令

川崎市火災予防査察規程(平成17年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条・第32条」を「第31条～第32条」に、「第40条・第40条の2」を「第40条～第40条の3」に改める。

第1条中「火取法」という。)の次に「、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)」を加える。

第2条第2号中「第43条」の次に「、高圧法第62条」を、「火薬類関係施設」の次に「、高圧ガス関係施設」を加え、「若しくは火薬類」を「、火薬類若しくは高圧ガス」に改め、同条第3号中「又は火取法」を「、火薬類取締法令又は高圧ガス保安法令」に改め、「警告」の次に「、勧告」を加え、同条中第31号を第34号とし、第23号から第30号までを3号ずつ繰り下げ、第22号を第24号とし、同条の次に次の1号を加える。

(25) 登録の取消し 高圧法第53条の規定に基づき、容器検査所に関する登録の効力を将来に向かって失わせる意思表示をいう。

第2条第21号中「第44条」の次に、「又は高圧法第9条若しくは第38条」を加え、「又は火薬類関係施設等」を「、火薬類関係施設等又は高圧ガス関係施設等」に改め、同条第23号とし、同条第20号を同条第22号とし、同条第19号中「火取法」の次に「、高圧法」を加え、同条を同条第21号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条の次に次の1号を加える。

(20) 勧告 高圧法の規定により、違反の是正又は災害危険等の排除を促す意思表示をいう。

第2条中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号中「又は火薬類業務」を「、火薬類業務又は高圧ガス業務」に改め、同条を同条第14号とし、同条第8号から同条第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「火薬類取扱副保安責任者」

の次に、「、高圧ガス製造保安統括者(代理者を含む。)、高圧ガス製造保安技術管理者(代理者を含む。)、高圧ガス製造保安係員(代理者を含む。)、高圧ガス製造保安主任者(代理者を含む。)、高圧ガス製造保安企画推進員(代理者を含む。)、冷凍保安責任者(代理者を含む。)、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、検査主任者」を加え、同条を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 高圧ガス関係施設 高圧ガスの製造をする者、第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)第6条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所をいう。

第12条第1項中「火薬類」の次に「若しくは高圧ガス」を加え、同条第2項中「第46条第2項」の次に「、高圧法第61条又は第63条第2項」を加え、「又は第4号様式の2」を「、第4号様式の2又は第4号様式の3」に改める。

第13条に次の1項を加える。

6 消防長又は消防署長は、高圧法第62条第1項の規定により高圧ガスを収去する場合は、収去証(冷凍保安規則様式第44、液化石油ガス保安規則様式第55又は一般高圧ガス保安規則様式第56)を関係者に交付しなければならない。

第14条第2項中「及び火取法」を「、火取法及び高圧法」に改め、同条に次の1項を加える。

6 消防長又は消防署長は、高圧法第74条第1項の規定により、同法第38条第1項の規定による許可の取消しをしたときは、速やかにその旨を神奈川県公安委員会又は第3管区海上保安本部長に通報しなければならない。

第17条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号中「及び」を「又は」に改め、同条を同条第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

(6) 製造、貯蔵、販売又は消費する高圧ガスの種類及び数量

第17条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類及び数量

第19条第1項中「第43条」の次に「、高圧法第62条」を加える。

第20条中「火薬類」の次に「若しくは高圧ガス」を加える。

第21条第1項を次のように改める。

第21条 検査員は立入検査の結果、違反等を認めた場合は、当該違反の履行義務者又は関係者等に対し、その場で防火対象物立入検査結果通知票(第9号様式(2))、危険物施設立入検査結果通知票(第11号様式(2))、火薬類関係施設立入検査結果通知票(第11号様式の7)、高圧ガス関係施設立入検査結果通知票(第11号様式の18)、少量危険物及び可燃性液体類等施設立入検査結果通知票(第12号様式(2))又は綿花類等施設立入検査結果通知票(第13号様式(2))(以下「立入検査結果通知票等」という。)で通知するものとする。ただし、当該違反内容について検討を要する場合はこの限りでない。

第22条中「(第11号様式の8)」の次に「、高圧ガス関係施設改善結果・計画書(第11号様式の19)」を加える。

第23条第1項を次のように改める。

第23条 検査員は、立入検査を行った場合、その結果を防火対象物立入検査票(第9号様式)、第4種・一般防火対象物立入検査票(第10号様式)、危険物施設立入検査票(第11号様式)、火薬類製造所・販売所立入検査票(第11号様式の2)、火薬庫立入検査票(第11号様式の3)、火薬庫外貯蔵場所立入検査票(第11号様式の4)、火薬類消費場所立入検査票(第11号様式の5)、煙火消費場所立入検査票(第11号様式の6)、一般高圧ガス製造事業所立入検査票(第11号様式の9)、液化石油ガス製造事業所立入検査票(第11号様式の10)、冷凍事業所立入検査票(第11号様式の11)、冷凍事業所(アンモニア)立入検査票(第11号様式の12)、高圧ガス貯蔵所立入検査票(第11号様式の13)、高圧ガス販売事業所立入検査票(第11号様式の14)、特定高圧ガス(特殊高圧ガス)消費事業所立入検査票(第11号様式の15)、特定高圧ガス(特殊高圧ガスを除く)消費事業所立入検査票(第11号様式の16)、高圧ガス容器検査所立入検査票(第11号様式の17)、少量危険物及び可燃性液体類等施設立入検査票(第12号様式)又は綿花類等施設立入検査票(第13号様式)に記録して、消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、この様式によりがたい場合は他の方法に替えることができる。

第23条第2項中「火薬類」の次に「若しくは高圧ガス」を加える。

第25条第1号中「火薬類」の次に「若しくは高圧ガス」を加える。

第26条第1号中「警告」の次に「又は勧告」を加え、同条第3号中「又は認定」を「、認定又は登録」に改める。

第27条第1号中「命令違反」を「行政処分」に改める。

第30条中「火薬類」の次に「若しくは高圧ガス」を加える。

第31条第3号中「火薬類」の次に「若しくは高圧ガス」を加える。

第31条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第31条の2 消防長又は消防署長は、高圧ガスによる災害防止上必要があると認め、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、高圧法第20条の5第2項、第26条第4項又は第27条第5項の規定に基づき当該関係者に勧告書(第17号様式の5)を交付するものとする。

- (1) 関係者に具体的な是正意思が認められないとき。
- (2) 改善結果・計画書等による履行期限を経過しても是正されないとき。
- (3) 違反内容の実態から高圧ガスによる災害防止上必要があると認めるとき。

2 消防長又は消防署長は、緊急に措置する必要がある場合で前項の勧告書を交付するいとまがないときは、口頭に必要な事項について勧告することができる。この場合、事後速やかに当該関係者に勧告書を交付するものとする。

(勧告の公表)

第31条の3 消防長又は消防署長は、高圧法第20条の5第2項の規定による勧告をした場合において、当該関係者が前条第1項の規定により交付した勧告書に記載した日までにその勧告に従わず、かつ、高圧ガスによる災害防止上必要があると認めるときは、高圧法第20条の5第3項の規定に基づきその旨を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、当該勧告の内容が是正されたことを確認できるまでの間、本市のホームページに登載するものとする。

第32条第1項中「前条」を「第31条又は第31条の2」に改め、「警告」の次に「又は勧告」を加え、「又は第18号様式の2」を「、第18号様式の2又は第18号様式の3」に改め、同条第3項中「警告」の次に「又は勧告」を加え、同条第4項中「前条」を「第31条」に改め、「警告書」の次に「若しくは第31条の2の規定による勧告書」を加える。

第33条第1項第2号中「取消しとする。」を「取消し」に改め、同項第3号中「、第34条又は第44条に基づく命令又は許可の取消し」を「若しくは第44条に基づく許可の取消し又は第34条に基づく資格等の取消し」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 高圧法第9条及び第38条に基づく許可の取消し、第53条に基づく登録の取消し、第34条又は第52条に基づく資格等の取消し

第33条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 高圧法第26条第2項に基づく命令

第34条第1項中「又は第19号様式の3」を「、第19号様式の3又は第19号様式の4」に改める。

第39条第1項中「又は火取法第45条」を「、火取法第45条又は高圧法第38条、第39条若しくは第53条」に改める。

第40条第1項に次の2号を加える。

(7) 高圧法第5条第1項の許可について、高圧法第9条又は第38条第1項各号のいずれかに該当し、当該違反内容等から許可の取消しを行うことが相当であると認めるとき。

(8) 高圧法第16条第1項の許可について、高圧法第38条第1項各号のいずれかに該当し、当該違反内容等から許可の取消しを行うことが相当であると認めるとき。

第40条第2項に次の2号を加える。

(4) 前項第7号の規定による許可の取消し 高圧ガス製造許可取消通知書(第23号様式の6)

(5) 前項第8号の規定による許可の取消し 第1種貯蔵所設置許可取消通知書(第23号様式の7)

第40条の2の次に次の1条を加える。

(登録の取消し)

第40条の3 登録の取消しは、高圧法第53条各号のいずれかに該当し、かつ、当該違反内容等から登録の取消しを行うことが相当であると認めるときに行うものとする。

2 前項の規定による登録の取消しは、高圧ガス容器検査所登録取消通知書(第23号様式の8)により行うものとする。

第47条第4項第1号中「又は第26号様式の2」を「、第26号様式の2又は第26号様式の3」に改め、同項第2号中「又は第27号様式の2」を「、第27号様式の2又は第27号様式の3」に改める。

第59条第1項中「警告書」の次に「、勧告書」を加える。
別表第1中同表に次のように加える。

高圧ガス関係施設	高圧法第2条に規定する高圧ガスの製造をする者、第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所
----------	--

別表第2中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次のように加える。

12	高圧ガス関係施設
----	----------

別表第3中8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 高圧ガス関係施設

様式目次を次のように改める。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
第1号様式	検査員派遣要請書	第9条関係
第2号様式	検査員応援要請書	第10条関係
第3号様式	資料提出命令書	第11条関係
第4号様式	報告徴収書	第12条関係
第4号様式の2	報告徴収書	第12条関係
第4号様式の3	報告徴収書	第12条関係
第5号様式	資料提出書	第13条関係
第5号様式の2	資料提出書	第13条関係
第6号様式	資料等受領書	第13条関係
第6号様式の2	資料等受領書	第13条関係
第7号様式	資料等保管書	第13条関係
第7号様式の2	資料等保管書	第13条関係
第8号様式	返還資料受領書	第13条関係
第8号様式の2	返還資料受領書	第13条関係
第9号様式	防火対象物立入検査票	第23条関係
第9号様式(2)	防火対象物立入検査結果通知票	第21条関係
第9号様式(3)	改善結果・計画書	第22条関係
第10号様式	第4種・一般防火対象物立入検査票	第23条関係
第11号様式	危険物施設立入検査票	第23条関係
第11号様式(2)	危険物施設立入検査結果通知票	第21条関係
第11号様式(3)	危険物施設改善結果・計画書	第22条関係
第11号様式の2	火薬類製造所・販売所立入検査票	第23条関係
第11号様式の3	火薬庫立入検査票	第23条関係
第11号様式の4	火薬庫外貯蔵場所立入検査票	第23条関係
第11号様式の5	火薬類消費場所立入検査票	第23条関係
第11号様式の6	煙火消費場所立入検査票	第23条関係
第11号様式の7	火薬類関係施設立入検査結果通知票	第23条関係
第11号様式の8	火薬類関係施設改善結果・計画書	第23条関係
第11号様式の9	一般高圧ガス製造事業所立入検査票	第23条関係
第11号様式の10	液化石油ガス製造事業所立入検査票	第23条関係
第11号様式の11	冷凍事業所立入検査票	第23条関係
第11号様式の12	冷凍事業所(アンモニア)立入検査票	第23条関係
第11号様式の13	高圧ガス貯蔵所立入検査票	第23条関係
第11号様式の14	高圧ガス販売事業所立入検査票	第23条関係
第11号様式の15	特定高圧ガス(特殊高圧ガス)消費事業所立入検査票	第23条関係
第11号様式の16	特定高圧ガス(特殊高圧ガスを除く)消費事業所立入検査票	第23条関係
第11号様式の17	高圧ガス容器検査所立入検査票	第23条関係
第11号様式の18	高圧ガス関係施設立入検査結果通知票	第21条関係
第11号様式の19	高圧ガス関係施設改善結果・計画書	第22条関係
第12号様式	少量危険物及び可燃性液体類等施設立入検査票	第23条関係
第12号様式(2)	少量危険物及び可燃性液体類等施設立入検査結果通知票	第21条関係
第12号様式(3)	少量危険物及び可燃性液体類等施設改善結果・計画書	第22条関係

第13号様式	綿花類等施設立入検査票	第23条関係
第13号様式(2)	綿花類等施設立入検査結果通知票	第21条関係
第13号様式(3)	綿花類等施設改善結果・計画書	第22条関係
第14号様式	削除	削除
第14号様式(2)	削除	削除
第14号様式(3)	削除	削除
第15号様式	違反調査報告書	第28条関係
第16号様式	事実確認書	第29条関係
第17号様式	警告書	第31条関係
第17号様式の2	警告書	第31条関係
第17号様式の3	警告書	第31条関係
第17号様式の4	警告書	第31条関係
第17号様式の5	勧告書	第31条の2 関係
第18号様式	改善計画書	第32条関係
第18号様式の2	改善計画書	第32条関係
第18号様式の3	改善計画書	第32条関係
第19号様式	命令書	第34条関係
第19号様式の2	命令書	第34条関係
第19号様式の3	命令書	第34条関係
第19号様式の4	命令書	第34条関係
第20号様式	命令通知書	第35条関係
第20号様式(2)	削除	削除
第21号様式	標識	第36条関係
第22号様式	催告書	第38条関係
第22号様式の2	催告書	第38条関係
第23号様式	命令解除通知書	第39条関係
第23号様式の2	命令解除通知書	第39条関係
第23号様式の3	火薬類製造営業等許可取消通知書	第40条関係
第23号様式の4	火薬類譲渡譲受許可取消通知書	第40条関係
第23号様式の5	火薬類消費許可取消通知書	第40条関係
第23号様式の6	高圧ガス製造許可取消通知書	第40条関係
第23号様式の7	第1種貯蔵所設置許可取消通知書	第40条関係
第23号様式の8	高圧ガス容器検査所登録取消通知書	第40条の3 関係
第24号様式	告発書	第42条関係
第24号様式の2	告発書	第42条関係
第25号様式	通知	第45条関係
第26号様式	戒告書	第47条関係
第26号様式の2	戒告書	第47条関係
第26号様式の3	戒告書	第47条関係
第27号様式	代執行令書	第47条関係
第27号様式の2	代執行令書	第47条関係
第27号様式の3	代執行令書	第47条関係
第28号様式	代執行費用納付命令書	第47条関係
第28号様式の2	代執行費用納付命令書	第47条関係
第29号様式	代執行責任者証	第47条関係
第29号様式の2	代執行責任者証	第47条関係
第30号様式	消防法による措置の公告	第49条関係
第31号様式	物件措置報告書	第50条関係

第32号様式	保管物件公告	第51条関係
第33号様式	保管物件一覧簿	第51条関係
第34号様式	保管物件返還請求書	第53条関係
第35号様式	売却代金返還請求書	第53条関係
第36号様式	保管費等納付命令書	第54条関係
第37号様式	違反処理報告書	第56条関係
第38号様式	違反処理完結報告書	第56条関係
第39号様式	違反処理通知書	第56条関係
第40号様式	公表通知書	第57条関係
第41号様式	公表該当防火対象物等報告書	第57条関係
第42号様式	受領書	第59条関係

第4号様式の2の次に次の1様式を加える。

第4号様式の3 (第12条関係)

報 告 徴 収 書

川崎市指令消 第 号

(住所)

(氏名) 様

災害防止又は災害原因の調査のために必要がありますので、次の事項について 年 月 日までに文書により報告するよう、高圧ガス保安法(第61条・第63条第2項)の規定に基づき要求します。

年 月 日

川崎市長 印

教示

- 1 この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- 2 正当な理由なくこの命令に従わない場合は、高圧ガス保安法により処罰されることがあります。

第11号様式の8の次に次の11様式を加える。

第 1 1 号様式の 9 (第 2 3 条関係)

一般高圧ガス製造事業所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名		
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者	
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号	
区 分	検 査 項 目		判 定	
保安体制・管理	許認可書類関係	・許認可書類(申請書、許可書類)の保管状況 ・無許可(届)変更はないか。	適・不適	
	危害予防規程	・見直しの必要性 ・各種基準類は整備されているか。(法第26条、一般則第63条)	適・不適	
	保安統括者 保安技術管理者 保安係員	・保安統括者は事業所を統括できる者を選任しているか。 ・保安技術管理者は技術的事項を管理できる者を選任しているか。 ・保安係員は製造施設区分ごとに選任されているか。 ・保安係員の外部委託条件は適切か。 ・保安係員等の代理者は選任されているか。 (法第27条の2、第33条)	適・不適	
	保安係員の法定講習	・定期に講習を受講しているか。(法第27条の2、一般則第68条)	適・不適	
	日常点検等	・規定に基づき点検を行っているか。 ・記録を保管しているか。 ・記録の結果を保安統括者等が確認しているか。 (一般則第6条第2項第4号)*移動式設備は法定項目外	適・不適	
	帳簿	機器台帳	・保管されているか。	適・不適
		異常の記録	・異常時の措置は適切か。(一般則第95条)	適・不適
		容器授受簿	・容器受払簿、ローリー受入簿 (一般則第95条)	適・不適
		充填記録	(一般則第95条)	適・不適
	複合容器等の充填期限	・15年 (一般則第6条、第8条)	適・不適	
	容器・附属品再検査	・再検査期間は法令どおりか。(容器則第24条、第27条)	適・不適	
	定期自主検査(≧30m ³)	・実施し、記録が保存されているか。 ・事業者自ら立ち会い、内容を確認しているか。(法第35条の2)	適・不適	
	保安教育	保安教育計画(一種製造)	・計画が定められているか。(法第27条)	適・不適
		保安教育・訓練	・実施し、記録されているか。(法第27条)	適・不適
・防災等の訓練をしているか。(法第27条)			適・不適	
CE受入側保安責任者講習	・保安係員選任不要の場合、責任者は予め1回受講	適・不適		
設備等	製造施設・製造方法	・製造施設、製造方法等が技術上の基準に適合しているか。 (法第11条、第12条)	適・不適	
	貯蔵施設・貯蔵方法	・貯蔵施設、貯蔵方法等が技術上の基準に適合しているか。 (法第15条、第18条)	適・不適	
	防消火設備等	・保安に係る防消火設備等が適正に設置され、管理されているか。 (法第11条、第12条、第15条、第18条)	適・不適	
その他(記述)				

注 関係法令等略語 法：高圧ガス保安法 容器則：容器保安規則 一般則：一般高圧ガス保安規則

第 1 1 号様式の 1 0 (第 2 3 条関係)

液化石油ガス製造事業所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名		
立入検査年月日 年 月 日	検査者氏名	立会者		
施設名称	設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号		
区 分	検 査 項 目		判 定	
保安管理	許認可書類関係	・許認可書類(申請書、許可書類)の保管状況 ・無許可(届)変更はないか。	適・不適	
	危害予防規程関係	・見直しの必要性 ・各種基準類は整備されているか。(法第26条、液石則第51条)	適・不適	
	保安統括者 保安技術管理者 保安係員	・保安統括者は事業所を統括できる者を選任しているか。 ・保安技術管理者は技術的事項を管理できる者を選任しているか。 ・保安係員は製造施設区分ごとに選任されているか。 ・保安係員の外部委託条件は適切か。 ・保安係員等の代理者は選任されているか。 (法第27条の2、第33条)	適・不適	
	保安係員の法定講習	・定期に講習を受講しているか。(法第27条の2、液石則第56条)	適・不適	
	定期(日常)点検	・規定に基づき点検を行っているか。 ・記録を保管しているか。 ・記録の結果を保安統括者等が確認しているか。 (一般則第6条第2項第4号)	適・不適	
	保安教育計画関係	・計画が定められているか。(法第27条)	適・不適	
		・実施し、記録されているか。(法第27条)	適・不適	
・防災等の訓練をしているか。(法第27条)		適・不適		
施設	製造施設の技術上の基準	・境界線、警戒線、保安距離、地下貯槽室、配管、貯槽朱書き、圧力計、安全弁、同放出管、液面計、緊急遮断弁、電気設備、放水設備、アース、ガス漏洩検知警報設備、保安電力 (液石則第6条、第7条)	適・不適	
	製造方法等	・バルブ関係(開閉方向、流体の種類と流れ方向の明示、開閉の表示、常時開又は閉のバルブへの施錠) (液石則第6条第1項第34号、第7条)	適・不適	
		・火気取扱場所(製造設備からは8m以上、容器置場からは2m又は5m以上) (液石則第6条第1項第7号、第2項第7号、第7条)	適・不適	
	防火設備	・適切な防火設備を規模に応じ、適切な箇所に設けているか。 (液石則第6条第1項第31号、第7条)	適・不適	
	充 貯 所	容器管理	・転落転倒防止措置がしてあるか。 (液石則第6条第2項第7号、第7条)	適・不適
			・置場外貯蔵がないか。	適・不適
		過充・過防止	・容器への過充・過防止措置 (液石則第6条第2項第1号、第7条)	適・不適
・充填設備への過充・過防止措置 (液石則第6条第1項第21号、第7条)			適・不適	

スタン ド	充填する車の停止位置	・停止位置の明示がされているか。(液石則第8条第1項第4号)	適・不適
	帳簿	・容器再検査期限の台帳が整備されているか。(液石則第93条)	適・不適
ペー パライ ザー ・ 特定 消費	ペーパーライザーの点検	・ペーパーライザーの分解点検(開放検査)記録があるか。 (法第35条、第35条の2)	適・不適
	特定消費に関する基準	・日常点検、定期自主検査に関する基準類が整備されているか。 (法第35条、第35条の2)	適・不適
	点検記録	・点検の実施と記録があるか。(法第35条、第35条の2)	適・不適
	特定消費場所のガス警報器	・ガス消費場所のガス漏洩検知警報設備が設置されているか。 (法第35条、第35条の2)	適・不適
	取扱主任者	・製造保安責任者免状所有者 (液石則第73条) ・KKK講習修了者又は工業系高校卒の者で、6月以上の作業経験がある者	適・不適
その他(記述)			

注 関係法令等略語 法：高压ガス保安法 液石則：液化石油ガス保安規則 一般則：一般高压ガス保安規則

第11号様式の11 (第23条関係)

冷凍事業所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号
冷媒ガス		冷凍能力	
区分	検査項目		判定
保安管理	許認可書類関係	・許認可書類(申請書、許可書類)の保管状況 ・無許可(届)変更はないか。	適・不適
	危害予防規程	・見直しの必要性 ・各種基準類は整備されているか。(法第26条、冷則第35条)	適・不適
	冷凍保安責任者	・冷凍保安責任者は製造施設区分ごとに選任されているか。(1種で非ユニット型の場合) ・冷凍保安責任者の代理人は選任されているか。(法第27条の4、冷則第36条、第39条)	適・不適
	日常点検等	・記録を保管しているか。(1回/日以上異常の有無を点検) (冷則第9条第1項第2号)	適・不適
	異常の記録(1種)	・記録されているか。 ・措置内容は適切か。(冷則第9条第1項第2号、第65条)	適・不適
	定期自主検査(20RT以上 (2種ユニットを除く))	・実施し、記録しているか。 ・事業者自ら立ち会い、内容を確認しているか。 (法第35条の2、冷則第44条)	適・不適
	保安教育計画(1種)	・計画が定められているか。(法第27条)	適・不適
	保安教育・訓練(20RT以上)	・実施し、記録されているか。(法第27条)	適・不適
		・防災等の訓練(保護具装着を含む)をしているか。(法第27条) ・講習会等出席状況 (法第27条)	適・不適
緊急時対応	・地震時等の対応を定めているか。(法第26条、冷則第35条)	適・不適	
表示	警戒標	・明示場所等 (冷則第7条第1項第2号)	適・不適
機械室等	作業空間・照度	・適切な作業空間・照度 (冷則第7条第1項第17号)	適・不適
	火気・可燃物の堆積	・引火性・発火性の物の堆積 ・火気(ボイラー)との距離 (冷則第7条第1項第1号)	適・不適
	換気	・強制換気 2m ³ /min/RT以上 ・開口部面積 0.05m ² /RT以上 (冷則第7条第1項第3号)	適・不適
	消火設備	・適切な消火設備を規模に応じ、適切な箇所に設けているか。 (冷則第7条第1項第12号)	適・不適
設備	耐圧性能	・外部目視検査 (冷則第7条第1項第6号)	適・不適
	気密性能	・漏洩確認 (冷則第7条第1項第6号)	適・不適
	耐震設計	・基礎ボルト、基礎のワレ、不同沈下など (冷則第7条第1項第5号)	適・不適
	圧力計(圧縮機の油圧系統がある場合は、それを含む)	・取り付け位置 ・精度確認(2種は指導) (冷則第7条第1項第7号)	適・不適
	安全装置	・取り付け位置 (冷則第7条第1項第8号)	適・不適
	安全弁・溶栓等	・作動試験(安全弁) (冷則第7条第1項第8号)	適・不適
	高圧遮断装置	・作動試験 (冷則第7条第1項第8号)	適・不適
安全弁の放出管	・開口部の位置(屋外) (冷則第7条第1項第9号)	適・不適	

安全弁元弁の開放		(冷則第9条第1号)	適・不適
振動防止・防食	・防錆塗装、保冷(結露防止)	(冷則第7条第1項第4号)	適・不適
バルブ等の措置	・開閉方向、開閉状態の表示	(冷則第7条第1項第17号)	適・不適
流体の種類・流れ方向の明示	・ガス名、流れの方向の表示	(冷則第7条第1項第17号)	適・不適
その他(記述)			

注 関係法令等略語 法：高圧ガス保安法 冷則：冷凍保安規則

第 1 1 号様式の 1 2 (第 2 3 条関係)

冷凍事業所 (アンモニア) 立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号
冷媒ガス		冷凍能力	
区 分	検 査 項 目		判 定
保 安 管 理	許認可書類関係	・許認可書類 (申請書、許可書類) の保管状況 ・無許可 (届) 変更はないか。	適・不適
	危害予防規程	・見直しの必要性 ・各種基準類は整備されているか。 (法第26条、冷則第35条)	適・不適
	冷凍保安責任者	・冷凍保安責任者は製造施設区分ごとに選任されているか。 (1種で非ユニット型の場合) ・冷凍保安責任者の代理者は選任されているか。 (法第27条の4、第33条)	適・不適
	日常点検等	・記録を保管しているか。 (1回/日以上異常の有無を点検) (冷則第9条第1項第2号)	適・不適
	異常の記録 (1種)	・記録されているか。 ・措置内容は適切か。 (冷則第9条第1項第2号、第65条)	適・不適
	定期自主検査 (20RT以上 (2種ユニットを除く))	・実施し、記録しているか。 ・事業者自ら立ち会い、内容を確認しているか。 (法第35条の2、冷則第44条)	適・不適
	保安教育計画 (1種)	・計画が定められているか。 (法第27条)	適・不適
	保安教育・訓練 (20RT以上)	・実施し、記録されているか。 (法第27条)	適・不適
		・防災等の訓練 (保護具装着を含む) をしているか。 (法第27条) ・講習会等出席状況 (法第27条)	適・不適
緊急時対応	・地震時等の対応を定めているか。 (法第26条、冷則第35条)	適・不適	
表 示	警戒標	・明示場所等 (冷則第7条第1項第2号)	適・不適
機 械 室 等	作業空間・照度	・適切な作業空間・照度 (冷則第7条第1項第17号)	適・不適
	火気・可燃物の堆積	・引火性・発火性の物の堆積 ・火気 (ボイラー) との距離 (冷則第7条第1項第1号)	適・不適
	換気	・強制換気 2m ³ /min/RT以上 ・開口部面積 0.05m ² /RT以上 (冷則第7条第1項第3号)	適・不適
	受液器の防液堤	・内容積が10,000L以上の場合 (冷則第7条第1項第13号)	適・不適
	消火設備	・適切な消火設備を規模に応じ、適切な箇所に設けているか。 (冷則第7条第1項第12号)	適・不適
耐 圧 性 能	耐圧性能	・外部目視検査 (冷則第7条第1項第6号)	適・不適
	気密性能	・漏洩確認 (冷則第7条第1項第6号)	適・不適
	耐震設計	・基礎ボルト、基礎のフレ、不同沈下など (冷則第7条第1項第5号)	適・不適
	圧力計 (圧縮機の油圧系統がある場合は、それを含む)	・取り付け位置 ・精度確認 (2種は指導) (冷則第7条第1項第7号)	適・不適
	安全装置	・取り付け位置 (冷則第7条第1項第8号)	適・不適
	安全弁・溶栓等	・作動試験 (安全弁) (冷則第7条第1項第8号)	適・不適
高圧遮断装置	・作動試験 (冷則第7条第1項第8号)	適・不適	

設 備	安全弁の放出管	・開口部の位置 (除害設備内)	(冷則第7条第1項第9号)	適・不適
	安全弁元弁の開放		(冷則第9条第1号)	適・不適
	振動防止・防食	・防錆塗装、保冷 (結露防止)	(冷則第7条第1項第4号)	適・不適
	液面計	・丸形ガラス管以外	(冷則第7条第1項第10号)	適・不適
	液面計の破損防止措置	・受液器のガラス管液面計	(冷則第7条第1項第11号)	適・不適
	バルブ等の措置	・開閉方向、開閉状態の表示	(冷則第7条第1項第17号)	適・不適
	流体の種類・流れ方向の明示	・ガス名、流れの方向の表示	(冷則第7条第1項第17号)	適・不適
	ガス漏えい検知警報設備	・精度確認、作動試験	(冷則第7条第1項第15号)	適・不適
除害設備		・設置、動作、貯水量 (薬液) の確認 (大型非ユニットについては、不凝縮ガスパーヅ時の除害)	(冷則第7条第1項第16号)	適・不適
		・保護具の数量、保管場所 ・空気呼吸器等、隔離式防毒面 ・保護手袋、保護長靴、保護衣	(冷則第7条第1項第16号)	適・不適
その他 (記述)				

注 関係法令等略語 法：高圧ガス保安法 冷則：冷凍保安規則

第11号様式の13 (第23条関係)

高压ガス貯蔵所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号
ガス種別	一般(燃毒・燃・毒・酸・特材・他)・LP		
貯蔵形態	貯槽(一般・CE・LPバルク)・容器(配管有)・容器(配管無)		
用途等	二種製造・販売・特定消費・その他消費・デポ・保税・消火・ローリー置場・他		
区分		検査項目	判定
保安管理	許認可書類関係		・許認可書類(申請書、許可書類)の保管状況 ・無許可(届)変更はないか。
	帳簿	異常の記録	・異常時の措置は適切か。(一般則第95条)
		容器授受簿	・容器授受簿、ローリー受入簿 (一般則第95条)
	保安教育計画関係		・実施し、記録されているか。(法第27条)
		・防災等の訓練をしているか。(法第27条)	
設備・作業	技術上の基準等・法第18条	貯槽	・警戒標、保安距離、不等沈下測定、気密性能、圧力計、安全弁、液面計、温度上昇防止措置、緊急遮断装置、防消火設備、除害措置他 (一般則第22条)
		LPバルク貯槽	・液面計、過充填防止装置、安全カプラー、緊急遮断装置等、緊急連絡先、車両衝突防止措置 他
		容器(貯蔵設備)	・設備距離、障壁(LP)、気密性能 (一般則第23条)
		容器置場	・警戒標、置場距離、障壁、屋根、除害措置、消火設備、開口部面積 他 (一般則第23条)
	容器置場の明示		・定められた場所以外で容器を貯蔵していないか。(一般則第6条第1項第42号イ)
	周囲の火気、引火物		・貯槽(燃) : 8m ・貯槽(不活性、空気以外) : 2m ・容器(不活性、空気以外) : 2m (一般則第22条、第23条)
	通風等 燃・毒		・貯蔵する場所の通風、換気は良好か。(一般則第18条第1項第1号イ、第2号イ)
	容器による貯蔵方法		・充填容器と残ガス容器の区分 ・燃、毒、酸の区分 ・転倒転落等の防止措置 (一般則第23条)
その他消費	通風等 燃・毒	・消費場所の通風、換気は良好か。(一般則第60条第1項第7号)	
	火気距離 燃・酸	・5m以内に、火気・引火物禁止 (一般則第60条第1項第10号)	
	消火設備 燃・酸	(一般則第60条第1項第12号)	
	毒性ガス関係	・滞留防止、避難口、パージ系統、除害措置 (一般則第60条第2項)	
その他(記述)			

注 関係法令等略語 法：高压ガス保安法 一般則：一般高压ガス保安規則 燃：可燃性ガス 毒：毒性ガス 酸：酸素

第11号様式の14(第23条関係)

高压ガス販売事業所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
ガス区分 LP・一般(溶材、一般工業、特材、食品(炭酸ガス)、医療ガス、在宅医療用酸素、フロン、空気呼吸器用圧縮空気、その他())・冷凍・一般消費者向け燃料用LPG・CNG			
区分	検査項目		判定
販売管理・帳簿	届出書類関係	・届出書類の保管状況 ・販売ガス種に変更はないか。	適・不適
	販売主任者の選任	・変更はないか、免状(1種・2種)はあるか。 ・常駐の有無 (法第28条、一般則第72条、液石則第70条)	適・不適
	引渡先保安台帳	・記載項目は適切か。 (法第20条の6、一般則第40条、液石則第41条、冷則第27条)	適・不適
	容器授受簿	・記載項目は適切か。 ・2年間保管されているか。(一般則第95条、液石則第93条)	適・不適
	周知・記録	・周知方法、内容は適切か。 (一般則第38条、第39条、液石則第39条、第40条)	適・不適
		・記載内容は適切か、2年間保管されているか。 (一般則第95条、液石則第93条)	適・不適
	容器再検査期限	・CNG、LPG容器は容器再検査期限を6ヶ月以上経過していないこと、又その旨明示していること。 (一般則第40条)	適・不適
	一般消費者向け燃料用CNG販売の基準	・販売前確認 ・気密試験用器具類 (一般則第40条)	適・不適
保安教育・訓練	・実施し、記録されているか。(法第27条)	適・不適	
	・防災等の訓練をしているか。(法第27条)	適・不適	
その他貯蔵	容器置場関係	・区分・整理・転倒転落防止・40℃以下、火気・引火性2m(不活性、空気以外) (一般則第18条、液石則第19条、冷則第20条)	適・不適
	通風等	・貯蔵場の通風、換気は良好か。(一般則第18条、液石則第19条)	適・不適
	車両上での貯蔵	・車両上で貯蔵していないか。(一般則第18条、液石則第19条)	適・不適
	一般複合容器	・15年経過した容器で貯蔵していないか。 (一般則第18条、液石則第19条)	適・不適
	シアン化水素の貯蔵	・毎日漏洩確認をしているか。 ・純度確認 (一般則第18条)	適・不適
移動	移動監視者	・移動監視者が必要な場合、資格者がいるか。(特材、毒1,000kg、燃酸3,000kg) (一般則第50条、液石則第49条)	適・不適
	運送車両	・警戒標 ・防災資機材、消火器、携行書類 (一般則第50条、液石則第49条)	適・不適
	防災資機材の点検	・移動開始前に防災資機材の有無を確認しているか。 ・毎月1回以上点検しているか。 (一般則第49条、第50条、液石則第48条、第49条)	適・不適
その他(記述)			

注 関係法令等略語 法：高压ガス保安法 冷則：冷凍保安規則 液石則：液化石油ガス保安規則
一般則：一般高压ガス保安規則

第 1 1 号様式の 1 5 (第 2 3 条関係)

特定高压ガス (特殊高压ガス) 消費事業所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号
ガス種類 モノシラン ホスフィン アルシン ジボラン セレン化水素 モノゲルマン ジシラン (貯蔵量) ()			
区分	検査項目		判定
保安体制・管理	許認可書類関係	・許認可書類 (申請書、許可書類) の保管状況 ・無許可 (届) 変更はないか。	適・不適
	特定高压ガス取扱主任者	・資格要件 ・職務の実施状況 (法第28条、第32条)	適・不適
	日常点検 (C/Cの日常点検を含む)	・使用開始時、使用中、使用終了時に点検 ・記録を保管しているか。 (一般則第55条)	適・不適
	定期自主検査	・実施し、記録が保存されているか。 ・事業者自ら立ち会い、内容を理解しているか。 (法第35条の2、一般則第83条)	適・不適
	保安教育・訓練	・計画が定められているか。 (法第27条) ・教育訓練の実施 (保護具装着を含む。) (法第27条) ・実施記録の保存	適・不適 適・不適 適・不適
距離・レイアウト	境界線・警戒票	・境界線の明示 ・警戒標の掲示 (一般則第55条第1項第1号)	適・不適
	設備距離	・貯蔵設備及び減圧設備からの設備距離の確保 (一般則第55条第1項第2号)	適・不適
	火気等との距離	・貯蔵設備等から火気使用場所までの距離 8 m以上 ・流動防止措置又は連動措置による火気消火とその維持 (一般則第55条第1項第3号)	適・不適
		・貯蔵設備等の周囲 5 m以内での火気使用、引火性・発火性物質の存置なし ・流動防止措置又は連動措置による火気消火とその維持 (一般則第55条第2項第1号)	適・不適
	避難できる構造	・二方向に避難できること (大学の研修室等既存施設では、1方向は窓からの緊急脱出装置でも可) (一般則第55条第1項第12号)	適・不適
	滞留しない構造	・C/C内収納、筐体排気 ・室内換気又は通風の良好な構造 (一般則第55条第1項第4号)	適・不適
設備本体	材料	(一般則第55条第1項第5号)	適・不適
	基礎	(一般則第55条第1項第6号)	適・不適
	耐圧・気密 (貯蔵設備等)	・外観検査、気密確認 (一般則第55条第1項第7号)	適・不適
	強度 (貯蔵設備等)	(一般則第55条第1項第8号)	適・不適
	圧力計・安全装置	・圧力計の精度確認 (特材消費設備は、通常安全装置不要) (一般則第55条第1項第13号・14号)	適・不適
	バルブ・配管等の適切な措置	・バルブ等のタグ番号、開閉方向の表示 ・重要なバルブ等の開閉状態の明示 ・通常操作しないバルブへの禁札取付等 (一般則第55条第1項第29号)	適・不適
	配管等の継ぎ手	・溶接継ぎ手又はねじ接合継手 (VCR等) (一般則第55条第1項第23号)	適・不適

配管・ マージ ダクト系統	不同沈下(貯槽)	・不同沈下測定記録(h/L \leq 0.5%) (一般則第55条第1項第30号)	適・不適
	逆流防止措置	・減圧設備～反応設備間の逆流防止措置 (逆止弁、二段減圧、圧力又は温度連動遮断装置、空槽等) (一般則第55条第1項第15号)	適・不適
	二重配管	・必要な場所の二重管 ・二重管の内外管間のガス検知措置 (一般則第55条第1項第24号)	適・不適
	不活性ガス置換等	・不活性ガスを供給する配管は、反応するおそれがあるガスの配管と系統を別にすること。 (一般則第55条第1項第17号)	適・不適
	排気ダクトの系統分離	・排出されるガスの系統の分離(反応による災害発生のおそれがある場合) (「排気ダクト」：消費設備と除害設備間の配管。例)CVD関係ダクト(強燃性ガス)とハロゲン系ガス(支燃性)を使用するエッチング関係消費設備関係ダクトの分離) (一般則第55条第1項第9号)	適・不適
	排気ダクトの気密な構造	・気密性能の維持(試験圧力(正圧・負圧を問わない)を10分間保持できれば良い) (一般則第55条第1項第10号)	適・不適
保安 設備等	排気ダクト中の発火原因物質の堆積(ジシラン・ホスフィン・モノシラン)	・排気中の生成物が堆積しにくい構造(不要なポケットや曲げを作らないこと。常時不活性ガスを流し堆積物を流す方法でも可) (一般則第55条第1項第11号)	適・不適
	緊急遮断装置	・遮断機能を有する容器弁(ノーマリークローズのニューマチック弁等)又は容器直近の遮断弁 ・C/C外の操作位置 (一般則第55条第1項第18号)	適・不適
	排気ダクト異常早期発見措置	・C/C、CVD等の筐体排気ダクトを含む。 ・異常早期検知措置(微差圧計(マンメータ)、ガス漏れ検知器等) (一般則第55条第1項第19号)	適・不適
	保安電力	・緊急遮断装置、ガス漏れ検知警報設備、防火設備、通報設備、除害設備及び非常照明装置の保安電力 ・定期的検査 (一般則第55条第1項第20号)	適・不適
	通常時の除害	・プロセスガスライン、パージラインの除害 (一般則第55条第1項第21号)	適・不適
	緊急時の除害	・緊急除害設備、除害剤、筐体排気系統の維持 ・保護具の保管場所、維持 (一般則第55条第1項第22号)	適・不適
	静電気除去	・接地抵抗測定(総合100 Ω 以下)、各接続部の良好な維持 ・イオン注入装置(インプラ)等、常時接地を取れない消費設備は使用後速やかにしているか。 (一般則第55条第1項第25号)	適・不適
	ガス漏れ検知警報設備	・精度確認(半年に1回) ・回路点検(毎月) (一般則第55条第1項第26号)	適・不適
	防火設備	・適切な防火設備を規模に応じ、適切な箇所に設けているか。(スプリンクラー又は屋内消火栓、消火器B10以上) (一般則第55条第1項第27号)	適・不適
	通報設備	・例示基準に適合した通報設備 ・機能の維持 (一般則第55条第1項第28号)	適・不適
その他(記述)			

注 関係法令等略語 法：高圧ガス保安法 一般則：一般高圧ガス保安規則

第11号様式の16 (第23条関係)

特定高压ガス (特殊高压ガスを除く) 消費事業所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号
ガス種類 圧縮水素 圧縮天然ガス 液化酸素 液化アンモニア 液化石油ガス 液化塩素 (貯蔵量) ()			
区 分	検 査 項 目		判 定
保安体制・管理	許認可書類関係	・許認可書類 (申請書、許可書類) の保管状況 ・無許可 (届) 変更はないか。	適・不適
	特定高压ガス取扱主任者	・資格要件 ・職務の実施状況 (法第28条、第32条)	適・不適
	日常点検	・使用開始時、使用中、使用終了時に点検 ・記録を保管しているか。 (一般則第55条)	適・不適
	定期自主検査	・実施し、記録が保存されているか。 ・事業者自ら立ち会い、内容を理解しているか。 (法第35条の2、一般則第83条)	適・不適
	保安教育・訓練	・計画が定められているか。 (法第27条)	適・不適
・教育訓練の実施 (保護具装着を含む。) (法第27条)		適・不適	
・実施記録の保存		適・不適	
距離・レイアウト	境界線・警戒票	・境界線の明示 ・警戒標の掲示 (一般則第55条第1項第1号、液石則第53条第1項第1号)	適・不適
	設備距離	・貯蔵設備及び減圧設備からの設備距離の確保 (一般則第55条第1項第2号、液石則第53条第1項第2号)	適・不適
	火気等との距離	・貯蔵設備等から火気使用場所までの距離8m以上 ・流動防止措置又は連動措置による火気消火とその維持 (一般則第55条第1項第3号、液石則第53条第1項第3号)	適・不適
		・貯蔵設備等の周囲5m以内での火気使用、引火性・発火性物質の存置なし ・流動防止措置又は連動措置による火気消火とその維持 (一般則第55条第2項第1号、液石則第53条第2項第1号)	適・不適
滞留しない構造	(一般則第55条第1項第4号、液石則第53条第1項第4号)	適・不適	
設備本体	材料	・適切な材料 (一般則第55条第1項第5号、液石則第53条第1項第7号)	適・不適
	基礎	・重量物変更、破損等 (一般則第55条第1項第6号、液石則第53条第1項第8号)	適・不適
	耐圧・気密 (貯蔵設備等)	・外観検査 ・気密確認 ・開放検査 (一般則第55条第1項第7号、液石則第53条第1項第6号)	適・不適
	強度 (貯蔵設備等)	・肉厚測定 (一般則第55条第1項第8号、液石則第53条第1項第9号)	適・不適
	圧力計・安全装置	・圧力計の精度確認 ・安全弁の作動試験 (一般則第55条第1項第13号、液石則第53条第1項第11号)	適・不適

	バルブ・配管等の適切な措置	・バルブ等のタグ番号、開閉方向の表示 ・重要なバルブ等の開閉状態の明示 ・通常操作しないバルブへの禁札取付等 (一般則第55条第1項第29号、液石則第53条第1項第14号)	適・不適
	配管等の継ぎ手 (NH3, C12)	・溶接継ぎ手又はねじ接合継手 (VCR等) (一般則第55条第1項第23号)	適・不適
	不同沈下(貯槽)	・不同沈下測定記録 ($h/L \leq 0.5\%$) (一般則第55条第1項第30号、液石則第53条第1項第15号)	適・不適
その他	逆流防止措置 (NH3, C12)	・減圧設備～反応設備間の逆流防止措置 (逆止弁、二段減圧、自動遮断装置、空槽等) (一般則第55条第1項第15号)	適・不適
	負圧防止措置 (可燃性ガス)	・低温貯槽の負圧防止措置 (一般則第55条第1項第16号、液石則第53条第1項第10号)	適・不適
	除害措置・設備 (NH3, C12)	・除害設備、除害材の維持 ・保護具の保管場所、維持 (一般則第55条第1項第22号)	適・不適
	二重配管 (NH3, C12)	・必要な場所の二重管 ・二重管の内外管間のガス検知措置 (一般則第55条第1項第24号)	適・不適
	静電気除去 (可燃性ガス)	・接地抵抗測定値は総合100Ω以下 ・各接続部の良好な維持 (一般則第55条第1項第25号、液石則第53条第1項第12号)	適・不適
	ガス漏洩検知警報設備	・精度確認 (年に1回) ・回路点検 (毎月) (一般則第55条第1項第26号、液石則第53条第1項第5号)	適・不適
	防火設備 (液化塩素を除く)	・適切な防火設備を規模に応じ、適切な箇所に設けているか。(水量の確認、散水試験) (一般則第55条第1項第27号、液石則第53条第1項第13号)	適・不適
その他 (記述)			

注 関係法令等略語 法：高压ガス保安法 液石則：液化石油ガス保安規則 一般則：一般高压ガス保安規則

第 1 1 号様式の 1 7 (第 2 3 条関係)

高压ガス容器検査所立入検査票

事業所名称		責任者職・氏名	
立入検査年月日 年 月 日		検査者氏名	立会者
施設名称		設置許可年月日 年 月 日	設置許可番号 第 号
登録区分	<input type="checkbox"/> 継目なし容器(一般容器、長尺容器)		<input type="checkbox"/> 同附属品
	<input type="checkbox"/> アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器(特定の場合の外観検査)		
	<input type="checkbox"/> 溶接容器(一般容器、LPG容器、ローリー、タンクコンテナ)		<input type="checkbox"/> 同附属品
	<input type="checkbox"/> 超低温容器(LGC、ローリー)		<input type="checkbox"/> 同附属品
	<input type="checkbox"/> 一般複合容器		<input type="checkbox"/> 同附属品
	<input type="checkbox"/> 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器		<input type="checkbox"/> 同附属品
	<input type="checkbox"/> 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器/ <input type="checkbox"/> 圧縮水素自動車燃料装置用容器		<input type="checkbox"/> 同附属品
その他()			
区 分		検 査 項 目	判 定
検査管理・帳簿	届出書類関係	・申請書類、登録証の保管状況 ・無許可(届)変更はないか。	適・不適
	検査主任者の選任	・変更はないか。(法第52条、容器則第34条)	適・不適
	容器(附属品)再検査成績書	・適切な様式を使用し、記録されているか。 ・保管期限は適切か。(容器則第26条、第71条)	適・不適
	刻印、標章	・合格容器への刻印(標章)、塗装は速やかに行われているか。 ・特定スクーバの刻印は適切か(容器則第8条第1項第4号の5「SCUBA」、第37条第1項第1号ハ「L」「S」) (法第45条、第49条の3)	適・不適
	不合格容器の扱い	・くず化しているか。(法第56条)	適・不適
	残ガス容器の管理	・所定の場所に置いてあるか。(一般則第18条)	適・不適
	溶接容器の放射線検査	・打刻等を行っているか。(容器則第36条)	適・不適
継目無容器・溶接容器	錆落とし、洗浄設備	・検査する容器に適した設備か。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第1号)	適・不適
	乾燥設備	・検査する容器に適した設備か。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第2号)	適・不適
	傷、腐食寸法測定器具	・スケール、ノギス、デプスゲージ、超音波厚さ計 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第3号)	適・不適
	容器内面照明設備	・十分な光力を有しているか。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第4号)	適・不適
	圧力計	・TPの1.5～3倍の目盛のあるもの (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第5号)	適・不適
	膨脹計	・全増加の1%又は0.1ccまで計測できること。(加圧試験のみの場合は不要：容器則第26条第1項第3号イ) (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第6号)	適・不適
	残ガス回収設備	・残ガス処理を行っていない容器を検査する場合、適切な回収設備を有しているか。(液化石油ガス・可燃性ガス・毒ガス) (容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第8号～第10号)	適・不適
	膜厚計	(容器則第33条、容器則細目告示第31条第1項第11号)	適・不適

超低温容器	圧力計	・ T P の 1.5 ～ 3 倍 の 目 盛 の あ る も の (容器則第33条、容器則細目告示第31条第2項第1号)	適・不適
	断熱性能試験設備	・ 重さ計又は流量計 重さ計：ガスを充填した容器の質量を測定でき、かつ、24時間の気化量を測定できること。 流量計：単位時間当たりの気化量を測定できること。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第2項第2号)	適・不適
一般複合容器	錆落とし、洗浄設備	・ 検査する容器に適した設備か。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第1号)	適・不適
	乾燥設備	・ 検査する容器に適した設備か。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第2号)	適・不適
	傷、腐食寸法測定器具	・ スケール、ノギス、デプスゲージ、超音波厚さ計 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第3号)	適・不適
	容器内面照明設備	・ 十分な光力を有しているか。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第4号)	適・不適
	圧力計	・ T P の 1.5 ～ 3 倍 の 目 盛 の あ る も の (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第5号)	適・不適
	膨脹計	・ 全増加の1%又は0.05ccまで計測できること。(加圧試験のみの場合は不要：容器則第26条第1項第3号イ) (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第6号)	適・不適
	残ガス回収設備	・ 残ガス処理を行っていない容器を検査する場合、適切な回収設備を有しているか。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第8号)	適・不適
C N G / F C V 車 の 複 合 容 器	清じょう設備	・ スチームクリーナー、エアガン、ワイヤブラシ等 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第4項第1号)	適・不適
	照明設備	・ 十分な光力を有しているか。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第4項第2号)	適・不適
	傷、腐食寸法測定設備	・ スケール、ノギス、デプスゲージ、拡大鏡 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第4項第3号)	適・不適
	漏洩検査設備	・ ガス検知器又は漏洩検知液、圧力計 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第4項第4号)	適・不適
特 定 ス ク ー パ の み	錆落とし、洗浄設備	・ 検査する容器に適した設備か。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第1号)	適・不適
	乾燥器具	・ スチーム以外 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第2号)	適・不適
	容器内面照明設備	・ 十分な光力を有しているか。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第3項第4号)	適・不適
附 属 品	圧縮機等	・ 気密試験、安全弁作動試験が実施できる設備か。 (容器則第33条、容器則細目告示第31条第6項第1号、第2号)	適・不適
	圧力計	・ T P 、安全弁吹き始め圧の1.5～3倍の目盛のあるもの (容器則第33条、容器則細目告示第31条第6項第1号、第2号)	適・不適
	トルク測定器具	(容器則第33条、容器則細目告示第31条第6項第2号)	適・不適
その他(記述)			

注 関係法令等略語 法：高圧ガス保安法 容器則：容器保安規則 一般則：一般高圧ガス保安規則
容器則細目告示：容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

第11号様式の18 (第21条関係)

高圧ガス関係施設立入検査結果通知票

名称	立入検査年月日 年 月 日	本署・()出張所 ()管区
検査者氏名		
立会者	検査部分	
1 検査結果 不備事項なし <input type="checkbox"/> 不備事項あり <input type="checkbox"/> 内容		
2 その他		
備考		
問合せ先	※改善結果・計画書は、10日以内に提出してください。 川崎市消防局 課 電話 044 - - (担当)	

第11号様式の19 (第22条関係)

高圧ガス関係施設改善結果・計画書

年 月 日

川崎市消防長(消防署長)

住所

届出者 (所在地)

氏名

年 月 日の検査に基づく不備事項の改善計画については、次のとおりです。

(高圧ガス関係施設の所在地・名称等:川崎市 区)

不備事項	改善予定年月日	備考
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
備考		

(検査員)

第16号様式を次のように改める。

第16号様式(第29条関係)

事 実 確 認 書

年 月 日

川崎市消防長(消防署長)

所在地
名 称
氏 名

年 月 日 時 分ごろ川崎市 勤務 の消防
法第4条(消防法第16条の5、火薬類取締法第43条、高圧ガス保安法第62条、石
油コンビナート等災害防止法第40条)に基づく立入検査を受けた際、次の事実があっ
たことを認めます。

第17号様式の4の次に次の1様式を加える。

第17号様式の5 (第31条の2関係)

		川消 第 号
		年 月 日
(住所)		
(氏名)	様	
	川崎市消防長 (消防署長)	印
	勸 告 書	
所在地		
名称		
区分		
上記	は、	と認めるので、次のとおり
履行するよう	勧告	します。
なお、この	勧告に従わない場合は、	法律に基づく措置を行うことがあります。
1	勧告事項	
2	その他の事項	
	別添改善計画書に具体的な改善内容を記載し、	年 月 日までに川崎
	市消防長 (消防署長) 宛て提出すること。	

注 この内容に疑義があるとき又は勧告事項を是正したときは、川崎市 (消防局・
消防署 課 係TEL)に連絡又は届け出てください。

第18号様式の2の次に次の1様式を加える。

第18号様式の3 (第32条関係)

改 善 計 画 書

年 月 日

川崎市消防長 (消防署長)

住所
氏名

所在地
名称
区分

上記 について、 年 月 日付け 第 号により警告 (勧告) のありましたことは、次のように改める計画をたてましたので提出します。

1 改善予定日

2 計画の内容

第19号様式の3の次に次の1様式を加える。

第19号様式の4(第34条関係)

命 令 書		
川崎市指令消 第 号		
(住所)		
(氏名)		様
次の	については、	と認めますので、
高圧ガス保安法	の規定により次のとおり命令します。	
なお、本命令に従わない場合は、高圧ガス保安法 の規定により処罰されることがあります。		
年	月	日
川崎市長		印
所在地又は行為場所 名称又は行為内容 区分		
1 命令事項		
2 命令理由		

教示 この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日(前記の審査請求を
した場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起
算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)
提起することができます。

第23号様式の5の次に次の3様式を加える。

第23号様式の6 (第40条関係)

高圧ガス製造許可取消通知書

川崎市指令消 第 号

(住所)

(氏名) 様

あなたが所有(管理、占有)する高圧ガスの製造所について、次のような高圧ガス保安法違反の事実があると認められますので、高圧ガス保安法第9条(第38条第 号)の規定に基づき、許可を取り消します。

年 月 日

川崎市市長 印

1 許可を取り消す製造所

(1) 所在地 川崎市

(2) 名称

(3) 高圧ガス製造許可

年 月 日 川崎市指令消 第 号

2 違反事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第23号様式の7 (第40条関係)

第1種貯蔵所設置許可取消通知書

川崎市指令消 第 号

(住所)

(氏名)

様

あなたが所有（管理、占有）する高圧ガスの貯蔵所について、次のような高圧ガス保安法違反の事実があると認められますので、高圧ガス保安法第9条（第38条第 号）の規定に基づき、許可を取り消します。

年 月 日

川崎市市長

印

1 許可を取り消す設置貯蔵所

(1) 所在地 川崎市

(2) 名称

(3) 第1種貯蔵所設置許可

年 月 日 川崎市指令消 第 号

2 違反事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 3 号様式の 8 (第 4 0 条の 3 関係)

高圧ガス容器検査所登録取消通知書

川崎市指令消 第 号

(住所)

(氏名) 様

あなたが所有(管理、占有)する高圧ガス容器検査所について、次のような高圧ガス保安法違反の事実があると認められますので、高圧ガス保安法第53条の規定に基づき、登録を取り消します。

年 月 日

川崎市市長 印

1 登録を取り消す高圧ガス容器検査所

(1) 所在地 川崎市

(2) 名称

(3) 容器等事業区分

(4) 登録番号

年 月 日 第 号

2 違反事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第26号様式の2の次に次の1様式を加える。

第26号様式の3 (第47条関係)

戒 告 書

川崎市指令消 第 号

(住所)

(氏名) 様

次の高圧ガス関係施設は、 の規定に違反すると認めましたので、
高圧ガス保安法第 条第 項に基づき 年 月 日付け川崎市指令
消 第 号をもって 年 月 日までに するこ
とを命じましたが、いまだに履行されていません。

よって、 年 月 日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行
法第2条の規定に基づき代執行を行い、これに要する全ての費用を徴収します。

この旨同法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行により生ずる損害及び処置した物件の管理については、全て責任を負
わないことを申し添えます。

年 月 日

川崎市長 印

所在地

名 称

用 途

教示 この戒告に不服のある場合は、この戒告があったことを知った日の翌日から起
算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この戒告
の取消しを求める訴えは、この戒告があったことを知った日(前記の審査請求を
した場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起
算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)
提起することができます。

第27号様式の2の次に次の1様式を加える。

第27号様式の3 (第47条関係)

代 執 行 令 書

川崎市指令消 第 号

(住所)

(氏名) 様

上記高圧ガス関係施設に対し、行政代執行法第2条の規定に基づき代執行を行うので、同法第3条第2項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長 印

所在地
名 称
用 途

- 1 代執行する時期
- 2 現場執行責任者(職・氏名)
- 3 代執行の内容
- 4 代執行に要する費用(概算見積額)

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第4号

局内一般
消防署

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱

平成30年3月26日

消防局訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則、特定則及び国際容器則（以下「法令」という。）で使用する用語の例による。

(専決事項)

第3条 法令及びこの要綱に基づき市長の執行する高圧ガス規制事務に係る消防局長等の専決事項は、別表のとおりとする。

(第1種製造者に係る製造の許可の申請)

第4条 市長は、法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査又は関係者に対する質問（以下「検査等」という。）を行うものとする。

2 前項の申請に対し、高圧ガスの製造の許可をしたときは、高圧ガス製造許可書（第1号様式）を申請者に交付し、許可しないときは高圧ガス製造不許可通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(第2種製造者に係る製造の事業又は製造の届出)

第5条 市長は、法第5条第2項の規定による高圧ガスの製造の事業又は製造の届出があったときは、届出書

の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第1種製造者に係る承継の届出)

第6条 市長は、法第10条第2項の規定による第1種製造者の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第1項に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第2種製造者に係る承継の届出)

第7条 市長は、法第10条の2第2項の規定による第2種製造者の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第1項に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第1種製造者に係る変更の工事等の許可の申請等)

第8条 市長は、法第14条第1項の規定による製造のための施設等の変更の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、製造のための施設等の変更の許可をしたときは、高圧ガス製造施設等変更許可書（第3号様式）を申請者に交付し、許可しないときは高圧ガス製造施設等変更不許可通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第14条第2項の規定による第1種製造者の製造のための施設の軽微な変更の工事の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第2種製造者に係る変更の工事等の届出)

第9条 市長は、法第14条第4項の規定による第2種製造者の製造のための施設等の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第1種貯蔵所の設置の許可の申請)

第10条 市長は、法第16条第1項に規定する第1種貯蔵所の設置の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、第1種貯蔵所の設置の許可をしたときは、第1種貯蔵所設置許可書（第5号様式）を申請者に交付し、許可しないときは第1種貯蔵所設置不許可通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(第1種貯蔵所に係る承継の届出)

第11条 市長は、法第17条第2項の規定による第1種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第1項に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第2種貯蔵所の設置の届出)

第12条 市長は、法第17条の2第1項に規定する第2種貯蔵所の設置の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第1種貯蔵所に係る変更の工事の許可の申請等)

第13条 市長は、法第19条第1項の規定による第1種貯蔵所の変更の工事の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、第1種貯蔵所の変更の工事の許可をしたときは、第1種貯蔵所位置等変更許可書(第7号様式)を申請者に交付し、許可しないときは第1種貯蔵所位置等変更不許可通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第19条第2項の規定による第1種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(第2種貯蔵所に係る変更の工事の届出)

第14条 市長は、法第19条第4項の規定による第2種貯蔵所の変更の工事の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(完成検査の申請等)

第15条 市長は、法第20条第1項本文又は第3項本文の規定による製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、完成検査を行うものとする。

2 前項の完成検査を行った結果、製造のための施設又は第1種貯蔵所が冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、冷凍則、液石則又は一般則で定める製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証を申請者に交付し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、完成検査不適合通知書(第9号様式)により申請者に通知するも

のとする。

3 市長は、法第20条第1項ただし書又は第3項第1号の規定により、製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨の届出があったときは、届出書の内容を確認し、当該完成検査に係る許可の内容と異なると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 市長は、法第20条第4項の規定により、製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、協会又は指定完成検査機関が行った完成検査の結果の報告があったときは、報告書及び完成検査の記録の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該完成検査を受けた者に対し、必要な指示等を行うものとする。

5 市長は、法第39条の11第1項の規定により、製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、認定完成検査実施者が行った完成検査の記録の届出があったときは、届出書及び完成検査の記録の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第16条 市長は、法第20条の4の規定による高圧ガスの販売の事業の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(販売業者に係る承継の届出)

第17条 市長は、法第20条の4の2第2項の規定による販売業者の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第1項に定める要件に該当しないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(販売業者に係る変更の届出)

第18条 市長は、法第20条の7の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、冷凍則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(高圧ガスの製造の開始又は廃止等の届出)

第19条 市長は、法第21条第1項の規定による第1種製造者の高圧ガスの製造の開始又は廃止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出

者に対し、必要な指示等を行うものとする。

2 市長は、法第21条第2項又は第3項の規定による第2種製造者の高圧ガスの製造の事業又は製造の廃止の届出があったときは、前項の例により処理するものとする。

3 市長は、法第21条第4項の規定による第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の用途の廃止の届出があったときは、第1項の例により処理するものとする。

4 市長は、法第21条第5項の規定による高圧ガスの販売の事業の廃止の届出があったときは、第1項の例により処理するものとする。

(輸入検査の申請等)

第20条 市長は、法第22条第1項本文の規定による輸入をした高圧ガス及びその容器の輸入検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、輸入検査を行うものとする。

2 前項の輸入検査を行った結果、輸入をした高圧ガス及びその容器が冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、冷凍則、液石則又は一般則で定める輸入検査合格証を申請者に交付し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、輸入検査不適合通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項第1号の規定により、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受けた旨の届出があったときは、届出書の内容を確認し、次項の報告書の内容と異なると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 市長は、法第22条第2項の規定により、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、協会又は指定輸入検査機関が行った輸入検査の結果の報告があったときは、報告書及び輸入検査の記録の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該輸入検査を受けた者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(特定高圧ガスの消費者に係る消費の届出)

第21条 市長は、法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガスの消費者に係る消費の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(特定高圧ガス消費者に係る承継の届出)

第22条 市長は、法第24条の2第2項において準用する法第10条の2第2項の規定による特定高圧ガス消費者の地位の承継の届出があったときは、届出書の内容を確認し、同条第1項に定める要件に該当しないと認め

るときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(特定高圧ガスの消費者に係る変更の工事等の届出)

第23条 市長は、法第24条の4第1項の規定による特定高圧ガスの消費のための施設等の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

2 市長は、法第24条の4第2項の規定による特定高圧ガスの消費の廃止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(危害予防規程の制定又は変更の届出)

第24条 市長は、法第26条第1項の規定による危害予防規程の制定又は変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める事項について記載がないときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安統括者等の選任又は解任の届出)

第25条 市長は、法第27条の2第5項の規定による保安統括者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が同条第2項で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

2 市長は、法第27条の2第6項の規定による保安技術管理者又は保安係員の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が液石則又は一般則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安主任者等の選任又は解任の届出)

第26条 市長は、法第27条の3第3項において準用する法第27条の2第6項の規定による保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が液石則又は一般則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(冷凍保安責任者の選任又は解任の届出)

第27条 市長は、法第27条の4第2項において準用する法第27条の2第5項の規定による冷凍保安責任者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が冷凍則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(販売主任者等の選任又は解任の届出)

第28条 市長は、法第28条第3項において準用する法第

27条の2第5項の規定による販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が液石則又は一般則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安統括者等の代理者の選任又は解任の届出)

第29条 市長は、法第33条第3項において準用する法第27条の2第5項の規定による保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が冷凍則、液石則又は一般則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(保安検査の申請等)

第30条 市長は、法第35条第1項本文の規定による特定施設の保安検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、保安検査を行うものとする。

2 前項の保安検査を行った結果、特定施設が冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、冷凍則、液石則又は一般則で定める保安検査証を申請者に交付し、技術上の基準に適合していないと認めるときは、保安検査不適合通知書(第11号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第35条第1項第1号の規定により、特定施設につき、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨の届出があったときは、届出書の内容を確認し、定期に保安検査を受けていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

4 市長は、法第35条第3項の規定により、特定施設につき、協会又は指定保安検査機関が行った保安検査の結果の報告があったときは、報告書及び保安検査の記録の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該保安検査を受けた者に対し、必要な指示等を行うものとする。

5 市長は、法第39条の11第2項の規定により、特定施設につき、認定保安検査実施者が行った保安検査の記録の届出があったときは、届出書及び保安検査の記録の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(特定施設の休止の届出)

第31条 市長は、液石則第77条第2項ただし書又は一般則第79条第2項ただし書の規定による特定施設の休止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものと

する。

(容器検査の申請)

第32条 市長は、法第44条第1項本文の規定による容器検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、容器検査を行うものとする。

2 前項の容器検査を行った結果、容器が容器則又は国際容器則で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合していると認めるときは、その容器に法第45条第1項の規定による刻印をし、又は同条第2項の規定による標章を掲示し、容器の規格に適合していないと認めるときは、容器検査(再検査)不適合通知書(第12号様式)により申請者に通知するものとする。

(特別充填の許可の申請)

第33条 市長は、法第48条第5項の規定による特別充填の許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、特別充填の許可をしたときは、特別充填許可書(第13号様式)を申請者に交付し、許可しないときは特別充填不許可通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(容器再検査の申請)

第34条 法第49条第1項の容器再検査を受けようとする者は、容器再検査申請書(第15号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、容器再検査を行うものとする。

3 前項の容器再検査を行った結果、容器が容器則又は国際容器則で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合していると認めるときは、その容器に法第49条第3項の規定による刻印をし、又は同条第4項の規定による標章を掲示し、容器の規格に適合していないと認めるときは、容器検査(再検査)不適合通知書により申請者に通知するものとする。

(容器検査所の登録又はその更新の申請)

第35条 市長は、法第49条第1項の容器検査所の登録又は法第50条第1項の規定による容器検査所の登録の更新の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の申請に対し、容器検査所の登録又はその更新をしたときは、容器則又は国際容器則で定める容器検査所登録票を申請者に交付し、登録又はその更新をしないときは、容器検査所不登録通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。

(附属品検査の申請)

第36条 市長は、法第49条の2第1項本文の規定による附属品検査の申請があったときは、申請書の内容を審査し、附属品検査を行うものとする。

2 前項の附属品検査を行った結果、附属品が容器則又は国際容器則で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合していると認めるときは、その附属品に法第49条の3第1項の規定による刻印をし、附属品の規格に適合していないと認めるときは、附属品検査(再検査)不適合通知書(第17号様式)により申請者に通知するものとする。

(附属品再検査の申請)

第37条 法第49条の4第1項の附属品再検査を受けようとする者は、附属品再検査申請書(第18号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、附属品再検査を行うものとする。

3 前項の附属品再検査を行った結果、附属品が容器則又は国際容器則で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合していると認めるときは、その附属品に法第49条の4第3項の規定による刻印をし、附属品の規格に適合していないと認めるときは附属品検査(再検査)不適合通知書により申請者に通知するものとする。

(検査主任者の選任又は解任の届出)

第38条 法第52条第2項の規定による検査主任者の選任又は解任の届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が容器則又は国際容器則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(容器に充てずる高圧ガスの種類又は圧力の変更の申請)

第39条 市長は、法第54条第1項の規定による容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等をすべき旨の申請があったときは、申請書の内容を審査し、必要により検査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等を行った結果、変更後においてもその容器が法第44条第4項の規格に適合すると認めるときは、容器規格適合通知書(第19号様式)により申請者に通知するとともに法第54条第2項の規定による刻印等をし、規格に適合しないと認めるときは、容器規格不適合通知書(第20号様式)により申請者に通知するものとする。

(容器又は附属品の規格不適合の報告)

第40条 市長は、法第56条第2項の規定により、協会又は指定容器検査機関が行う容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても法第44条第4項の規格に適合しない旨の報告があったときは、報告書の内容を確認し、容器の所有者に必要な指示等を行うものとする。

2 市長は、法第56条第4項において準用する同条第2項の規定により、協会又は指定容器検査機関が行う附

属品検査又は附属品再検査に合格しなかった附属品がその附属品が装置される容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても法第49条の2第4項の規格に適合しない旨の報告があったときは、報告書の内容を確認し、附属品の所有者に必要な指示等を行うものとする。

(容器検査所の廃止の届出)

第41条 市長は、法第56条の2の規定による容器検査所の再検査の業務の廃止の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(特定設備検査合格証等の再交付の申請)

第42条 市長は、法第56条の4第3項、第56条の6の14第4項又は第56条の8第3項の規定による特定設備検査合格証、特定設備基準適合証又は指定設備認定証の再交付の申請があったときは、申請書の内容を確認し、その申請が正当であると認めるときは、当該申請書を経済産業大臣に送付するものとする。

(事故の届出)

第43条 法第63条第1項の規定により、事故を届けようとする者は、冷凍則、液石則又は一般則で定める事故届書に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(関係行政機関への通報等)

第44条 市長は、法第74条第1項の規定により通報を行うときは、必要書類を神奈川県公安委員会又は第3管区海上保安本部長に提出するものとする。

2 市長は、法第74条第4項の規定により報告を行うときは、冷凍則、液石則又は一般則で定める事故報告書に必要書類を添えて関東東北産業保安監督本部長に提出するものとする。

(移動式製造設備の充填場所の届出)

第45条 一般則第8条第2項第1号りただし書、第8条の2第2項第2号へ又は第12条第2項第6号りただし書(一般則第11条第6号若しくは第7号又は第12条の3第2項第1号において準用する場合を含む。)の規定により、車両に固定された容器(当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。)に充填を行う場所の届出をしようとする第1種製造者又は第2種製造者は、あらかじめ、充填届書(第21号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、提出した届出

書の内容に変更があったとき、又は当該場所における充填行為を廃止したときは、遅滞なく、充填届書を市長に提出するものとする。

(特定変更工事以外の変更の工事の完了の届出)

第46条 法第14条第1項又は第19条第1項の許可を受けた者は、法第20条第3項に規定する特定変更工事以外の変更の工事を完了したときは、遅滞なく、工事完了届書(第22号様式)を市長に提出するものとする。

(独立した製造設備等の撤去の工事の報告)

第47条 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者又は特定高圧ガス消費者は、独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の撤去の工事をしようとするときは、あらかじめ、高圧ガス製造設備等軽微変更報告書(第23号様式)を市長に提出するものとする。

(保安監督者の選任又は解任の届出)

第48条 第1種製造者(液石則第62条第2項各号又は一般則第64条第2項各号(第2号を除く。))に掲げる者に限る。)は、保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督させるものとする。

2 前項の第1種製造者は、保安監督者を選任又は解任したときは、遅滞なく、保安監督者届書(第24号様式)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出書の内容を確認し、選任された者が液石則又は一般則で定める要件を満たしていないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

(氏名等の変更の届出)

第49条 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、次に掲げる変更があったときは、遅滞なく、高圧ガス関係変更届書(第25号様式)を市長に提出するものとする。

(1) 氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)又は住所若しくは所在地の変更

(2) 第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所又は販売業者が販売をする高圧ガスの貯蔵場所に貯蔵する高圧ガスの種類又は貯蔵数量の変更(法第19条第1項の規定による許可を受けようとする場合又は同条第2項若しくは第4項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載したものを除く。)

(3) 販売業者が販売をする高圧ガスの種類の変更(法第20条の7に規定する変更該当しないものに限る。)

(許可申請等の取下げ等の届出)

第50条 法の規定による許可等の申請をした者は、許可

等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下げ・取りやめ届書(第26号様式)を市長に提出するものとする。

2 法第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項又は第19条第1項の許可を受けた者は、製造のための施設又は第1種貯蔵所の設置又は変更を取りやめようとするときは、許可申請等取下げ・取りやめ届書に当該許可書を添えて市長に提出するものとする。

(許可等の証明の申請)

第51条 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、輸入検査を受けた者、特定高圧ガス消費者、特別充填の許可を受けた者又は容器検査所の登録若しくはその更新を受けた者は、法の規定による許可等を受けていること又は届出をしていることの証明を受けようとするときは、許可等証明申請書(第27号様式)を市長に提出するものとする。

(申請書等の提出部数)

第52条 法令及びこの要綱に規定する申請書、届出書、報告書及びこれらに添付する図書の提出部数は、それぞれ2部(法第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項又は第19条第1項の許可(法第20条第1項ただし書又は第3項第1号の規定により、製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けようとするものに限る。))の申請書については3部)とする。

(委任)

第53条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表

専 決 事 項		局 長	部 長	課 長
1	法第5条第1項の規定による高压ガスの製造の許可若しくは法第14条第1項の規定による製造のための施設等の変更の許可又は当該許可に係る法第20条第1項本文若しくは第3項本文の規定による完成検査の申請に関する事。	大規模又は特殊な製造許可	重要な製造許可	一般的な製造許可、変更許可、完成検査
2	法第16条第1項に規定する第1種貯蔵所の設置の許可若しくは法第19条第1項の規定による第1種貯蔵所の変更の許可又は当該許可に係る法第20条第1項本文若しくは第3項本文の規定による完成検査の申請に関する事。	大規模又は特殊な設置許可	重要な設置許可	一般的な設置許可、変更許可、完成検査
3	法第5条第2項の規定による高压ガスの製造の事業又は製造の届出に関する事。			○
4	法第10条第2項又は法第10条の2第2項の規定による第1種製造者又は第2種製造者の地位の承継の届出に関する事。			○
5	法第14条第2項の規定による第1種製造者の製造のための施設の軽微な変更の工事の届出に関する事。			○
6	法第14条第4項の規定による第2種製造者の製造のための施設等の変更の届出に関する事。			○
7	法第17条第2項の規定による第1種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出に関する事。			○
8	法第17条の2第1項に規定する第2種貯蔵所の設置の届出に関する事。			○
9	法第19条第2項の規定による第1種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出に関する事。			○
10	法第19条第4項の規定による第2種貯蔵所の変更の工事の届出に関する事。			○
11	法第20条第1項ただし書又は第3項第1号の規定による協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨の届出に関する事。			○

12	法第20条第4項の規定による協会又は指定完成検査機関が行った完成検査の結果の報告に関する事 こと。			○
13	法第39条の11第1項の規定による認定完成検査実施者が行った完成検査の記録の届出に関する事 こと。			○
14	法第20条の4の規定による高压ガスの販売の事業の届出に関する事 こと。			○
15	法第20条の4の2第2項の規定による販売業者の地位の承継の届出に関する事 こと。			○
16	法第20条の7の規定による販売をする高压ガスの種類の変更の届出に関する事 こと。			○
17	法第21条第1項の規定による第1種製造者の高压ガスの製造の開始又は廃止の届出に関する事 こと。			○
18	法第21条第2項又は第3項の規定による第2種製造者の高压ガスの製造の事業又は製造の廃止の届出に関する事 こと。			○
19	法第21条第4項の規定による第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の用途の廃止の届出に関する事 こと。			○
20	法第21条第5項の規定による高压ガスの販売の事業の廃止の届出に関する事 こと。			○
21	法第22条第1項本文の規定による輸入検査の申請に関する事 こと。			○
22	法第22条第1項第1号の規定による協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受けた旨の届出に関する事 こと。			○
23	法第22条第2項の規定による協会又は指定輸入検査機関が行った輸入検査の結果の報告に関する事 こと。			○
24	法第24条の2第1項の規定による特定高压ガスの消費者に係る消費の届出に関する事 こと。			○

25	法第24条の2第2項の規定による特定高压ガス消費者の地位の承継の届出に関する事 こと。			○
26	法第24条の4第1項の規定による特定高压ガスの消費のための施設等の変更の届出に関する事 こと。			○
27	法第24条の4第2項の規定による特定高压ガスの消費の廃止の届出に関する事 こと。			○
28	法第26条第1項の規定による危害予防規程の制定又は変更の届出に関する事 こと。			○
29	法第27条の2第5項の規定による保安統括者の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
30	法第27条の2第6項の規定による保安技術管理者又は保安係員の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
31	法第27条の3第3項の規定による保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
32	法第27条の4第2項の規定による冷凍保安責任者の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
33	法第28条第3項の規定による販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
34	法第33条第3項の規定による保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
35	法第35条第1項本文の規定による保安検査の申請に関する事 こと。			○
36	法第35条第1項第1号の規定による協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨の届出に関する事 こと。			○
37	法第35条第3項の規定による協会又は指定保安検査機関が行った保安検査の結果の報告に関する事 こと。			○

38	法第39条の1第2項の規定による認定保安検査実施者が行った保安検査の記録の届出に関する事。			○
39	液石則第77条第2項ただし書又は一般則第79条第2項ただし書の規定による特定施設の休止の届出に関する事。			○
40	法第44条第1項本文の容器検査又は法第49条第1項の容器再検査の申請に関する事。			○
41	法第48条第5項の規定による特別充填の許可の申請に関する事。			○
42	法第49条第1項の容器検査所の登録又は法第50条第1項に規定する容器検査所の登録の更新の申請に関する事。			○
43	法第49条の2第1項本文の附属品検査又は法第49条の4第1項の附属品再検査の申請に関する事。			○
44	法第52条第2項の規定による検査主任者の選任又は解任の届出に関する事。			○
45	法第54条第1項の規定による容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等をすべき旨の申請に関する事。			○
46	法第56条第2項又は第4項の規定による容器又は附属品の規格不適合の報告に関する事。			○
47	法第56条の2の規定による容器検査所の廃止の届出に関する事。			○
48	法第56条の4第3項、第56条の6の14第4項又は法第56条の8第3項の規定による特定設備検査合格証、特定設備基準適合証又は指定設備認定証の再交付の申請に関する事。			○
49	法第63条第1項の規定による事故の届出に関する事。	○		
50	法第74条第1項の通報又は同条第4項の報告に関する事。			○

51	要綱第45条第1項の規定による車両に固定された容器に充填を行う場所の届出に関する事 こと。			○
52	要綱第45条第3項の規定による充填届書の内容の変更又は充填行為の廃止の届出に関する事 こと。			○
53	要綱第46条の規定による特定変更工事以外の変更の工事の完了の届出に関する事 こと。			○
54	要綱第47条の規定による独立した製造設備等の撤去の工事の報告に関する事 こと。			○
55	要綱第48条の規定による保安監督者の選任又は解任の届出に関する事 こと。			○
56	要綱第49条の規定による氏名等の変更の届出に関する事 こと。			○
57	要綱第50条第1項の規定による許可等の申請の取り下げの届出に関する事 こと。			○
58	要綱第50条第2項の規定による製造のための施設等の設置若しくは変更の取りやめの届出に関する事 こと。			○
59	要綱第51条の規定による許可等を受けていること又は届出をしていることの証明の申請に関する事 こと。			○

様式目次

様式 番号	名 称	関係条文
1	高压ガス製造許可書	第4条第2項
2	高压ガス製造不許可通知書	第4条第2項
3	高压ガス製造施設等変更許可書	第8条第2項
4	高压ガス製造施設等変更不許可通知書	第8条第2項
5	第1種貯蔵所設置許可書	第10条第2項
6	第1種貯蔵所設置不許可通知書	第10条第2項
7	第1種貯蔵所位置等変更許可書	第13条第2項
8	第1種貯蔵所位置等変更不許可通知書	第13条第2項
9	完成検査不適合通知書	第15条第2項
10	輸入検査不適合通知書	第20条第2項
11	保安検査不適合通知書	第30条第2項
12	容器検査(再検査)不適合通知書	第32条第2項 第34条第3項
13	特別充填許可書	第33条第2項
14	特別充填不許可通知書	第33条第2項
15	容器再検査申請書	第34条第1項
16	容器検査所不登録通知書	第35条第2項
17	附属品検査(再検査)不適合通知書	第36条第2項 第37条第3項
18	附属品再検査申請書	第37条第1項
19	容器規格適合通知書	第39条第2項
20	容器規格不適合通知書	第39条第2項
21	充填届書	第45条第1項
22	工事完了届書	第46条
23	高压ガス製造設備等軽微変更報告書	第47条
24	保安監督者届書	第48条第2項
25	高压ガス関係変更届書	第49条
26	許可申請等取下げ・取りやめ届書	第50条
27	許可等証明申請書	第51条

第1号様式 (第4条関係)

高压ガス製造許可書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付で申請のありました高压ガスの製造については、
高压ガス保安法第5条第1項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 名 称
- 2 事業所所在地
- 3 製造する高压ガスの種類

第2号様式(第4条関係)

高压ガス製造不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました高压ガスの製造については、次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第3号様式 (第8条関係)

高圧ガス製造施設等変更許可書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名

様

年 月 日付けで申請のありました高圧ガスの製造のための施設
等の変更については、高圧ガス保安法第14条第1項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 名 称
- 2 事業所所在地
- 3 変更の種類

第4号様式(第8条関係)

高圧ガス製造施設等変更不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました高圧ガスの製造のための施設等
の変更については、次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起する

第5号様式(第10条関係)

第1種貯蔵所設置許可書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付で申請のありました第1種貯蔵所の設置については、
高圧ガス保安法第16条第1項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長

印

1 名 称

2 貯蔵所所在地

3 貯蔵する高圧ガスの種類

第6号様式(第10条関係)

第1種貯蔵所設置不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました第1種貯蔵所の設置については、
次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第7号様式(第13条関係)

第1種貯蔵所位置等変更許可書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のありました第1種貯蔵所の変更については、
高圧ガス保安法第19条第1項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 名 称
- 2 貯蔵所所在地
- 3 変更の種類

第8号様式(第13条関係)

第1種貯蔵所位置等変更不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました第1種貯蔵所の変更については、
次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第9号様式(第15条関係)

完成検査不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました高圧ガスの製造のための施設・
第1種貯蔵所の完成検査を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通
知します。

年 月 日

川崎市長

印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場
合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して
6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起する
ことができます。

第10号様式(第20条関係)

輸入検査不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

陸揚地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました高圧ガス及びその容器の輸入検査を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第11号様式(第30条関係)

保安検査不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました特定施設の保安検査を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第12号様式(第32条、第34条関係)

容器検査(再検査)不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました容器検査(再検査)を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第13号様式 (第33条関係)

特別充填許可書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のありました特別充填については、高圧ガス保安法第48条第5項の規定により許可します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 名 称
- 2 充填をする事業所の所在地
- 3 容器の種類及び数量
- 4 条 件

第14号様式 (第33条関係)

特別充填不許可通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました特別充填については、次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第15号様式(第34条関係)

容器再検査申請書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)		
事務所所在地		
容器所在地又は事業所所在地		
容器の種類		
耐圧試験圧力		
容器の数量		
備 考		

年 月 日

代表者 氏 名

印

(あて先)
川崎市長

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 ×印の項は記入しないでください。

第16号様式(第35条関係)

容器検査所不登録通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました容器検査所の登録(更新)については、次の理由により登録しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

理 由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第17号様式 (第36条、第37条関係)

附属品検査 (再検査) 不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所

氏名

様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました附属品検査 (再検査) を行った結果、次の事項が基準に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日 (前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として (川崎市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

第18号様式 (第37条関係)

附属品再検査申請書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所所在地		
附属品所在地又は事業所所在地		
附属品の種類		
当該附属品が装置される容器に充填されるガスの種類及び耐圧試験圧力		
附属品の数量		
備 考		

年 月 日

代表者 氏 名

☐

(あて先)
川崎市長

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 ×印の項は記入しないでください。

第19号様式 (第39条関係)

容器規格適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名

様

年 月 日付で申請のありました高圧ガスの種類又は圧力の変更
については、変更後においても次の容器が高圧ガス保安法第44条第4項の規格
に適合すると認めます。

年 月 日

川崎市長

印

1 容器の記号及び番号

2 変更内容

第20号様式(第39条関係)

容器規格不適合通知書

川崎市指令消 第 号

住所
氏名 様

所在地 川崎市

年 月 日付けで申請のありました高圧ガスの種類又は圧力の変更
については、次の事項が規格に適合していませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不適合事項

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第21号様式(第45条関係)

充 填 届 書	一般	新規 変更 廃止	×整理番号	
			×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地				
移動式製造設備の 使用の本拠地				
充填開始(変更、廃止)年月日				
備 考				

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ×印の項は記載しないでください。

第 2 2 号様式 (第 4 6 条関係)

工 事 完 了 届 書	一 般 液 石 冷 凍	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所 所在地			
許可年月日及び許可番号		年 月 日	
		第 号	
工事が完成した年月日		年 月 日	

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)
川崎市長

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - ×印の項は記載しないでください。

第23号様式(第47条関係)

高圧ガス製造設備等 軽微変更報告書	一 般 液 石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

④

(あて先)
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ×印の項は記載しないでください。

第 2 4号様式 (第 4 8条関係)

保 安 監 督 者 届 書	一 般 液 石	選 任 解 任	× 整 理 番 号	
			× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
選 任	保 安 監 督 者 の 氏 名			
	選 任 年 月 日			
解 任	保 安 監 督 者 の 氏 名			
	解 任 年 月 日			
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ×印の項は記載しないでください。

第25号様式(第49条関係)

高圧ガス関係変更届書	一液 冷容 般 石 凍 器	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
変 更 の 内 容		氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)の変更	
		事業所名称の変更	
		事業所の住居表示変更	
		貯蔵する高圧ガスの種類又は貯蔵数量の変更	
		販売をする高圧ガスの種類変更	
変 更 の 詳 細	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日		

年 月 日

代表者 氏名

(あて先)
川崎市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ×印の項は記載しないでください。

第26号様式(第50条関係)

許 可 申 請 等 取 下 げ ・ 取 り や め 届 書	一 般 液 石 冷 凍 容 器	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
内 容	申請年月日及び受付番号又は 許可年月日及び許可番号		
	取下げ又は取りやめる事項		
	理 由		

年 月 日

代表者 氏名



(あて先)
川崎市長

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - ×印の項は記載しないでください。

第27号様式(第51条関係)

許可等証明申請書	一液冷容 般石凍器	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
許可等の種別		高压ガス製造許可又は変更許可	
		高压ガス製造事業届出又は製造届出	
		第1種貯蔵所設置許可又は変更許可	
		第2種貯蔵所設置届出	
		高压ガス販売事業届出	
		特定高压ガス消費届出	
		特別充填許可	
		容器検査所登録	
許可等の年月日及び番号		保安検査又は完成検査	

上記のとおり許可等を受けていること又は届出をしていることについて証明願います。

年 月 日

代表者 氏名

㊟

(あて先)
川崎市長

上記の内容につきましては、相違ありません。

年 月 日

川崎市長

㊟

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 ×印の項は記載しないでください。

川崎市消防局訓令第5号

局内一般
消防署

川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月27日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会の設置等に関する規程（昭和59年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を推進するとともに、川崎市地震対策条例（昭和56年川崎市条例第26号）に基づく」を「及び」に改め、「推進するため」の次に「に設置する川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会に関し」を加える。

第2条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第3条中「指導しなければならない」を「助言及び指導を行うものとする」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第6号

局内一般
消防署

川崎市消防局警防規程及び川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月27日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市消防局警防規程及び川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令

（川崎市消防局警防規程の一部改正）

第1条 川崎市消防局警防規程（平成28年川崎市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1「川崎市麻生消防署王禅寺出張所」の部中「

王禅寺 出張所	王禅寺 消防隊 (王禅寺)					
------------	---------------------	--	--	--	--	--

」

を
「

王禅寺 出張所	王禅寺 消防隊 (王禅寺)			王禅寺救 急隊(王禅 寺救急)		
------------	---------------------	--	--	-----------------------	--	--

」

に改める。

第2条 川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2 菅生救急隊の部第3区分を削る。

別表第2 栗谷救急隊の部を次のように改める。

栗谷救急隊	1	多摩区の区域のうち、生田7丁目、三田1丁目、三田2丁目、三田3丁目、三田4丁目、三田5丁目、東三田1丁目、東三田2丁目、東三田3丁目	栗谷	多摩	菅生	菅	向丘	麻生	王禅寺	久地
	2	多摩区の区域のうち、南生田1丁目、南生田2丁目、南生田3丁目、南生田4丁目、南生田5丁目、南生田6丁目、南生田7丁目、南生田8丁目、西生田1丁目、西生田2丁目、西生田3丁目、西生田4丁目、西生田5丁目、栗谷1丁目、栗谷2丁目、栗谷3丁目、栗谷4丁目	栗谷	菅生	麻生	多摩	菅	王禅寺	柿生	向丘

別表第2 菅救急隊の部を次のように改める。

菅 救 急 隊	1	多摩区の区域のうち、菅馬場1丁目、菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、菅馬場4丁目、菅稲田堤1丁目、菅稲田堤2丁目、菅稲田堤3丁目、菅野戸呂、菅1丁目、菅2丁目、菅3丁目、菅4丁目、菅5丁目、菅6丁目、菅北浦1丁目、菅北浦2丁目、菅北浦3丁目、菅北浦4丁目、菅北浦5丁目、菅城下、菅仙谷1丁目、菅仙谷2丁目、菅仙谷3丁目、菅仙谷4丁目、中野島1丁目、中野島2丁目、中野島3丁目、中野島6丁目、布田、生田1丁目、生田2丁目、生田3丁目、生田4丁目	菅	多摩	栗谷	麻生	菅生	向丘	王禪寺	久地
	2	多摩区の区域のうち、寺尾台1丁目、寺尾台2丁目、生田5丁目、生田6丁目	菅	栗谷	多摩	麻生	菅生	王禪寺	向丘	久地

別表第2 麻生救急隊の部を次のように改める。

麻 生 救 急 隊	1	麻生区の区域のうち、多摩美1丁目、多摩美2丁目、高石1丁目、高石2丁目、高石3丁目、高石4丁目、高石5丁目、高石6丁目、百合丘1丁目、百合丘2丁目、百合丘3丁目、細山1丁目、細山2丁目、細山3丁目、細山4丁目、細山5丁目、細山6丁目、細山7丁目、細山8丁目	麻生	栗谷	柿生	王禪寺	栗木	菅	菅生	多摩
	2	麻生区の区域のうち、細山、向原1丁目、向原2丁目、向原3丁目、千代ヶ丘1丁目、千代ヶ丘2丁目、千代ヶ丘3丁目、千代ヶ丘4丁目、千代ヶ丘5丁目、千代ヶ丘6丁目、千代ヶ丘7丁目、千代ヶ丘8丁目、千代ヶ丘9丁目、金程1丁目、金程2丁目、金程3丁目、金程4丁目、上麻生1丁目、万福寺1丁目、万福寺2丁目、万福寺3丁目、万福寺4丁目、万福寺5丁目、万福寺6丁目	麻生	柿生	栗木	栗谷	王禪寺	菅	菅生	多摩

別表第2 麻生救急隊の部の次に次のように加える。

王 禅 寺 救 急 隊	1	麻生区の区域のうち、王禅寺、王禅寺東1丁目、王禅寺東2丁目、虹ヶ丘1丁目、虹ヶ丘2丁目、虹ヶ丘3丁目、東百合丘1丁目、東百合丘2丁目、東百合丘3丁目、東百合丘4丁目、	王禅寺	麻生	柿生	菅生	栗谷	栗木	多摩	向丘
	2	麻生区の区域のうち、王禅寺西1丁目、王禅寺西2丁目、王禅寺西3丁目、王禅寺西4丁目、王禅寺西5丁目、王禅寺西6丁目、王禅寺西7丁目、王禅寺西8丁目、王禅寺東3丁目、王禅寺東4丁目、王禅寺東5丁目、王禅寺東6丁目、白山1丁目、白山2丁目、白山3丁目、白山4丁目、白山5丁目、早野、下麻生、下麻生1丁目、下麻生2丁目、下麻生3丁目	王禅寺	柿生	麻生	栗木	栗谷	菅生	菅	多摩

別表第2 柿生救急隊の部を次のように改める。

柿 生 救 急 隊	1	麻生区の区域のうち、上麻生、上麻生4丁目、上麻生5丁目、上麻生6丁目、上麻生7丁目、片平1丁目、片平2丁目、片平3丁目、片平4丁目、岡上	柿生	王禅寺	麻生	栗木	栗谷	菅生	菅	多摩
	2	麻生区の区域のうち、上麻生2丁目、上麻生3丁目、古沢、万福寺	柿生	麻生	栗木	王禅寺	菅	菅生	多摩	向丘

別表第2 栗木救急隊の部を次のように改める。

栗 木 救 急 隊	1	麻生区の区域のうち、片平、片平5丁目、片平6丁目、片平7丁目、片平8丁目、五力田、五力田1丁目、五力田2丁目、五力田3丁目、白鳥1丁目、白鳥2丁目、白鳥3丁目、白鳥4丁目、栗平1丁目、栗平2丁目、栗木、栗木1丁目、栗木2丁目、栗木3丁目、黒川、南黒川、はるひ野1丁目、はるひ野2丁目、はるひ野3丁目、はるひ野4丁目、はるひ野5丁目、栗木台1丁目、栗木台2丁目、栗木台3丁目、栗木台4丁目、栗木台5丁目	栗木	柿生	麻生	王禅寺	栗谷	菅	菅生	多摩
-----------------------	---	--	----	----	----	-----	----	---	----	----

別表第4、8の部を次のように改める。

8	横浜市青葉区の区域のうち元石川町、美しが丘西一丁目、美しが丘西二丁目、美しが丘西三丁目、美しが丘一丁目、美しが丘二丁目、美しが丘三丁目、美しが丘四丁目、美しが丘五丁目	菅生	宮前	王禅寺	麻生	柿生	栗谷	向丘	宮崎
---	---	----	----	-----	----	----	----	----	----

別表第4、9の部を次のように改める。

9	横浜市青葉区の区域のうちすすき野一丁目、すすき野二丁目、すすき野三丁目、もみの木台、荳子田一丁目、荳子田二丁目、荳子田三丁目、鉄町、寺家町、鴨志田町	王禅寺	柿生	麻生	菅生	栗谷	宮前	向丘	菅
---	--	-----	----	----	----	----	----	----	---

別表第5、8の部を次のように改める。

8	町田市の区域のうち三輪町、三輪緑山一丁目、三輪緑山二丁目、三輪緑山三丁目、三輪緑山四丁目、金井町（和光大学構内のみ）	柿生	王禅寺	栗木	麻生	栗谷	菅生	菅	多摩
---	--	----	-----	----	----	----	----	---	----

別表第5、9の部を次のように改める。

9	多摩市の区域のうち永山四丁目、永山五丁目、諏訪四丁目、諏訪五丁目、諏訪六丁目、聖ヶ丘三丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目	栗木	柿生	麻生	王禅寺	栗谷	菅生	菅	多摩
---	---	----	----	----	-----	----	----	---	----

別表第6 麻生消防署の部を次のように改める。

麻生 消 防 署	稲城市の区域のうち平尾、平尾1丁目、平尾2丁目、平尾3丁目	栗木	麻生	柿生	王禅寺	栗谷	菅	菅生	多摩
	稲城市の区域のうち坂浜のうち長峰・若葉台以南、若葉台2丁目、若葉台3丁目	栗木	麻生	柿生	王禅寺	菅	栗谷	菅生	多摩

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第7号

局内一般
消防署

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月28日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令

川崎市消防通信規程（平成15年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「火災」の次に「、救急」を加える。

第2条第1項第10号中「専用回線」を「回線」に改める。

第5条第1項第3号中「、地図系署所指令端末装置」を「、署所指令端末装置」に改め、「、自動系署所指令端末装置（以下「署所指令端末装置」という。）」を削る。

第48条第1項第3号中「、署所指令端末装置」を「、署所指令端末装置等」に「各種指令情報」を「各種情報」に改める。

別表第2（第26条関係）を次のように改める。

指 令 区 分

指 令 区 分	定 義
火 災 指 令	各種火災に消防隊等を出場させるための指令をいう。
救 急 指 令	救急事故に救急隊及び航空隊等を出場させるための指令をいう。
救 助 指 令	交通事故（船舶・軌道・鉄道・航空機事故を含む。）、自然災害及びその他の事故により、発生した要救助者を救出するため消防隊等を出場させるための指令をいう。
警 戒 指 令	火災及び人命危険の警戒に消防隊等を出場させるための指令をいう。
偵 察 指 令	発生した事象を確認するため、消防隊等を出場させるための指令をいう。
そ の 他 災 害 指 令	上記以外の災害等に消防隊等を出場させるための指令をいう。
調 査 指 令	事後聞知或いは、緊急性を有しないその他の事象を確認又は調査するため、消防隊等を出場させるための指令をいう。
特 命 指 令	消防長が特に必要と認める消防隊等を出場させるための指令をいう。
応 援 指 令	各種消防相互応援協定等に基づき、管外へ消防隊等を出場させるための指令をいう。
予 告 指 令	救急指令を除く、各種災害指令を予告し、消防隊等に出場の準備を行わせるための指令をいう。
予 告 解 除	災害予告指令後、消防隊等の出場が必要なくなった場合に、災害予告指令による出場準備態勢を解除するための指令をいう。

別表第7（第48条関係）中

「

出場車両表示盤表示区分

動態表示色	車 両 動 態
緑	災害又は救急事案に出場中の車両
黄（橙）	業務出向又は訓練災害に出場中の車両
赤	故障又は整備中で使用不能な車両
消灯	所属署所に待機中の車両
緑の点滅	災害又は救急出場の指令が出ている車両

備考 緑の点滅は、車両動態の「出場」を入力することにより点灯に変る。

」

を

「

出場車両表示盤表示区分

背景色	文字色	車 両 動 態
緑	黒	災害又は救急事案に出場中の車両
黄	赤	業務出向又は訓練災害に出場中の車両
赤	白	故障又は整備中で使用不能な車両
白	黒	所属署所に待機中の車両
白の点滅	—	災害又は救急出場の指令が出ている車両

備考 白の点滅は、車両動態の「出場」を入力することにより緑点灯に変る。

」

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

川崎市消防局訓令第8号

局内一般

消防署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

川崎市消防長 田 中 経 康

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する

訓令

川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「総務局人事部」を「総務企画局人事部」に改める。

第22条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第2号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

健康教育課	学校保健・体育係
指導課	指導事務係 支援教育係

」

を

「

指導課	指導事務係 支援教育係
健康教育課	学校保健・体育係

」

に改める。

第4条の表総務部の部に次の2号を加える。

- (4) 働き方・仕事の進め方改革に関する事。
- (5) 事務改善に関する事。

第4条の表総務部の部庶務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表学校教育部の部を次のように改める。

学校教育部

- (1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。
- (2) 学校運営の支援に関する事。
- (3) 小杉小学校開校準備に関する事。

指導課

- (1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関する事。
- (2) 学校の運営に関する事。
- (3) 学校の教育課程の編成に関する事。
- (4) 学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。
- (5) 教科用図書選定審議会に関する事。
- (6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関する事。
- (7) いじめ防止対策連絡協議会等に関する事。
- (8) 支援教育(特別支援教育を含む。)に関する事。
- (9) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。

(10) 総合教育センターとの連絡調整に関する事。

健康教育課

- (1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関する事。
- (2) 児童等の保健衛生に関する事。
- (3) 学校の環境衛生に関する事。
- (4) 児童等の通学等に係る安全対策に関する事。
- (5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関する事。
- (6) 学校保健会に関する事。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関する事。
- (8) 学校体育に関する事。
- (9) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第3号

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則

川崎市教育文化会館使用規則(昭和42年川崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中大ホールの項を削り、同条第2項中「大ホール及び」及び「大ホール又は」を削る。

第13条第1項の表中大ホールの項を削り、同条第2項中「大ホール又は」及び「大ホール及び」を削る。

別表の1の表を削り、別表の2の表を別表の1の表とし、別表の3の表中「及び2」を削り、同表を別表の2の表とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第4号

川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則(平成27年川崎市教育委員会規則第8号)の一部を次

のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項若しくは第2項の規定に基づき、決定に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審査に審査請求人若しくは再審査請求人として出席する場合
- (10) 川崎市職員の苦情相談に関する規則(平成17年川崎市人事委員会規則第2号)第5条の規定による調査に応ずる場合(当該調査に応ずることが教育長の職務であると認められるときを除く。)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第7号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成30年3月22日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年3月29日(木) 13時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
議案第90号 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画(第3次)について
議案第91号 川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第92号 川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 4 陳情審議
陳情第2号 「登下校メール配信システム」の導入についての陳情について
- 5 その他報告等

川崎市教育委員会告示第8号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成30年3月30日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年4月6日(金) 13時00分から
- 2 場 所 教育会館 第1会議室
- 3 その他報告等

川崎市教育委員会告示第9号

川崎市教育委員会臨時会の議事事項を次のとおり追加します。

平成30年3月30日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

1. 日 時 平成30年4月6日(金) 13時00分から
2. 場 所 教育会館 第1会議室
3. 追加する議事事項

議案第1号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

教育委員会訓令

川崎市教育委員会訓令第1号

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成30年3月29日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令
(川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正)
- 第1条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程(平成18年川崎市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。
- 第1条第1号中「学校栄養職」の次に「及び学校事務職」を加える。
(川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正)
- 第2条 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第5条の表中

「

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員を除く。）	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長

」

を

「

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職並びに小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く。）	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長
小杉小学校開校準備担当の学校事務職	担当課長	担当部長

」

に改める。

第6条中「第1号様式から第12号様式まで」を「第1号様式の1から第11号様式の2まで」に改める。

第8条中「校長」を「校長等」に改める。

第10号様式の1及び第10号様式の2中「学校栄養職員用」を「学校栄養職用」に改める。

第11号様式の1中「事務職員用」を「学校事務職用」に、

「

学校名

」

を

「

学校名・所属名

」

に改め、第11号様式の2中「事務職員用」を「学校事務職用」に、

「

学校名

」

を

「

学校名・所属名

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第2号

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成30年3月29日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4号中「4,000円」を「4,800円」に改め、同条第5号中「2,800円」を「3,400円」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第3号

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成30年3月29日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

監 査 告 示

川崎市監査告示第1号

川崎市監査専門委員設置規程を次のように制定する。

平成30年3月29日

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

川崎市監査専門委員設置規程

(監査専門委員の設置)

第1条 監査委員に地方自治法(昭和22年法律第67号)

第200条の2の規定に基づき、監査専門委員を置くことができる。

(任期)

第2条 監査専門委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、選任の日に属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(その他必要事項)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市監査告示第2号

川崎市監査委員会議規程の一部を改正する告示を次のように制定する。

平成30年3月29日

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

川崎市監査委員会議規程の一部を改正する

告示

川崎市監査委員会議規程(昭和52年川崎市監査告示第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加える。

(10) 監査専門委員に関すること。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「本部長」を「本部長 危機管理監」に、「室長副室長」を「副室長」に、「支所長」を「支所長 学長補佐」に、「服務監察担当の担当係長」を「内部監察担当の担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年川崎市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定めるもの)

第2条 条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める団体とする。

(1) 条例第2条第1項第1号に該当するもの 別表第1に掲げる団体

(2) 条例第2条第1項第2号に該当するもの 別表第2に掲げる団体

(3) 条例第2条第1項第3号に該当するもの 別表第3に掲げる団体

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

名称
公益財団法人川崎市文化財団
公益財団法人川崎市産業振興財団

別表第2中

「

地方公共団体金融機構

」

を

「

地方公共団体情報システム機構
地方公共団体金融機構

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の退職管理に関する規則（平成28年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号中「11種」を「13種」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

第51条第1項若しくは第2項の規定に基づき、決定に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審査に審査請求人若しくは再審査請求人として出

席する場合

第3条中「前条第1項第12号」を「前条第1項第13号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が別に定める場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「又は配偶者のない旨」を削る。

第13条第1項を次のように改める。

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - (2) 条例第7条の3第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号）第2条に規定する公舎及びこれに準ずるもの（以下「公舎等」という。）に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が居住している職員を除く。）で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの
- 第13条第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 10,000円（満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては15,200円を、満31歳に達する日以後の最初の4月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては6,500円をその額に加算した額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円（満31歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては7,600円を、満31歳に達する日以後の最初の4

月1日から満41歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、3,250円をその額に加算した額)

第13条第3項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 配偶者が住居手当を受けている職員(配偶者が川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の適用を受ける者(次号において「企業職員」という。)であつて、当該配偶者が同条例の規定に基づく住居手当を受けている職員を含む。)

第13条第3項第3号中「企業職員」を「企業職員」に改め、「以下この号において同じ。」を削り、「家賃等」を「家賃」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 新たに住居手当の支給要件(以下「支給要件」という。)を具備するに至った職員で、住居手当を受けようとするもの又は住居手当を受けている職員で、支給要件に変更があつたものは、住居届(第2号様式)により、速やかにその旨を任命権者に届出なければならない。この場合において、支給要件を欠くに至った職員以外の職員は、第1項の規定に該当することを証明する書類を住居届に添付するものとする。

第13条第10項中「第2項第2号」を「第1項第2号」に改める。

第26条の2第2項中「及び第3項」を削り、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第26条の2第2項の改正規定は、同年6月15日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当及び住居手当に関する経過措置)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の規則(以下「新規則」という。)第10条第1項及び第13条第2項の規定の適用については、新規則第10条第1項中「備えているかどうか」とあるのは「備えているかどうか又は配偶者のない旨」と、新規則第13条第2項第1号中「10,000円」とあるのは「14,600円」と、「15,200円」とあるのは「7,900円」と、「6,500円」とあるのは「1,900円」と、同項第2号中「5,000円」とあるのは「7,300円」と、「7,600円」とあるのは「3,950円」と、「3,250円」とあるのは「950円」とする。

3 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における新規則第10条第1項及び第13条第2項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「14,600円」とあるのは「12,300円」と

と、「7,900円」とあるのは「11,600円」と、「1,900円」とあるのは「4,200円」と、「7,300円」とあるのは「6,150円」と、「3,950円」とあるのは「5,800円」と、「950円」とあるのは「2,100円」とそれぞれ読み替えるものとする。

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7級	1 副室長の職務 2 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターに限る。) 3 事務局の長の職務(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局に限る。)
8級	1 技監の職務 2 税務監の職務 3 教育次長の職務

」

を

「

7級	1 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターに限る。) 2 事務局の長の職務(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局に限る。)
8級	1 危機管理監の職務 2 技監の職務 3 税務監の職務 4 教育次長の職務

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第7号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

「

総務企画局	局長
-------	----

」

を
「

総務企画局	局長 危機管理監
-------	-------------

」

に、
「

	人事部長
--	------

」

を
「

	人事部長 行政改革マネジメント推進室長
--	------------------------

」

に、
「

	本庁舎等建替準備室長 行政改革マネジメント推進室長 危機管理室長 危機管理室副室長
--	--

」

を
「

	本庁舎等整備推進室長 危機管理室長
--	----------------------

」

に、「次世代産業推進室長」を「イノベーション推進室長」に、「自転車対策室長」を「自転車利活用推進室長」に改める。

別表第2中

「

--	--

」

看護短期大学	学長
	学科長

」

を
「

看護短期大学	学長
	学長補佐
	学科長

」

に改める。
附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第8号

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年川崎市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ウ及び第3条第1項第2号ウ中「学科長」を「学長補佐、学科長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員共済組合告示

共済告示第1号

川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日共済告示第4号）の一部を変更したのでここに告示する。

平成30年 3月30日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

第34条の2第1項の表中「1,000分の5.7」を「1,000分の6.1」に、「1,000分の2.11」を「1,000分の1.72」に改める。

第34条の3中「1,000分の11.4」を「1,000分の12.2」に改める。

第35条の2中「平成29年度」を「平成30年度」に、「2,080円」を「2,415円」に改める。

附 則（平成30年3月30日共済告示第1号）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第2号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2の規定に基づき、任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

平成30年3月30日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

平均標準報酬月額 470,000円

ただし、平成30年4月から平成31年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

川崎市共済公告第3号

川崎市職員共済組法定款第36条の規定に基づき、平成30年度事業計画及び予算を次のとおり公告します。

平成30年3月30日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

- 1 平成30年度事業計画及び予算（別紙のとおり）
- 2 議決年月日 平成30年3月23日

平成30年度 事業計画及び予算

川崎市職員共済組合

短 期 経 理
予 算 総 則

事 項	平成29年度	平成30年度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余剰金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 4,000,000	有価証券 4,000,000
2 業務経理へ繰り入れる資 金の最高限度額	17,648	20,154

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>7,386,367</u>	<u>7,858,121</u>	<u>7,771,456</u>	<u>471,754</u>	<u>△ 86,665</u>
(事業費用)					
保 健 給 付	3,230,532	3,161,965	3,179,010	△ 68,567	17,045
休 業 給 付	431,163	377,034	362,372	△ 54,129	△ 14,662
災 害 給 付	620	0	1,200	△ 620	1,200
附 加 給 付	40,095	27,601	34,747	△ 12,494	7,146
老 人 保 健 拠 出 金	35	22	0	△ 13	△ 22
退 職 者 給 付 拠 出 金	116,301	109,631	33,816	△ 6,670	△ 75,815
前 期 高 齢 者 納 付 金	724,577	970,318	1,016,846	245,741	46,528
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,617,098	1,901,925	1,851,624	284,827	△ 50,301
病 床 転 換 支 援 金	8	8	8	0	0
介 護 納 付 金	638,520	742,500	798,905	103,980	56,405
一 部 負 担 金 払 戻 金	42,463	40,498	39,716	△ 1,965	△ 782
連 合 会 払 込 金	115,259	118,417	118,050	3,158	△ 367
連 合 会 拠 出 金	429,696	408,202	335,162	△ 21,494	△ 73,040
繰入金	<u>24,773</u>	<u>17,650</u>	<u>20,154</u>	<u>△ 7,123</u>	<u>2,504</u>
業 務 経 理 へ 繰 入	24,773	17,650	20,154	△ 7,123	2,504
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	<u>559,509</u>	<u>544,941</u>	<u>547,860</u>	<u>△ 14,568</u>	<u>2,919</u>
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	559,509	544,941	547,860	△ 14,568	2,919
特 別 損 失	<u>0</u>	<u>36</u>	<u>0</u>	<u>36</u>	<u>△ 36</u>
前 期 損 益 修 正 損	0	36	0	36	△ 36
当 期 利 益 金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当 期 短 期 利 益 金	0	0	0	0	0
当 期 介 護 利 益 金	0	0	0	0	0
合 計	7,970,649	8,420,748	8,339,470	450,099	△ 81,278

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成29年度	平成30年度
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経常収益	<u>7,188,464</u>	<u>7,261,032</u>	<u>7,292,821</u>	<u>72,568</u>	<u>31,789</u>
(事業収益)					
短期負担金	3,016,698	2,993,791	2,984,931	△ 22,907	△ 8,860
介護負担金	308,203	366,875	392,277	58,672	25,402
短期掛金	3,007,247	2,988,298	2,980,373	△ 18,949	△ 7,925
介護掛金	310,688	366,875	392,277	56,187	25,402
短期任意継続掛金	46,924	35,324	32,472	△ 11,600	△ 2,852
介護任意継続掛金	5,894	6,208	6,002	314	△ 206
雑収入	184	0	0	△ 184	0
(補助金等収入)					
高額医療交付金	121,091	145,676	154,312	24,585	8,636
災害給付交付金	620	0	1,200	△ 620	1,200
育児・介護休業手当金交付金	344,737	337,455	328,686	△ 7,282	△ 8,769
調整負担金	18,384	18,311	18,231	△ 73	△ 80
(事業外収益)					
短期利息及び短期配当金	3,114	2,083	1,910	△ 1,031	△ 173
賠償金	4,680	136	150	△ 4,544	14
前年度繰越支払準備金	<u>552,695</u>	<u>559,509</u>	<u>544,941</u>	<u>6,814</u>	<u>△ 14,568</u>
前年度繰越支払準備金	552,695	559,509	544,941	6,814	△ 14,568
特別利益	<u>11,913</u>	<u>2,865</u>	<u>0</u>	<u>△ 9,048</u>	<u>△ 2,865</u>
前期損益修正益	11,913	2,865	0	△ 9,048	△ 2,865
当期損失金	<u>217,577</u>	<u>597,342</u>	<u>501,708</u>	<u>379,765</u>	<u>△ 95,634</u>
当期短期損失金	203,841	594,800	493,359	390,959	△ 101,441
当期介護損失金	13,736	2,542	8,349	△ 11,194	5,807
合 計	7,970,649	8,420,748	8,339,470	450,099	△ 81,278

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度		平成30年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>5,369,416</u>	<u>△ 613,788</u>	<u>4,755,628</u>	<u>△ 499,180</u>	<u>4,256,448</u>
普 通 預 金	3,132,262	386,828	3,519,090	△ 499,182	3,019,908
定 期 預 金	1,000,000	△ 1,000,000	0	0	0
金 銭 信 託	1,200,000	0	1,200,000	0	1,200,000
未 収 収 益	305	△ 285	20	2	22
未 収 金	331	△ 331	0	0	0
支 払 基 金 委 託 金	36,518	0	36,518	0	36,518
合 計	5,369,416	△ 613,788	4,755,628	△ 499,180	4,256,448
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>6,813</u>	<u>△ 1,879</u>	<u>4,934</u>	<u>△ 391</u>	<u>4,543</u>
前 受 収 益	6,813	△ 1,879	4,934	△ 391	4,543
固 定 負 債	<u>559,508</u>	<u>△ 14,567</u>	<u>544,941</u>	<u>2,919</u>	<u>547,860</u>
支 払 準 備 金	559,508	△ 14,567	544,941	2,919	547,860
剰 余 金	<u>4,803,095</u>	<u>△ 597,342</u>	<u>4,205,753</u>	<u>△ 501,708</u>	<u>3,704,045</u>
利 益 剰 余 金	4,803,095	△ 597,342	4,205,753	△ 501,708	3,704,045
合 計	5,369,416	△ 613,788	4,755,628	△ 499,180	4,256,448

厚生年金保険経理
予定損益計算書

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度 推 計	平成30年度 推 計	前年度対比較増△減	
				平成29年度	平成30年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>20,101,712</u>	<u>20,797,520</u>	<u>20,983,423</u>	<u>695,808</u>	<u>185,903</u>
(事業費用)					
負 担 金 払 込 金	12,367,029	12,929,252	12,965,520	562,223	36,268
組 合 員 保 険 料 払 込 金	7,734,683	7,868,268	8,017,903	133,585	149,635
合 計	20,101,712	20,797,520	20,983,423	695,808	185,903
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>20,101,712</u>	<u>20,797,520</u>	<u>20,983,423</u>	<u>695,808</u>	<u>185,903</u>
(事業収益)					
負 担 金	12,367,029	12,929,252	12,965,520	562,223	36,268
組 合 員 保 険 料	7,734,683	7,868,268	8,017,903	133,585	149,635
合 計	20,101,712	20,797,520	20,983,423	695,808	185,903

厚生年金保険経理
予定貸借対照表

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度		平成30年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>1,216,009</u>	<u>△ 214,785</u>	<u>1,001,224</u>	<u>10,578</u>	<u>1,011,802</u>
普 通 預 金	1,215,000	△ 214,452	1,000,548	10,578	1,011,126
当 座 預 金	0	676	676	0	676
未 収 金	1,009	△ 1,009	0	0	0
合 計	1,216,009	△ 214,785	1,001,224	10,578	1,011,802
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>1,216,009</u>	<u>△ 214,785</u>	<u>1,001,224</u>	<u>10,578</u>	<u>1,011,802</u>
未 払 金	1,216,009	△ 215,461	1,000,548	10,578	1,011,126
預 り 金	0	676	676	0	676
合 計	1,216,009	△ 214,785	1,001,224	10,578	1,011,802

経 過 の 長 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度 推 計	平成30年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方) 経 常 費 用 (事業費用) 負担金払込金	<u>173,466</u>	<u>77,587</u>	<u>169,744</u>	<u>△ 95,879</u>	<u>92,157</u>
	173,466	77,587	169,744	△ 95,879	92,157
合 計	173,466	77,587	169,744	△ 95,879	92,157
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方) 経 常 収 益 (事業収入) 負 担 金	<u>173,466</u>	<u>77,587</u>	<u>169,744</u>	<u>△ 95,879</u>	<u>92,157</u>
	173,466	77,587	169,744	△ 95,879	92,157
合 計	173,466	77,587	169,744	△ 95,879	92,157

經 過 的 長 期 經 理
予 定 貸 借 對 照 表

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度		平成30年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>1,076</u>	<u>△ 444</u>	<u>632</u>	<u>△ 54</u>	<u>578</u>
普 通 預 金	1,076	△ 444	632	△ 54	578
未 収 金	0	0	0	0	0
合 計	1,076	△ 444	632	△ 54	578
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>1,076</u>	△ 444	<u>632</u>	<u>△ 54</u>	<u>578</u>
未 払 金	1,076	△ 444	632	△ 54	578
合 計	1,076	△ 444	632	△ 54	578

経過の長期預託金管理経理予 算 総 則

事 項	平成29年度	平成30年度
1 経理単位相互間における 資金の融通の最高限度額	(1)長期貸付金 貸付経理に対する長期貸付金 千円 最高限度額 10,829,404 前年度末残高 1,500,000 本年度増加額 0 本年度減少額 700,000 本年度末残額 800,000 (2)貸付条件 利率 地方公務員等共済組合法第38 条の2第2項第7号の規定に より地方公務員共済組合連合 会が定める基準利率の区分に 応じて総務大臣が定める率	(1)長期貸付金 貸付経理に対する長期貸付金 千円 最高限度額 10,829,404 前年度末残高 800,000 本年度増加額 0 本年度減少額 600,000 本年度末残額 200,000 (2)貸付条件 利率 地方公務員等共済組合法第 38条の2第2項第7号の規 定により地方公務員共済組 合連合会が定める基準利率 の区分に応じて総務大臣が 定める率

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推 計	推 計	平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>46,028</u>	<u>24,003</u>	<u>4,681</u>	<u>△ 22,025</u>	<u>△ 19,322</u>
(事業費用)					
支払利息	46,028	24,003	4,681	△ 22,025	△ 19,322
合 計	46,028	24,003	4,681	△ 22,025	△ 19,322
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>46,028</u>	<u>24,003</u>	<u>4,681</u>	<u>△ 22,025</u>	<u>△ 19,322</u>
(運用収入)					
利息及び配当金	46,028	24,003	4,681	△ 22,025	△ 19,322
合 計	46,028	24,003	4,681	△ 22,025	△ 19,322

経過の長期預託金管理経理
予定貸借対照表

科 目	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>118,436</u>	<u>△ 5,997</u>	<u>112,439</u>	<u>△ 110,319</u>	<u>2,120</u>
普通預金	118,436	△ 5,997	112,439	△ 110,319	2,120
未収収益	0	0	0	0	0
固 定 資 産	<u>1,500,000</u>	<u>△ 700,000</u>	<u>800,000</u>	<u>△ 600,000</u>	<u>200,000</u>
(投資その他の資産)					
長期貸付金	1,500,000	△ 700,000	800,000	△ 600,000	200,000
合 計	1,618,436	△ 705,997	912,439	△ 710,319	202,120
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
固 定 負 債	<u>1,618,436</u>	<u>△ 705,997</u>	<u>912,439</u>	<u>△ 710,319</u>	<u>202,120</u>
連合会預託金	1,618,436	△ 705,997	912,439	△ 710,319	202,120
合 計	1,618,436	△ 705,997	912,439	△ 710,319	202,120

業 務 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 100,000	千円 有価証券 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 役員報酬 39 職員給与 32,313 旅 費 485 事 務 費 18,484	千円 役員報酬 39 職員給与 29,093 旅 費 887 事 務 費 18,191
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額	円 7,500	円 7,500
4 短期経理から業務経理へ 繰り入れる資金の最高限度額	千円 17,648	千円 20,154

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>140,811</u>	<u>135,812</u>	<u>170,211</u>	<u>△ 4,999</u>	<u>34,399</u>
(事業費用)					
役員報酬	26	26	39	0	13
職員給与	29,775	27,078	29,093	△ 2,697	2,015
旅費	608	339	887	△ 269	548
事務費	13,975	14,955	18,191	980	3,236
委託費	17,107	16,294	44,963	△ 813	28,669
賃借料	4,862	3,365	3,520	△ 1,497	155
普及費	2,185	3,740	2,214	1,555	△ 1,526
負担金	3,135	3,121	3,890	△ 14	769
選挙費	0	0	10	0	10
連合会分担金	9,438	24,550	25,113	15,112	563
事務費負担金払込金	59,675	42,319	42,256	△ 17,356	△ 63
雑費	25	25	35	0	10
特別損失	0	0	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0	0	0
当期利益金	<u>81,892</u>	<u>5,015</u>	<u>0</u>	<u>△ 76,877</u>	<u>△ 5,015</u>
当期利益金	81,892	5,015	0	△ 76,877	△ 5,015
合 計	222,703	140,827	170,211	△ 81,876	29,384
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>197,922</u>	<u>123,177</u>	<u>120,013</u>	<u>△ 74,745</u>	<u>△ 3,164</u>
(事業収益)					
負担金	134,375	95,303	95,122	△ 39,072	△ 181
雑収入	5	10	10	5	0
(補助金等収入)					
連合会交付金	63,542	27,864	24,881	△ 35,678	△ 2,983
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	0	0	0	0
繰入金	<u>24,773</u>	<u>17,650</u>	<u>20,154</u>	<u>△ 7,123</u>	<u>2,504</u>
短期経理より繰入	24,773	17,650	20,154	△ 7,123	2,504
特別利益	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 8</u>	<u>0</u>
前期損益修正益	8	0	0	△ 8	0
当期損失金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>30,044</u>	<u>0</u>	<u>30,044</u>
当期損失金	0	0	30,044	0	30,044
合 計	222,703	140,827	170,211	△ 81,876	29,384

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成28年度	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流動資産	<u>107,814</u>	<u>4,966</u>	<u>112,780</u>	<u>△ 30,084</u>	<u>82,696</u>
普通預金	107,810	4,965	112,775	△ 30,084	82,691
立替金	4	1	5	0	5
固定資産	<u>161</u>	<u>0</u>	<u>161</u>	<u>0</u>	<u>161</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	1	0	1	0	1
(無形固定資産)					
電話加入権	160	0	160	0	160
合 計	107,975	4,966	112,941	△ 30,084	82,857
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流動負債	<u>2,630</u>	<u>△ 49</u>	<u>2,581</u>	<u>△ 40</u>	<u>2,541</u>
未払金	111	111	222	0	222
未払費用	2,386	△ 127	2,259	△ 40	2,219
預り金	133	△ 33	100	0	100
剰余金	<u>105,345</u>	<u>5,015</u>	<u>110,360</u>	<u>△ 30,044</u>	<u>80,316</u>
資本剰余金	1,107	0	1,107	0	1,107
利益剰余金	104,238	5,015	109,253	△ 30,044	79,209
合 計	107,975	4,966	112,941	△ 30,084	82,857

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円	千円
	有価証券 250,000	有価証券 250,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円	千円
	職員給与 2,493	職員給与 2,524
	旅 費 10	旅 費 10
	事 務 費 790	事 務 費 790
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	千円	千円
	30,000	30,000

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>308,401</u>	<u>320,922</u>	<u>349,660</u>	<u>12,521</u>	<u>28,738</u>
(事業費用)					
職員給与	2,148	2,441	2,524	293	83
厚生費	220,844	230,436	241,674	9,592	11,238
特定健康診査等費	68,111	70,792	74,577	2,681	3,785
旅 費	0	0	10	0	10
事務費	525	403	790	△ 122	387
委託費	10,613	10,743	23,713	130	12,970
賃借料	576	1,730	1,730	1,154	0
普及費	1,435	292	605	△ 1,143	313
負担金	349	361	362	12	1
連合会分担金	3,800	3,724	3,675	△ 76	△ 49
特別損失	<u>0</u>	<u>3,238</u>	<u>0</u>	<u>3,238</u>	<u>△ 3,238</u>
前期損益修正損	0	3,238	0	3,238	△ 3,238
当期利益金	<u>11,372</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 11,372</u>	<u>0</u>
当期利益金	11,372	0	0	△ 11,372	0
合 計	319,773	324,160	349,660	4,387	25,500
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>319,773</u>	<u>296,628</u>	<u>290,785</u>	<u>△ 23,145</u>	<u>△ 5,843</u>
(事業収益)					
負担金	149,011	139,413	138,818	△ 9,598	△ 595
掛 金	145,334	135,830	135,470	△ 9,504	△ 360
施設収入	25,428	21,385	16,497	△ 4,043	△ 4,888
(補助金等収入)					
連合会交付金	0	0	0	0	0
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	0	0	0	0
当期損失金	<u>0</u>	<u>27,532</u>	<u>58,875</u>	<u>27,532</u>	<u>31,343</u>
当期損失金	0	27,532	58,875	27,532	31,343
合 計	319,773	324,160	349,660	4,387	25,500

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成28年度	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>294,418</u>	<u>△ 29,262</u>	<u>265,156</u>	<u>△ 51,002</u>	<u>214,154</u>
普通預金	269,246	△ 25,475	243,771	△ 46,114	197,657
証券投資信託	0	0	0	0	0
未 収 金	25,172	△ 3,787	21,385	△ 4,888	16,497
固 定 資 産	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>
(無形固定資産)					
施設預託金	450,000	0	450,000	0	450,000
合 計	744,418	△ 29,262	715,156	△ 51,002	664,154
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>10,827</u>	<u>△ 1,730</u>	<u>9,097</u>	<u>7,873</u>	<u>16,970</u>
未 払 金	7,356	△ 2,267	5,089	8,035	13,124
未 払 費 用	3,471	537	4,008	△ 162	3,846
剰 余 金	<u>733,591</u>	<u>△ 27,532</u>	<u>706,059</u>	<u>△ 58,875</u>	<u>647,184</u>
資本剰余金	450,000	0	450,000	0	450,000
利益剰余金	283,591	△ 27,532	256,059	△ 58,875	197,184
合 計	744,418	△ 29,262	715,156	△ 51,002	664,154

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度	
	千円		千円	
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券	9,000,000	有価証券	9,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 事務費	167 403	職員給与 事務費	167 403
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額		30,000		30,000
4 組合員貯金に対する支払 利率		年 0.55%		年 0.55%

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>47,072</u>	<u>50,876</u>	<u>63,693</u>	<u>3,804</u>	<u>12,817</u>
(事業費用)					
職 員 給 与	0	0	167	0	167
事 務 費	146	136	403	△ 10	267
委 託 費	0	0	10,000	0	10,000
普 及 費	481	907	504	426	△ 403
支 払 利 息	46,445	49,833	52,619	3,388	2,786
特 別 損 失	<u>0</u>	<u>16</u>	<u>0</u>	<u>16</u>	<u>△ 16</u>
前 期 損 益 修 正 損	0	16	0	16	△ 16
当 期 利 益 金	<u>42,854</u>	<u>29,265</u>	<u>11,619</u>	<u>△ 13,589</u>	<u>△ 17,646</u>
当 期 利 益 金	42,854	29,265	11,619	△ 13,589	△ 17,646
合 計	89,926	80,157	75,312	△ 9,769	△ 4,845
(貸 方)					
経 常 収 益	<u>89,926</u>	<u>80,157</u>	<u>75,312</u>	<u>△ 9,769</u>	<u>△ 4,845</u>
(運用収入)					
利 息 及 び 配 当 金	86,304	79,417	75,228	△ 6,887	△ 4,189
有 価 証 券 売 却 益	3,462	0	0	△ 3,462	0
償 還 差 益	160	740	84	580	△ 656
合 計	89,926	80,157	75,312	△ 9,769	△ 4,845

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成28年度	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流動資産	<u>303,321</u>	<u>172,935</u>	<u>476,256</u>	<u>△ 111,278</u>	<u>364,978</u>
普通預金	289,393	173,934	463,327	△ 110,805	352,522
仮払金	16	7	23	△ 23	0
未収収益	13,912	△ 1,006	12,906	△ 450	12,456
固定資産	<u>8,796,655</u>	<u>298,336</u>	<u>9,094,991</u>	<u>500,084</u>	<u>9,595,075</u>
(投資その他の資産)					
金銭信託	1,700,000	△ 900,000	800,000	0	800,000
投資有価証券	7,096,655	1,198,336	8,294,991	500,084	8,795,075
合 計	9,099,976	471,271	9,571,247	388,806	9,960,053
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	<u>8,506,264</u>	<u>442,006</u>	<u>8,948,270</u>	<u>377,187</u>	<u>9,325,457</u>
組合員貯金	8,479,662	444,135	8,923,797	376,155	9,299,952
未払費用	22,714	1,759	24,473	1,032	25,505
預り金	3,888	△ 3,888	0	0	0
剰余金	<u>593,712</u>	<u>29,265</u>	<u>622,977</u>	<u>11,619</u>	<u>634,596</u>
利益剰余金	593,712	29,265	622,977	11,619	634,596
合 計	9,099,976	471,271	9,571,247	388,806	9,960,053

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 3,500,000	有価証券 3,500,000
2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件	<p>経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 10,829,404 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方 公務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が 定める率</p>	<p>経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 10,829,404 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方 公務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が 定める率</p>
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	<p>1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%</p> <p>2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)</p> <p>3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%</p> <p>4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26%</p>	<p>1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%</p> <p>2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)</p> <p>3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%</p> <p>4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26%</p>
4 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 2,940 旅 費 239 事 務 費 1,465	職員給与 2,940 旅 費 184 事 務 費 1,360

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度 推 計	平成30年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				平成29年度	平成30年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	65,993	39,201	23,347	△ 26,792	△ 15,854
(事業費用)					
職 員 給 与	2,595	2,220	2,940	△ 375	720
旅 費	0	37	184	37	147
事 務 費	702	1,408	1,360	706	△ 48
委 託 費	588	675	2,756	87	2,081
修 繕 費	0	0	30	0	30
賃 借 料	218	218	255	0	37
普 及 費	3,137	2,487	3,300	△ 650	813
諸 謝 金	0	0	30	0	30
負 担 金	342	341	433	△ 1	92
支 払 利 息	46,028	24,003	4,680	△ 22,025	△ 19,323
連 合 会 払 込 金	12,358	7,712	7,200	△ 4,646	△ 512
雑 費	25	25	50	0	25
減 価 償 却 費	0	75	129	75	54
特 別 損 失	935	852	0	△ 83	△ 852
前期損益修正損	935	852	0	△ 83	△ 852
当 期 利 益 金	42,533	38,551	10,390	△ 3,982	△ 28,161
当 期 利 益 金	42,533	38,551	10,390	△ 3,982	△ 28,161
合 計	109,461	78,604	33,737	△ 30,857	△ 44,867
(貸 方)					
経 常 収 益	109,363	78,508	33,737	△ 30,855	△ 44,771
(事業収益)					
組 合 員 貸 付 金 利 息	108,927	78,158	33,457	△ 30,769	△ 44,701
(補助金等収入)					
連 合 会 交 付 金	436	350	280	△ 86	△ 70
特 別 利 益	98	96	0	△ 2	△ 96
前期損益修正益	98	96	0	△ 2	△ 96
当 期 損 失 金	0	0	0	0	0
当 期 損 失 金	0	0	0	0	0
合 計	109,461	78,604	33,737	△ 30,857	△ 44,867

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成28年度 決 算 額	平成29年度		平成30年度	
		増△減	年度末	増△減	年度末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>116,335</u>	<u>101,018</u>	<u>217,353</u>	<u>△ 94,027</u>	<u>123,326</u>
普通預金	101,636	101,117	202,753	△ 94,027	108,726
立替金	1	△ 1	0	0	0
未収金	14,698	△ 98	14,600	0	14,600
固 定 資 産	<u>3,747,739</u>	<u>△ 763,332</u>	<u>2,984,407</u>	<u>△ 495,950</u>	<u>2,488,457</u>
(投資その他の資産)					
投資有価証券	0	0	0	0	0
組合員貸付金	3,747,739	△ 763,332	2,984,407	△ 495,950	2,488,457
合 計	3,864,074	△ 662,314	3,201,760	△ 589,977	2,611,783
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>3,715</u>	<u>△ 865</u>	<u>2,850</u>	<u>△ 367</u>	<u>2,483</u>
未払金	2,929	△ 624	2,305	△ 382	1,923
未払費用	171	△ 125	46	53	99
預り金	615	△ 116	499	△ 38	461
固 定 負 債	<u>1,500,000</u>	<u>△ 700,000</u>	<u>800,000</u>	<u>△ 600,000</u>	<u>200,000</u>
長期借入金	1,500,000	△ 700,000	800,000	△ 600,000	200,000
剰 余 金	<u>2,360,359</u>	<u>38,551</u>	<u>2,398,910</u>	<u>10,390</u>	<u>2,409,300</u>
利益剰余金	2,360,359	38,551	2,398,910	10,390	2,409,300
合 計	3,864,074	△ 662,314	3,201,760	△ 589,977	2,611,783

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、き損により無効としたので告示します。

平成30年3月30日

川崎市川崎区長 土方 慎 也

自動車臨時運行許可番号標	無効年月日
川崎 10 - 48	平成30年3月29日

幸 区 告 示

川崎市幸区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成30年3月16日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8 - 99	平成28年2月19日

川崎市幸区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成30年3月16日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 3 - 09	平成27年12月28日

川崎市幸区告示第3号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成30年3月16日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 3 - 21	平成29年10月25日

川崎市幸区告示第4号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成30年3月16日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8 - 98	平成29年4月4日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成30年3月31日(第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成30年3月31日(第2期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成30年3月31日(第3期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成30年3月31日(第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成30年3月31日(第5期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成30年3月31日(第6期分)	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年3月31日(第7期分)	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年3月31日(第8期分)	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年3月31日(第9期分)	計96件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第33号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成30年3月31日(第6期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年3月31日(第7期)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年3月31日(第8期)	計7件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年3月31日(第9期)	計35件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第34号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年1月	平成30年3月31日(過年1月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年3月31日(第7期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年3月31日(第8期分)	計10件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年3月31日(第9期分)	計54件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第35号

次の国民健康保険料に係る差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年3月20日

川崎市川崎区長 土方慎也

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第36号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月22日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第11期	平成30年4月2日(第11期分)	計29件
平成29年度	介護保険料	第10期	平成30年4月2日(第10期分)	計6件
平成29年度	介護保険料	第9期	平成30年4月2日(第9期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第37号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月22日

川崎市川崎区長 土方慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第8期	平成30年4月2日(第8期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第38号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職

権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成30年3月30日

川崎市川崎区長 土方慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第39号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成30年3月30日

川崎市川崎区長 土方慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第40号

次の国民健康保険料に係る差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年3月30日

川崎市川崎区長 土方慎也

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第13号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成30年3月31日(第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成30年3月31日(第2期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成30年3月31日(第3期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成30年3月31日(第4期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成30年3月31日(第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成30年3月31日(第6期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年3月31日(第7期分)	計6件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年3月31日(第8期分)	計10件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年3月31日(第9期分)	計48件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第10期	平成30年3月31日(第10期分)	計1件
平成29年度	介護保険料	第11期	平成30年3月31日(第11期分)	計11件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第8期	平成30年3月31日(第8期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第16号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月28日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第9期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	特徴10月以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	特徴2月以降		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第13号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年3月31日(第7期分)	計7件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年3月31日(第8期分)	計80件

川崎市中原区公告第14号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	平成30年3月31日	計8件

川崎市中原区公告第15号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第10期		計5件

川崎市中原区公告第16号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年3月22日

川崎市中原区長 向坂光浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市中原区公告第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年3月22日

川崎市中原区長 向坂光浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第17号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手しうる日	件数 ・ 備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	平成30年3月31日 (第4期分)	計1件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	平成30年3月31日 (第7期分)	計1件
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	平成30年3月31日 (第8期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第18号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第11期分	平成30年3月31日(第11期分)	計15件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第19号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第4期分	平成30年3月31日(第4期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期分	平成30年3月31日(第5期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期分	平成30年3月31日(第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第7期分	平成30年3月31日(第7期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第8期分	平成30年3月31日(第8期分)	計6件
平成29年度	国民健康保険料	第9期分	平成30年3月31日(第9期分)	計57件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第20号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年3月22日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算

して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第21号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年3月22日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

別紙省略

宮前区公告**川崎市宮前区公告第20号**

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科目	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	計5件

(以下余白)

川崎市宮前区公告第21号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第10期	平成30年 3月31日	計11件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第22号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	7期	平成30年 3月31日	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第23号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成30年 3月31日	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成30年 3月31日	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成30年 3月31日	計1件

平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年 3月31日	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年 3月31日	計9件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年 3月31日	計31件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第24号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年 3月22日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第25号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年 3月22日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第24号

次の国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月16日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計15件

別紙省略

川崎市多摩区公告第25号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成30年3月30日(第1期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成30年3月30日(第2期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成30年3月30日(第3期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成30年3月30日(第4期分)	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第5期	平成30年3月30日(第5期分)	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第6期	平成30年3月30日(第6期分)	計4件
平成29年度	国民健康保険料	第7期	平成30年3月30日(第7期分)	計3件

平成29年度	国民健康保険料	第8期	平成30年3月30日(第8期分)	計14件
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年3月30日(第9期分)	計95件

別紙省略

川崎市多摩区公告第26号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期	平成30年5月2日	計9件

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第17号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年3月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第9期	平成30年4月2日(第9期分)	計1件
平成29年度	介護保険料	第10期	平成30年4月2日(第10期分)	計1件

別紙省略

川崎市麻生区公告第18号

次の国民健康保険被保険者証返還請求書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第19号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 3月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第7期	平成30年4月2日 (第7期分)	計7件
平成 29年度	国民健康 保険料	第8期	平成30年4月2日 (第8期分)	計16件
平成 29年度	国民健康 保険料	第9期	平成30年4月2日 (第9期分)	計67件

別紙省略